

342

253

事故本  
乱丁  
p.3-12, p.104  
p.116a後31=  
おし  
'93.11.26



始



342-253

月見柳莊先生著

第一卷

# 日本外史講義

平源北條氏氏

大正  
1.11.14.  
内交

東京 無我山房藏版

## 日本外史講義はしがき

拜戸 益兄足下、高囑により筆を執り候へども、御承知の通りの鈍劣、  
脱稿後 報に堪へず候、

日本外史の講述に關する書にして、既に世に公にせられたるもの兩三部こ  
れあり、各その特長も有之哉に被存候、中にも、久保氏の新釋の如きは、以  
て加ふる莫しとも申すべく、殊に、その最も簡易なる通俗語を以て、巧に本  
文の字句を訓解せられたる手際に至つては、感服の外これなく、この講義  
に於ても、同書に負ふところ、實に多大に候が、たゞ、小生の此講義に筆を  
執り候際、聊か用意致候點に關しては、一應開陳仕置度候、

この講義は、重に、漢文初學者の爲に、その讀書力の養成に資する所あらん  
ことを目的と致候、されば、本書に於ては、讀者をして、原文の叙述全體に  
關し、その意味を會得せしめんことに心すべきは、申すまでも無之候へど

も、また、原文の辭句に對し、適當の智解を開發せしめんことに勉めざるべからずと存じ、それに就いては、左記の如き心掛こころがけが最も肝要と相心得、及ばず乍ら、出來得るだけの注意を致したる積りに候、

一、通解の際、原文の意味を明瞭ならしめ、或は、講述に趣味を生ぜしめんと欲するの餘、原文の叙述中に其意義無き語句を以て、補足し修飾する如きことは、出來得るだけ之を避くる事、

一、邦語に譯述する場合には、之を除くも差支なき語句と雖も、原文中に在るものは、通解の際、出來得るだけ省略せざること、

某書を翻譯するに當り、之を意譯するは、之を直譯するに比すれば、行文ぎやうぶん自由を得て、讀者をして、面白く繙閱せしめ得べきが如く、某書を講述するにも、専ら其書全體の意義を示すを本とするものは、其書の語句を逐ひ文義を尋ねて之を解説するものに比すれば、興味きょうみをして多からしめ易く候へども、本書の目的既に前掲の如くに候へば、斷然右様の心掛を以て執

筆仕候次第に候、されば、解説の場合、或は繁冗に過ぎ、或は簡約に失するの嫌あるところ有之候ども、之を改めず、しかのみならず、原文中の副詞接續詞の類にして、解説の中には、必ずしも之を譯述せずとも、其意味を解し能はざるの憂なき場合に於ても、時に或は普通の和訓以外の他語を以て、故ことばに之を加へ置候處なども有之、これ、原文に在ては、其等の文字なからざるべからざるを示さんと存じ候ての事に候、それ故、小生は、讀者が、毎

原文と通解とを對照して研究せんことを竊に希望致居る次第に候、

文典に於ても、右の目的を以て講述を試み、初には、成るべく、一通り全體に關する通則を掲げ、漸を逐ふて複雑なる特殊の場合にも説き及ぼしたる積りにて、その例の如きも本來をいへば、之を古典に求め候方適當に候へども、出來得るだけは本書より引用致置きたる次第に候、或る品詞の事を知らんと欲せば、讀者は、先づ該品詞の下の講述を見、更に餘談として出したる下をも参照し、時に或は文章構成法の中までも捜し求むるの要あり

て、甚た煩はしきが如くに候も、或る題目の下に、該題目に關する難易一切の事項を列擧すれば、初學者には、却て解し難かるべしと被存候へば、時に重複の嫌も有之候へども、敢て斯く致し候事に候、尤も、委きことは、小生の及ぶ所に非ず、すべて之を専門の書に譲り、今は極大體だけを述べ置く事に止め候、

右この書起草に關する愚存の大意のみ申上置度斯くの如く候 頓首

柳 莊 生

子盟兄梧下

山陽の樂翁公に上れる書

布衣頼襄謹再拜白。少將樂翁公閣下。襄嘗讀宋蘇轍上韓魏公書愛之。以爲自古進言於當世王侯者。大抵有求而自售。識者所醜。獨轍偉魏公人物。比之名山大川。欲接其言貌。以養己作文之氣。言雖近狂。其澹泊無求。可知也。雖然。魏公是時猶當路秉權。人將疑轍之有求焉。閣下今代之魏公也。而勇退高蹈。久處閑地。使襄學轍所爲。可以無嫌矣。特貴賤懸絕。不啻如轍於魏公。則徒仰而心嚮之而已。

(訓解) 布衣、官位なき者の稱、古代支那にて、平民は麻衣のみを纏ふの制あり、即ち布衣は平民の服なりしより來れるなり。●頼襄、襄は實名、上長に對しては自分の實名をいふが禮たり。●少將樂翁公、近衛少將松平定信のこと、隱居して樂翁と號して居りし故かくいふ、陸奥國白河の城主たりしが故に、世に白河樂翁公と稱す。●閣下、旁門を指し、ふ、御門の下までといふ謙辭より轉じて、尊稱に用ふ。●蘇轍、蘇は姓、轍は名、字を子由といふ、蘇老泉の子、有名なる東坡の弟なり。●韓魏公、韓は姓、名は琦、字は稚圭、宋の名臣の一にして、仁宗英宗の兩朝に歷任し、宰相たり、英宗の時、魏國公に封せられたれば、韓魏公といふ。●有求、何か欲望するところがある。●自售、自分から才能を賣りつける。●識者、義理を辨へた、見識のある人。●所醜、見にくしとする。●偉、偉大、すぐれて大なる人物とおもふ。●澹泊、慾のないさつぱりして居ること。●當路、要路に親、言語容貌に接近する、親しく其談話を聞き容貌を見ること。●澹泊、慾のないさつぱりして居ること。●當路、要路に當る、即ち重職に在ること。●秉權、政權を握つて居ること。●勇退高蹈、潔く顯職を退き高尙に行ひすまして

山陽の樂翁公に上れる書

居る●愚閑地、静にひまな場所に居る、すなはち俗事を離れ隱居してゐること●無嫌、懼り氣遣ふべきことかない●懸絶、かけ離れて居ること

(通解) 無官無位の頼襄、謹んで再拜して申し上げます。少將樂翁公閣下、私は、前きに、宋の蘇轍が韓魏公に差上げた書を読み、頗る之を好ましまして、思ひますには、昔から、その時代の王侯なといふ権貴の人に、何事か申出する者には、大がいに、心の内に何か欲望することがあつて、自分からしてその才能を賣りつけます、これは義理を辨へた見識のある者の、いかにも見ぐるしいこととして惡むところでありますが、ひとり、かの蘇轍は、魏公の人物を、すぐれて大なりとして、これを名山や大川になぞらへ、親しく、その談話を聞き容貌を見て、自分が作文の氣象を養ひたいと冀うて居ります。その言ひたては、氣遣ひめきてはをりますが、その心のさつぱりして、何も欲望することのないのは、推知することが出来た。さりながら、魏公は、この時、まだ要職に居て政權を握つてをられたのでありますから、人は、轍も何か欲望することがありしかと、疑はんとして居ります。閣下は今の世の魏公とも申すべき方でありますが、唯今では潔く顯職をお退きになり、高尚に行ひすまして、長らく俗事を離れた静な地位にゐらせられますから、私をして、かの蘇轍が致したやうなことを真似させて下されましても、それを以て、何か欲望でもあるのではないかと、他から思はるゝ氣遣ひはありますまい。しかし、他事は扱て置き、たゞ、

閣下と私との貴賤のかけ離れてゐることが、蘇轍と魏公との間ぐらゐることではないのでありますから、たゞもう、仰ぎ望んで、心ばかり閣下に向ふてお慕ひ申してゐるのみであります。

今茲。尊嫡君侯。膺幕命。入朝。謝大拜之恩。襄伏在草莽。側聞盛事。而不圖。邸更帶閣下之命。來就襄家。取所著私史。欲賜覽觀。禮意殷勤。愧悚交至。夫襄不三敢求於閣下。而閣下求於襄。襄之榮大矣。復何所嫌而辭避乎。雖未接聲。效聞其詞。命亦可以自壯。於是忘其蕪穢。出以納下執事。又敢有所瀆告。

(訓解) 今茲、ことし。尊嫡君侯、御世嗣の殿様といふこと、定信の子定永を指す。膺、當る、受る、正面に當りて受る。意味。入朝、朝廷に参ること。謝大拜之恩、文政十年二月徳川家齊太政大臣に任ぜられ、定永等をして京都に詣り、其恩を謝せしめしことを云ふ。在草莽、草莽ともにくさのこと、任官せず民間に居るをいふ。不圖、思ひがけなく。邸更、御屋敷の役人。就、よりつく、わざ／＼來り求むる意味を示す。私史、私に著述したる歴史。懇懇、ていれい。愧悚交、至、漸ぶる思ひと恐るゝ念とがかはる／＼起る。辭避、ことわりて嫌疑をよけること。聲款、せき、しはぶき、せきばらひのこと。詞命、言ひつけ。自壯、自分に氣強くさかんなりとする。蕪穢、草の生え交りてきたなき如く、文章の拙きをいふ。下執事、御家來。瀆告、御耳をけがして申上ぐる。

(通解) 今年、御世嗣の殿様が、幕府の御命令を受け、朝廷へ参内して、將軍様が太相國を拜させられた御恩の御禮を申上げになりましたが、私は草深い民間にかくれ居りまして、陸ながら、

山陽の樂翁公に上れる書

その御盛な事を承つてをりました。しかるに、思ひがけなくも、御屋敷の役人が、閣下の御命令を持つて、わざ／＼私の家にお越になり、私に著述しました歴史を御取寄せになつて、御覽じ遣はされた御意とのことで、その禮儀ある思召が、まことに御ねんごろなのに、慚づる思ひと恐るゝ念とがかはるゝ起りました。それ、私から何も強て閣下にお願ひ致したわけではなく、閣下から私へ御望になりましたのでありますから、私の榮譽は大したものであります。また、何をかれこれ氣遣ふて、お斷りを申し、世の嫌疑を避けることなど致しませうや。また御せきばらひの聲をもうけたまはつたことはござりませねど、閣下のかゝる御言ひ付けを聞きましては、また、自分に、盛んなりとして、氣強く思ふことが出来ます。そこで、生え難つた穢い草の如く著書が拙いのをも忘れ、取り出して御家來まで納め、かく御耳を汚して申上げることまでも致すやうになつた次第であります。

轍書稱史遷文有奇氣他日自作古史則論遷之疎略輕官太史總領天下文籍猶不免疎略之譏況如裏以寒陋一書生獨力匡古今其不自揣而招大方嗤笑必也然少小嗜讀國乘每病常藩史之浩穢又恨其有闕至近代之事與夫隆治之所由非無先輩撰著又未嘗有晰其端

緒綜各家終始者於於是私做遷史世家而加詳備斷自源平氏至於今代間以中興諸將及割據群雄關係治亂者家別紀之或錯而合之要覽其成敗盛衰之狀與臣屬謀戰忠邪之跡取其大體最明確者若夫博引旁搜辨折錙銖世自有其人以為非襄輩所及也

(訓解) 史遷、遷は名、姓を司馬、字を子長といふ、漢の武帝の時、大史令たり、故に今略してかくいふ、有名なる史記はその著なり、奇氣、一種特異の氣象、古史、書名なり、疎略、おろそかにして漏れたるものあること、輕信、取調へが不十分にして材料を輕々しく信用したること、淺陋、あさはかにして見聞の足らぬこと、無識、識見なくして取捨宜しきを得ぬこと、總領、すべていつて取締る、寒陋、寒は貧賤なること、陋は少見寡聞なること、罔羅、魚鳥を網する如く包みこむ、不自揣、自分の力量をも辨へず、大方、世間の賢明なる人、國乘、歴史を乗といふ、常藩史、常陸の水戸藩で編纂せし大日本史をいふ、病、憂ふ、浩穢、浩は大、穢は盛、卷數の饒多なること、有闕、後小松天皇より以後の記事なきをいふ、隆治之所由、徳川氏時代の隆盛なる治平の由來、先輩撰著、安積澹泊の烈祖成績、木村彌十郎の武徳編年集編などの如き、先の學者の著述、學問年譜などの己より長せるものを尊んで先輩といふ、晰、明かにする、端緒いとぐち、綜、總へ聚める、遷史世家、司馬遷の史記の諸侯の事を記する部分、間、まじふるに、中興諸將、建武年間王政復古に忠勤せし楠、新田、菊池、北畠等の諸將、割據群雄、元龜天正の比各地に割據したる織田、上杉、武田、後北條、毛利などいへる英雄、博引旁搜、ひろく諸方面から材料を引に出し、まじりて細かにさがし求むる、辨折錙銖、錙銖はともに些少なる斤量の稱、錙とが錙とかいふ如き輕微なことで、まじりて解割することはいふ意。

(通解) 轍の韓魏公に上つた書中には、司馬遷の文章には尋常を離れた特異の氣象があるとして  
山陽の樂翁公に上れる書



ほめてをりますが、後年、自分が古史を作りし時には、遷の叙述の、おろそかにして漏らすところがあり、取調べが不十分で、つまらぬ材料をも軽くしく信用し、淺はかにして見聞少なく、識見の無いことを論じてをります。元來、司馬遷は、太史の官に就て居て、天下の文書圖籍を統べ、取縮つて居りました。それでさへも、かく疎略の非難を免れませぬ。まして私ごとき、賤で見聞の少い一書生が、獨りの力で古今の事を悉く包み込まんとするのでありますから、その自分の力量をも辨へずして、世の賢者の笑を招きますることは、きまつて居ります。しかしながら、私は、幼年の時分から、好んで我國の歴史を讀みましたについても、いつも、大日本史のあまり巻數が多いのを憂へ、またその記事の闕けてをりますのを甚だ残念に存じますし、又、織田豊臣の如き近世の事柄と、徳川氏の御世の、かの隆盛なる治平が、とふして起つたものかといふ其由來とに就ては、先輩の著述が無いでも御座りませぬが、それとても、まだ、その絲ぐらゝを明かにし、將門各家の始め終りを總べ聚めたものはありませぬから。そこで、自分勝手に、司馬遷の史記の世家の體裁を真似まして、しかも、さらに詳しく落ちのない様にし、源平氏より断ち切つて、その以後、現今までの事を述べ、その間には、建武中興の時の諸將や、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、を割いてこれに據つてをつた澤山な英雄どもで、治と亂とに關係があるもの、家別にこれを叙述したり。或は交へてこれを合はせたり、畢竟は、その成功したり失敗したり盛

になつたり衰へたりした形状と、その臣下として從屬してをる者共が、謀をしたり、戦つたり忠であつたり、邪であつたりした、その事跡とを、よく目をとめて見る様にすることを主旨とし、その大體の一番明かで確かなものを取り用ゐることに致しました。かのひろく諸方面から材料を引き來り、横路まで立入つて細かにさがし求めたりして、輕微なることまでをもかれこれと辨別割折いたすことの如きは、世間におのづからその人があります。私などの及ばないこと、存じますれば、左様な事には手を着けませぬ。

至ニ其義例。蓋亦有下貶淺陋之嘲者。事繁一姓之下。而不有統紀。以總之。列將家而雜以雄長。舉今代而稱謂論說。如缺尊崇者。是自有說焉。夫右族迭興。甲起乙仆。以成海宇之沿革。而不必關於王室者。我中世以還之國勢也。故依實創體。以形世變。而其中貫以帝系年號。以表條理。至大義所繫。必用特書。雖一厠一權。豪於元帥。隨成敗次第。而因畧題。以見統屬。而載之事實。名分截然。讀者自能見之。至若今代。稱謂則謹。據奕葉名爵。天下公行之稱。名實輕重。按路可知。不敢私撰名號。以顯今代。而昧後世耳目。首至尾。略其得失之相形。明其分裂統合之所漸。則今日無前之功德。有不待言者。又不敢喋

喋頌贊。使三人疑其諛與溢。自謂敬之至也。

(訓解) 義例、義理名分に關係のある例、即ち下に擧げたるが如き諸件に就ての凡例を指してい  
 んで推量していふ場合に用ゐる言なり。●賄、たねをのこす。●一姓之下、一姓は天朝のこと、すべ  
 の年號月日の下につながられてあることをいふ。●統紀、すべくいつた紀事、即ち天皇の本紀をいふ。●稱謂、となへ言ふこ  
 と、名を直言して諱まざる如きをいふなり。●是自有說、これにはこれで意見の言ふべきことがある。●右族、強きを右とい  
 ふ、將帥權豪をこめていふなり。●海宇、海内宇内にて天下のこと。●沿革、沿はしたかふ、革はあらたまる、だん／＼と  
 移り變るをいふ。●以還、このかた、以來、已後などい同じ。●創體、これまでに無い一種の史體をいふ。●條理、すぢみち  
 ●大義所繫、君臣の間の重大なる道義に關係あること。●特書、格別のかきかた。●權豪、權力ある豪族。●元帥、將軍  
 ●署題、表題、みだし。●以後統屬、某氏前記、某氏後記といへる如き表題により、統率するもの從屬すべきもの即ち  
 權豪と元帥とを區別してあらはし示す。●名分、尊卑本末などの名義分限。●截然、分明なること。●奕葉、代々、奕は累なり  
 葉は世代。●名爵、名族、官爵、按跡、事跡をしらべる。●昧、目に物が入るを云ふ、くらます。●閱首至尾、はじめから見て  
 終に至る。●相形、互に顯はれてあること。●分裂統合、天下が分れさげたりすべ合はされたりする。●所漸、だん／＼と  
 左様になつてくること。●無前、これ迄にない。●喋喋、口やかましくしゃべる。●頌贊、頌揚贊嘆ほめはやす。●諛與溢、へ  
 つらひとほめすぎ、

(通解) さてまた、その義理名分に關係のある例則に至りましても、恐らくは、淺はかで見聞が  
 足らないといふ嘲笑をのこす様なこともありませう。それは、すべての事實が、天朝の年號月日  
 の下に繋かれてありながら、しかも、これを統べる天朝の本紀といふ様なものを以て之を纏める  
 ことをせないこと。又、將家の事を列叙しながら、英雄の一地方に長たりしものを雜へ記せしこと。

更らに、今の徳川氏の御時代の事を擧げて、その名號を諱むところもなく稱へ言ひ、その事實を  
 論説する如き、一向に尊び崇むる精神を缺いてをるやうであること。この三件が人に嘲りを貽す  
 でありませうが、しかし、これにはこれで、言ひぶんがあるので御座ります。第一、かの強い門  
 族の、たがひに興りて、甲が起り乙が仆れ、以て天下の形勢が次第に移りかはりを致しながら、  
 そのことが、王室に必ず關係があるとは申されないのが、わが中世以來の國勢であります。それ  
 故、眞の事實によりて一種の史體をはじめ、以て世の變遷を現はしましたので、しかも、その中  
 には、一貫するに帝室の系統と年號とを以てして、すぢみちを表示し、殊に君臣の大義の關係す  
 るところに至りましては、必ず特筆を以てこれを書きあらはして置きます。第二に、權勢のあり  
 し豪族を將家の間に雜へ、成功と失敗とに隨つて次第を立て、はをります。しかし、某氏前記  
 某氏後記等の表題によつて、統率する者と從屬すべきものとをあらはし、そして、これが事實を書  
 きのせてありますから、その尊卑本末の名義分限は分明であつて、讀者自からよく之を見わけ  
 ことゝ存じます。第三に、今代の名稱の唱へ方に至りては、謹んで、御代々の名號爵位で、天下  
 一般に行はれてをります稱へかたに據りましたので、その名と實と輕いと重いと、事跡をし  
 らべたらば知り得ることでありませう。強いて勝手に名號を撰びなどして、唯今の御代をも汚し、  
 又後世の讀者の耳目をくらまし惑はす様なことは致しませぬ。この書の始から覽て終りに至り、

その得と失との互いにあひ現はれてをるのを見、その分裂したり統合されたりしたことの、だんだんと順序を追って進んでをることを明かにしたならば、今日のこの空前の功業恩徳は、言はずして分かるものがあります。されば、また、強いて、口やかましくその功徳を頌揚賛嘆し、人をしめて、諂ふのではないか、褒め過ぎではないか、と疑はしめる様なことは致しませぬ。して、私は、自から、これが尊敬の至りであると存じて居ります。

凡是裏區區撰述之本意。不可不為閣下、一言之。野人朴直。以所謂無求之心。著書。取其簡約。自便。省覽。始非謀公之世也。所以引据剪裁。皆成一家。私乘之體。至寫錄體貌。又一做古史。不肯學。輒近之文。縟。是以拮据二十餘年。藏之篋。筒。未嘗示人。今乃得閣下之寓目。以取信於天下。後世真意外之幸也。裏雖無求於今日。而不無求於千百載。非經大賢之鑒識。不足保其傳也。然苟得流傳。不別。今與後。其損益於世道人心。尤不可不加謹。裏也。病羸。不能效。力。父母之邦。況敢望有益於世。然生遭此極盛之運。以其庸陋之筆。墨。裨補萬一焉。則不負為大平之民。蘇轍謂魏公。苟以為可教。而教之。則幸矣。閣下其亦有以教裏焉。冒瀆尊嚴。惶懼無已。文政十年丁亥五月二十一

日。布衣賴襄謹再拜白。

(訓解) 區區、小なる貌、いさゝかといふ意、撰述、撰も述と同じ、野人、田舎もの、朴直、しつぱく率直、かざり氣なく正直なること、簡約、簡略で要領をく、省覽、視ること、公、世間にひろめる、引据剪裁、舊事を引き、古傳に據り、これを剪り裁ち綴り合はせる、私乘、私史に同じ、寫錄體貌、寫録は書きしるし方、體貌は體裁といふか如し、闕字や闕畫などをする如き、書き方の上に於ける有様をいふ、輒近、ちかごろ、文縟、かざり、拮据、手口ともに作す、かた、貌、忙がしく働くこと、篋筒、本箱、富目、目をつける、大賢之鑒識、大賢人の鑑定識別、即ちめき、病羸、病氣で疲れて弱いこと、父母之邦、生れ故郷、即ち廣島藩、庸陋、凡庸で固陋、裨補、助け補ふ、冒瀆尊嚴、尊き威嚴を犯し汚す、

(通解) 凡そ是等が、いさゝか私の著述を致しました本意で、閣下の爲にこれを一言申し上げ置かねばならぬことであります。田舎もの、質朴率直なる私、前にも申し上げた如き、欲望するところのない心をもつて、此書を著述致しましたについては、その簡略にして要領をくゝりますのを取得として、自分に時々見るに便利なやうに致しましたので、始めから、これを世間にひろめるつもりではないのであります。舊事を引き古書に據り、これを剪りたち綴り合はせませぬのに、みな一家の私史の體裁に仕上げましたのも、そのわけであります。その書きしるし振りなどに至りまして、また專ら古史に倣つて、近ごろの飾り氣のある様な眞似は致しませぬ。それ故、いそがしく働きますことが、二十年もかゝつて、之を仕上げましたれど、之を本箱の内に入れてし

まつて、まだこれまで人に見せることも致しませなんだ。しかるに、今、閣下の御目にとまりま  
 すことを得て、それで以て、信用を天下後世に得ることの出来ますのは、まことに意外の幸福で  
 あります。私は今日に於ては何の欲望も無いとは申すもの、千百年の後に於ける欲望は無いで  
 も御座りませぬが、閣下の如き大賢人の御目きゝを経ませぬときは、果して後世までも傳はると  
 いふ保証はできません。しかるに、御目きゝによりまして、まことに世間に流行し傳播すること  
 が出来るとすれば、それが今日であると後の世であるとの別なく、何れに致しても、世の道德、  
 人の精神に、損害を來すか、利益を與へるか、どちらかでありますれば、尤も謹慎を加へて置か  
 ねばならぬ次第であります。私は病氣で羸弱で、生れ故郷の廣島藩に仕へて力を盡すことさへ出  
 來ませぬ身であります、まして、廣い世間に益を與へやうなどといふことは、どふして望まれま  
 しやうぞ。さりながら、生れてこの極めて盛んなる時運にあひまして、この私の如き凡庸固陋の  
 筆墨を以て、萬分の一でも御政道を助け補ふことが出来ましたときには、この大平の御代の民た  
 るに負かぬ次第であります。かの蘇轍は、魏公への上書中に、苟くも自分を教へらるる者として教  
 へ下さらば幸であらと申してをりますが、閣下もまた私に御教へあらんことを願上ます。尊き御  
 威嚴を犯し汚しまして、かしこみ懼れて止みませぬ。文政十年丁亥の歲五月二十一日無官無位の  
 賴襄謹んで再拜して申上ます。

### 日本外史講義第一卷目次

#### 卷一

源氏前記

平氏

#### 卷二

源氏正記

535 源氏上

#### 卷三

源氏正記

源氏下

#### 卷四

源氏後記

北條氏

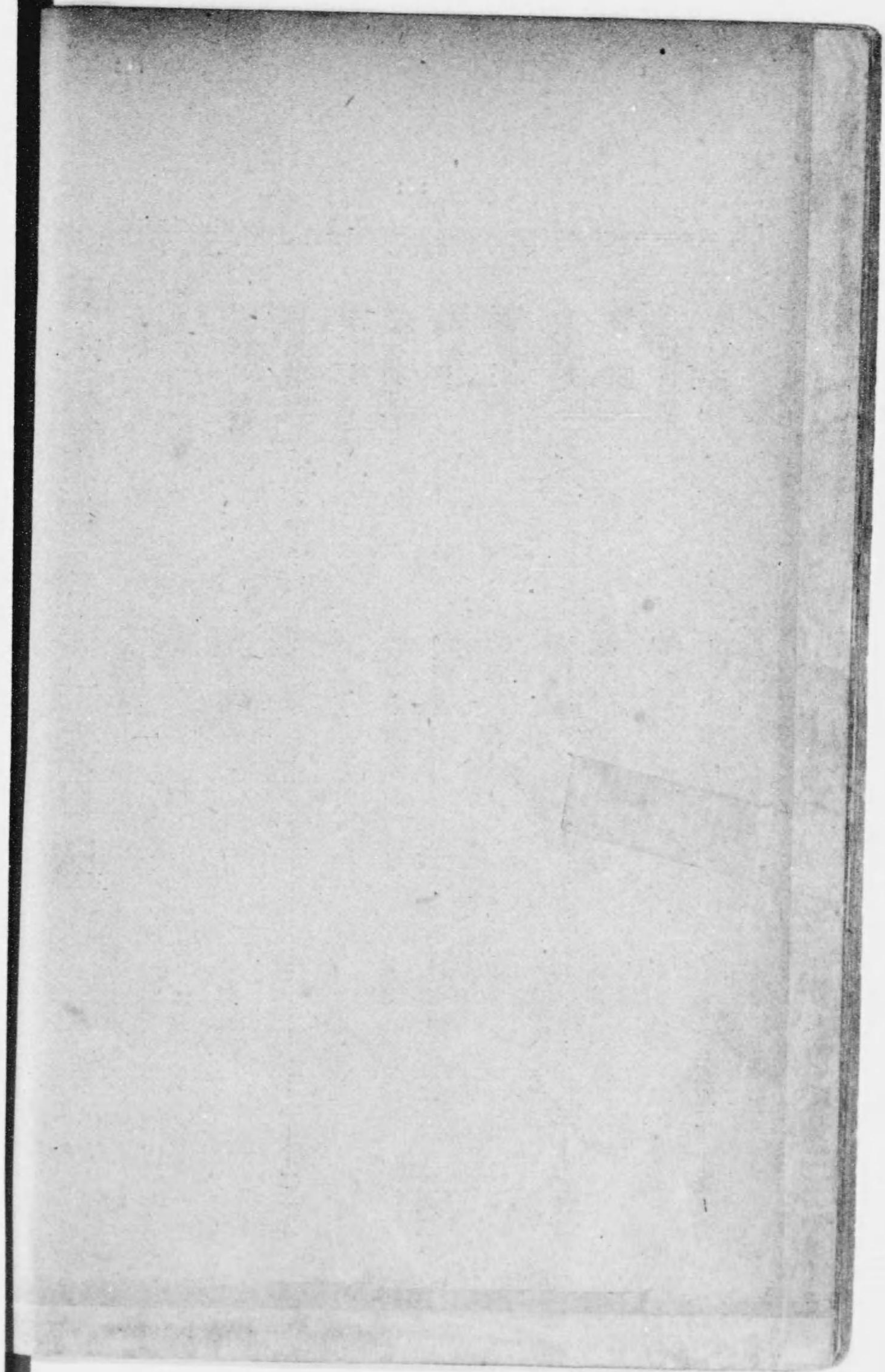
日本外史目次

一一二一九

二二二一一三八三

三八五一一五四二

五四三一一六九六



日本外史

引用書目

神皇正統記

奧羽軍記

後三年合戰草紙

長門本平家物語

承久記

參考太平記

伯耆卷

保曆問記

足利治亂記

應永記

引用書目

今昔物語

將門記

保元平治物語

源平盛衰記

太平記

太平記綱目

菊池軍記

梅松論

室町殿日記

富士御覽記

陸奥話記

純友追討記

平家物語

東鑑

異本太平記

櫻雲記

關城紀

花營三代記

明德記

北山行幸記

椿葉記

嘉吉記

應仁略記

文明一統記

細川政元記

松永記

光源院記

房總治亂記

河越記

北條早雲箇條書

伊達成實記

東國太平記

武田三代記

永亨行幸記

結城戰場物語

應仁別記

鎌倉大草紙

三好成立記

十河物語

赤松記

豆相記

國府臺前記

里見軍記

最上記

甲亂記

北越軍記

長祿寬正記

應仁記

重編應仁記

細川勝元記

三好別記

穴太記

北條五代記

相州兵亂記

國府臺後記

蘆名記

山形記

甲陽軍鑑

謙信軍記

河中島合戰記並圖

中國治亂記

毛利家記

長曾我部元親記

織田真記

天正記

富樫記

江北記

惟任退治記

紀州發向記

朝鮮征伐記

清正記

細川忠興記

北國太平記

陰德太平記

筑紫軍記

九州治亂記

立入宗繼記

豐鑑

淺井軍記

江濃記

柴田退治記

島津家記

高麗陣日記

前田軍記

將士美談

上杉輝虎注進狀

江就記

別府長治記

信長記

太閤記

小松記

朝倉軍記

蒲生氏郷記

余吾莊合戰覺書

朝鮮軍記並圖

朝鮮物語

黑田長政記

武邊物語

武家閑談

武家高名記

故老物語

三河物語

創業記

家忠日記

關原軍記並圖

石田記

東照宮御遺訓

慶長記

元和記

小牧合戰圖

難波戰記四種

武者物語

武家盛衰記

大河内秀綱物語

松平譜

藤澤寺緣起

增補追加家忠日記

關原記大全

石卯餘史

御遺訓附錄

慶長一統記

四戰紀聞

大阪記

冬夏日記

武將感狀記

老人雜話

三河記

德川記

松榮紀事

關原記

關原外記

駿府政事錄

御遺誠

慶長日記

三形原合戰記並圖

大阪軍記並圖

秀賴記

大阪首帳

樫井合戰記並圖

小幡景憲事記

落穂集

岩淵夜話

諸家大祕錄

續日本記

三代實錄

延喜式

職原抄

公卿補任

武家大系圖

德川系圖

若江合戰記

淺野家記

酒井家記

玉露叢

武野燭談

諸家深祕錄

續日本後記

令義解

姓氏錄

皇胤紹運錄

武家叙任

足利系圖

上杉系圖

大阪冬夏陣覺書

淺野家臣記

本佐錄

玉滴隱見

柳營秘鑑

君臣言行錄

文德實錄

類聚三代格

三善清行意見封事

尊卑分脈

大系圖

細川系圖

貞永式目



建武式目  
武鑑五種  
世繼物語  
增鏡  
百鍊鈔  
續古事談  
徒然草  
康富記  
東寺執行日記  
菊池武朝申狀  
宗良親王集  
國史實錄  
王代一覽

知譜拙記  
水鏡  
榮華物語  
宇治拾遺  
愚管抄  
著聞集  
愚昧記  
親元記  
吉野拾遺  
吉野事書案  
大日本史  
烈祖成蹟  
鎌倉將軍譜

主圖令結  
扶桑略記  
續世繼物語  
玉海  
古事談  
十訓鈔  
後愚昧記  
祇園執行日記  
義貞記  
新葉集  
大日本史贊藪  
藩翰譜  
京都將軍譜

織田信長譜  
年譜附尾  
武德編年集成  
大業廣記  
明史紀事本末  
皇朝實錄  
異稱日本傳  
羅山集  
保建大記  
制度通  
通語  
稱謂私言

豐臣秀吉譜  
武德大成記  
東遷基業  
元史  
懲忿錄  
兩朝平壤錄  
和漢合運  
讀史餘論  
本朝通紀  
南留別志  
逸史

東照宮年譜  
武德安民記  
東遷成基  
明史  
皇明通記  
中山傳信錄  
木下長嘯集  
五事略  
中興鑑言  
駿臺雜話  
常山紀談

## 日本外史例言譯述

(原文に於ける難解の語句に就いては、後に出せる訓釋を見らるべし)

一、この書は、もと、將軍家の興起し廢滅した有様を記して、閩外の一典籍とせん考であるが。しかし、元弘や延元以後、官軍に附屬した者をば、これは武士の家柄で無いからといって、省略することは出来ず、元龜や天正の頃、一方一隅に割據して居た者をば、これは元帥でないからといって、捨て置くことは出来ぬので、もし、之を略し、之を捨て、仕舞へば、その時代の事は、その全體を見るわけにゆかぬことがあるのである。平氏が之を開始し、北條氏が之を終結して、この二氏のことを關いたときには、源氏の事蹟も、また、具備したとはいへぬ様な譯なのである。されば、將軍家たる、源氏、足利氏、織田氏、豊臣氏の四家と、我が徳川氏とは卷數をば上下に分つたり、或は數卷にしたりしてあるが、その餘は、いづれも、たゞ一卷だけにし、かくして、將軍と其他との差別を示すことにしたのである。之を後の方へ附録として置かずに、その間に挿んだ譯は、讀者をして、成功したり失敗したり、分裂したり統合したりした次第を覽せしめたいとの考からである。

一、この書は、各家の興起と廢滅とを委く記して、これを見るの便に供するのを主要とする、さ

れば、強いて、皇室に關する本紀といふ如きものを立て、正史の如くには致さぬが、しかし、特に、その中に、帝王の年號何年何月といふことを以て、大義に關する筋道を表明して置くのである。それに就いては、以前から、年表大事記を作つて、之を冠頭に置きたひ積りであつたが、まだ果さずに居る様な次第である。

一、正記とか前記後記とかいへる見出を書いて置くのは、かくして、將軍たりし者と否との、名義分限の混すべからざることを示すので、觀る者をして、姦雄どもを推奨したとて、之を非議する様のことなからしめためなのである。

一、中世よりこのかた、我が國の趨勢氣運は、東の方に遷り、數度の興廢を歴て後、大に我が徳川氏の代に成就し、今日の太平極盛の治安を致したもので、今日に生れた者は、これまで、世の中、大に衰へ亂れたことを、委しく知らず、或は、自から、この時に生れ出たことの幸福を知らぬ程であるが、この書を読む者は、首卷からして、だん／＼と覽て行き、末卷まで至つたならば、自から能く此事を承知することが出来る。されば、かれこれと口やかましく、今の御代を頌贊する必要はないのである。

一、わが國の例を以て之を言ふと、源平は姓で、足利北條をば氏とする譯であるが。西土支那の例を以て之を言へば、源平は氏で、足利北條の如きは族であるので。大要混することはならぬ

のであるが。しかし、兩方を一列にして之を稱ふことは、その仕來りは既に久しく、常陸水戸藩の大日本史なども、また、區別する所がない位であれば。今もまた、その例にしたがひ、某氏某氏といひ、また姓と氏と甄別は致さぬのである。讀者が、その事跡さへ十分に知られたならば、之を辨別せぬとて心配する程のことはないのである。

一、建武中興の諸將の中に於ては、楠氏を以て主となし、その他は之に隸屬せしめた。新田氏も、また、未だ上將軍の位には當らなだが、しかも、それを足利氏の上に置くことにした。兵部卿護良親王の如き朝廷との御親ある方でも、北畠親房氏の如き爵位の貴き人でも、皆その中へ結び附けて記し置き、また其家柄や名望の高下、又は相互の間に、統率者たり從屬者たる關係があるとか無いとかいふ様なことには拘らずに致した。大體、正史には、自から體裁のあるもので、勝手に斯く／＼であるからなど、いふことは出来ぬが、この書は、一家の私史であるから、わが私心を思ふ存分に伸ばして、これ等勤王の士の爲に、その幽かなる光を發揮することが出来る譯なのである。

一、近古の英雄の頭株は、後北條、武田、上杉、毛利の四族には止まらぬので。里見、佐竹、伊達、最上の東に於ける、大友、島津、龍造寺、長曾我部の西に於ける、いづれも同様ではあるが。しかし、その土地の廣大なると、事跡の繁多なるとは、この四族に比べて齊しき者はない

のである。或は俄かに強大になつたり、また興るかと思ふとまた亡びたりして、しかも、その事柄が、必ず天下の治と亂とに關係して居る程でもないのあれば、また別に記さずに、たゞ右の四氏の物語中に於て、あちこちと互に之を示す様にして置くのである。

一、武田と上杉とをば、敵國でありながら其傳を合せて置くことは、不釣合の様ではあるが。しかし、かく致さねば、その争鬭の情勢、形狀を十分盡すことが出来ぬのである。ちようど、太史公が、史記の中に、魏其侯と武安侯とを合せて叙述した趣意と同様である。

一、近時の儒者達は、君主でもなければ臣下でもない間柄でありながら、別に名前をこしらへ、左に差支へたり右に差支へたりして。その爲に議論が蜂の巢をたいた様に起つたことであるが、かくては、之を尊崇するといふものゝ、その實、却つて之を贖がすことになる譯で、拙者には、此の如きことは得致さぬのである。今この著述に於ては、斷然、左丘明が、春秋傳に、齊や晋の事を紀し、班固が、漢書に、霍光の事を紀した筆法に依り、みな、現今世に公に行はれて居る名稱を用ゐる、以て其事實そのまゝを直書し、名と實との分際には、讀者をして、自から之を見させる様に致し、また勝手に名稱などを撰定して、後世の耳目を味ます様なことは致さぬのである。抑も、吾輩如き者の文字が、何とて天下の名分義理に關係があらうぞ。さり乍ら、自分からして之を亂す如きことは、また我が心に懼るゝ所であるから致さぬのである。

後世の君子達は、必ず我がこの言を取ることであらうと思ふ。

一、明の歸有光は、史記の合傳は、もと是れ一流れに書き流したもので、頭緒を分けたり項目別けたりするのは、後人の手に出たものだといつたが、この説は尤である。しかし、その絲毫を分けて置く方が、これを見るのには便利であらう。この書の合傳は、史記の體裁を真似してその書き様は、ことさら俗本に依つた。楠氏及び武田上杉の如きがそれである。

一、この書は史記の世家に倣つたが、しかし、その詳密さと簡略さとは餘程異つて居る。丁度蜀魏吳三國の諸臣の傳をば、劉備と曹操と孫權との事を記した物語中に包み込んだ様なものである。又その事跡をば削り去つて、これを省略し簡約にすることを務めなれば、卷冊が膨れて、その絲口が煩はしく多くなつた譯であるが、讀者が心を静めて熟讀されさへすればさらさらと分らぬ心配はない。大體この間には、天地間に未だ曾てあらざりし國勢があつたのであるから、之を叙述するにも、未だ曾て有らざる文體を用ゐるべき筈である。

一、源平諸臣の系圖の本末は、各その物語中に就いて、首と尾とを照し合はせば、大略は分る様にして置いた。細川上杉等の足利氏に於けるも、亦同様である。唯今の列國諸大名の祖先に至つても、毛利長尾等は、自から別の記録があるが、その餘は、織田豊臣徳川三家の中に、あちこちと雜へ出してある。徳川氏の勳功ある舊臣に至つては、徳川氏の物語の中に具へ記して置

く。いづれも簡様な鹽梅になつて居る。

一、中世以後に於ては、將士どもが、妄りに官號を稱へて名に代へて居る者があり、幼名をば通稱する者があるが。今は、大が、削りそいで仕舞ふ事にし、たゞ姓名のみを擧げることゝしたの、簡易省略を本としたからである。その間に、また、名を以て格別聞えて居る者があり又、事跡の中で名を擧ぐる必要ある者などがあるときには、特に之を表はすことにした。その他は後日待つて盡くその傍に注記することに致す筈である。

一、各家の事跡には、甲は是とし乙は非として、愛憎の念から、かく異りたる説が出たものかと疑はるゝものがあるが。その餘り甚しき異同のない者は、兩方ながら各その物語の中に存し置いて、讀者をして、彼と此とを引き合はせ、篇と吟味せしむる様に致し置いた。

一、ある人の傳を叙述するときには、その稱へ方なり言語なりが、いづれも、その人に私する様ではあるが、これが紀傳の體裁であるので、史記に項羽の傳を記した書振の様なものである。唯今の御時代の爲に、その體裁を變へる譯には出來ぬ。この書を觀る人は、幸に之を推諒せられたい。

一、古史には、その時代の事に就いて記するの、必ずしも、行を改め引き上げて書くとか、關字して文字の間をあけるとか、字書を關とかいふことではないので、大體、歴史の體裁が、かくある筈なのである。これまた、禮記にいふ、「文に臨んでは諱まぬ」といふ主意なのである。提書

や關字關書などをすることは、明清から始まつたので、臣たり子たる者の禮ぢやとはいふけれども、繁文縟禮諂佞阿諛に近いこと、今は敢て從はぬのである。

一、わが生れた父母の邦の事に就いては、その稱へ方が例を異にして居る。これもまた、私書たるの體裁であるから、觀る人は之を諒とせられたい。

一、古人は、史記を讀むと、一事件が、本紀の中にもあり、列傳の中にもまたあつて、之を記憶し易いが、司馬光の資治通鑑の如きは、ある事件が一度出ると、すぐなくなつて仕舞ふ、といつたがこれが、史記の紀傳體たる長所であるので、この書の如きも、關原の一戰役を述ぶるにも、織田、豊臣、毛利、上杉の下に、いづれも其概略を擧げ、そして後に、特に末編に於て委く記し、その重なるのをば避けずに置くことであるが。その他も、みな此に類する譯なのである。

一、幼少の頃から老年に至るまで、我が好む所は、この歴史に在るので、その讀んだのは數百部より少くはないが、その中で、水戸藩の國史成績や、江戸に於ける諸家の著した書などは、他書を引いて致證することが宏博で、その考察穿索も明瞭である。故に、それに依つて以て根據とし、力の及ぶだけは、盡くその本原をも調べ、時には萬一の遺漏あるところを補ひ、又自分の心に從ひ兼ねるものあるときにも、一々その譯を簡條を擧げて辯することは致さずに置いたが。兎も角も、この書には、疎漏にして間違ひ、脱けたり誤つたりしたことや、照し合はせが

足らずして、彼と此と交々喰ひ違つて居る様なことの多いのは、十分承知致し居れば、學問の廣く識見の正しき方々の、之を正されんことを望むのである。

一、すべての事跡は、その大體を呑み込むのを本とし。文に於て彼處此處と駆け廻り、上を下へと顛倒しても、畢竟明瞭ならんことを目的としたのである。故に、一々その出所を注記することは出来難い。

一、凡そ、事を叙述するに、すでに前の人の雅文中に入つたものでも、その變すべきものは之を變へ、以て我が一家言を成したのであるが。しかし、事實と文詞とが、よく適當して居て、易ゆることの出来ぬものは、もとの通りにして置かなければならぬので、敢て盗みとつた譯ではないのである。大てい、明白で粧ひ氣なく、直にその有様を寫すのを主として、強いて文を以て飾ることを致さぬのである。

一、序論や論贊には、皆その默して居る譯にはゆかぬものを言つて、自からこの書を編述した趣意を述べ、或は、叙事と互に發明する所ある様に致したもので、強いて甚しく高尚な議論などは致さぬのである。中には、前人の説と雷同する様なものがあつても、亦、これを其儘にして置いて、必ずしも新なることを表出したり、普通と異なつたことを記録したりするなどは致さぬのである。

子成氏識す

(訓釋) 將家、將軍家のこと。圖外、後の日本外史の下の訓釋を見よ。一典、一の典籍、即ち一種の書物。元弘延元之後、附屬官軍者、元弘延元は、共に後醍醐天皇の時の年號、元弘元年、天皇北條氏を滅さんとし、事成らずして、同二年には、遂に高時の爲に隱岐に遷され給ふ、これを元弘の役といふ。幾くもなく、天皇には、ひそかに、島を逃れて歸り給ひ、勤王の士、彼處此處に起り、北條氏は終に亡びて、謂はゆる建武の中興を見るに至りしが、尋いで、延元元年に、足利尊氏直義等、叛を圖つて京師を犯し、これより世は再び騷亂の巷となり、官賊相争ひしものにて、その間に於て、王事に盡せし、楠氏菊池氏等を始め、官軍に従ひたる者のことはいふなり。武族、武士たる家柄。元龜天正之際、割據方隅者、元龜天正は、ともに正親町天皇の時の年號、足利氏の末、天下紛亂し、之を統一する者なく、後北條、武田、上杉、毛利などの彼處此處に立て籠り居りし者のことはいふ。元帥、統率者、即ち將軍。資、資助、たすげにする。本紀、帝王の事蹟を記述したるものいふ。司馬遷の史記に、十二の本紀を設けたるより始まる。正史、帝王の事蹟を敘述して、國政の大本を記するのを主眼とし、之を本紀として、他の紀事は、之に従屬せしむる書き方による歴史をいふ。年表、大事記、表を作つて、年々の大事件をその下に記入したるもの。中世、下の本文の訓解(頁五)を見よ。甄別、えらびわける。中興、後醍醐天皇建武年間、北條氏を亡ぼし、政治の大權一旦朝廷に復歸せし時のこといふ。兵部卿之親、護良親王の如き朝廷に親しき方といふこと、親王は、後醍醐帝第三の皇子にて、征夷大將軍、兵部卿に任ぜられしことある故にかくいふ。尊堂、法親王といひ、大搭宮と稱し、或は尊邦尊形など申すは皆この親王の御事なり。北畠氏之貴、北畠親房の如き貴き人といふこと、親房は、五朝に歴仕して重望あり、後村上帝の時、三后に准ぜられし故にかくいふ。北畠准后といへるは是なり。仲其私心、楠氏や新田氏の勤王の志、と功に對し、常に景仰して居る我心を、思ふ存分にのぼす。發幽光、新田氏が、勤王の功勞あり、しかも、源氏の嫡宗でありながら、足利氏の下に在つて、將軍たるを得ず、楠氏が、建武中興の元勳でありながら、纔に結城氏や名和氏と肩を比べる位にしか任用されなかつた、それを幽かな光に喻へ、その光をば、新田氏の爲に特に紀事を設け、楠氏を特に標記して、これを發揮するといふこと。近古、近い昔。京、齊し。

旋與旋廢、しきりに興つたり亡びたりしたこと●太史公、前漢の司馬遷、樂翁公に上りし書中の史遷の下を見よ●魏其、武安、共に前漢の孝景帝の時の人、魏其は、名は竇嬰、魏其侯に封ぜられ、武安は、名は田蚡、武安侯に封ぜられし故にかくいふ●左氏紀齊晉、左丘明が、春秋の傳を書くのに、齊や晉の如き、諸侯に覇となつて、天下を一匡したものを記するに、別段に名號を設けて、他の諸侯と異つた筆法を用ゐなかつたことないふ●漢書紀霍氏、後漢の班固が、漢書を書くのに前漢の昭帝の時、霍光が、幼主を輔けて攝政となり、恰も周公の成王に於けるが如く、致權みな已より出でたる程でありしも、別段に名號を設けて、他の臣下の事を記するのと異つた筆法を用ゐなかつたことないふ●歸有光、明の人字は熙甫、學徒稱して震川先生といふ、平常好んで史記の文を讀み、その神理を得たり、隆慶五年に卒す●合傳、二人以上の傳記を合せて書くこと、例へば、上の魏其武安を一處に記したるが如し●顧緒、小口絳口、頭は端なり●世家、史記にては、帝王の事を紀する部分の本紀といひ、諸侯又は之に准すべき者の事を紀する部分の世家と稱し、その他の個人史記にては、帝王の事を紀する部分の本紀といふなり●三國、漢の末に分れたる、蜀と魏と吳とをいふ●劉曹孫、蜀の主は劉備、魏の主は曹操、吳の主は孫權●彭亨、彭亨と同じ、亨は腹のふくれるといふ意味の字、今は卷冊の多くなるをいふ●稱謂、となへ方の事を敘する部分を列傳といふなり●蜀、漢の末に分れたる、蜀と魏と吳とをいふ●劉曹孫、蜀の主は劉備、魏の主は曹操、吳の主は孫權●彭亨、彭亨と同じ、亨は腹のふくれるといふ意味の字、今は卷冊の多くなるをいふ●稱謂、となへ方の●史記傳項羽、楚の項羽は、漢の高祖の敵なりしも、漢の臣たる司馬遷が、史記に、項羽の事を紀する場合には、恰も項羽の味方である如き書振を爲すないふ●爲當代變其體、今の徳川氏の爲に其體裁をかへる、例へば、豐臣氏の事を記する場合に、その稱謂言語を、恰も豐臣氏の味方たるが如くする、その體裁を變ずること●提書、行を改め、上へ引きあげて書くこと●開字、一字なり二字なり間を明けて書くこと●開畫、字畫を闊くこと、例へば、丘の字を土と書くが如し●臨文不諱、禮記の玉藻に出たる語にて、文章に臨んで、君父の名などでも、憚りなく書きつづけるといふこと●通鑑、宋の司馬光の著したる資治通鑑●矛盾、彼此喰ひちがふこと、楚人に矛と盾とを賣る者があつて、自から察めて、我がこの盾は堅固にして、能く陷る者なしといひ、我がこの矛は銳利にして何物にても陷れざるなしといひたれば、或人が、子の矛を以て子の盾を、陷れたら如何といひしに、返答が出来なんだ、といふ話があるより出たる語なり、韓非子にも尸子にも出

づ、楯は或は楯に作る、ムジエンと讀む●博雅、見聞博く道正しき人●馳騁、馬に乗つて駆け廻る如く、文章上にて右往左往に旋轉して書き立てること●序論、事蹟の大體に關し、順序を逐ふて述べ論ずること●論贊、是非正邪を論評すること●雷同、人の説を聞き、善惡の差別もなく、之に附和すること、雷がなれば衆物が其響に應ずる如きないふ、禮記楚辭などに出たる語なり、

# 日本外史講義第一卷文典目次

緒言……………

卷一  
一七

(上) 文辭の類別

總 說……………

一八

(一) 名 詞……………

二〇—三八

有形名詞無形名詞……………

二〇

固有名詞普通名詞……………

二〇

單語と連結語……………

二四三

動詞形容詞より轉化したる名詞……………

二四

名詞の格……………

二六

主格……………

二六

賓格……………

二九

領有格……………

三〇

目 次



呼格……………三二

指定格……………三二

名詞の數及性……………三八

(二) 代名詞……………四一—八〇

代名詞の區別……………四一

人代名詞……………四一—四六

自稱……………四六—五〇

對稱……………五〇—五二

他稱……………五二

人代名詞の格、及位置に就いて……………五二—五六

指示代名詞……………五六—六〇

指示代名詞と名詞との位置の關係……………六〇—六五

資格に於ける人代名詞及指示代名詞の位置に就いて……………六五—六八

疑問代名詞……………六八—七三

關係代名詞……………七三—七六

格により所用文字の異なることに就いて……………七九—八〇

(三) 動詞……………八三—一一七

自動詞と他動詞……………八六

自動詞……………九三

他動詞……………九六

他動詞と名詞代名詞……………一〇〇

主動と受動……………一〇五

動詞の法……………一一一

動詞の時……………一一七

(四) 形容詞……………一二〇—一三六

單語と連結語……………一二二—一二五

形容詞の種類……………一二八—一三二

形容詞の用法……………一三四

(五) 副詞……………一三九—一七八

副詞の作用……………一四三

副詞の位置に就いて……………一四七

副詞の類別……………一五〇

其例……………一五四

他の品詞より轉化せる副詞……………一五八

副詞の異りたる位置に關する例……………一六二

「敢」「肯」「固」「素」の異同……………一六五

「克」「能」「善」「遂」「終」の異同……………一七二

「適」「偶」「會」「早」「速」「急」「疾」「尤」「最」「稍」「寢」「良」「較」の異同……………一七七

(六) 前置詞……………一八一—二〇一

前置詞の區別……………一八五

動作の目的對象等を表はす前置詞……………一八五

比較を表はす前置詞……………一九一

時期の始終方處等の範圍を表はす前置詞……………一九二

動作の受動を示す場合に用ゐる前置詞……………一九五

獨立して使用せらるゝ前置詞……………一九六

他詞と結合して接續詞の用を爲す前置詞……………一九六

倒装法の場合に於ける前置詞の位置其他……………二〇一

(七) 助動詞……………二二一—二六二

動詞形容詞の意味を變化する場合……………二二八

副詞の意味を變化する場合……………二三〇

副詞と助動詞との位置の關係に就いて……………二三三

獨立の作用を爲す場合……………二三六

助動詞の種類……………二四一—二六二

可定を示す助動詞……………二一四

拒否を示す助動詞……………二四四

使令を示す助動詞……………二五〇

受動を示す助動詞……………二五五

將然を示す助動詞……………二五八

拒否的助動詞の疊字用法……………二六一

(八) 接續詞……………二七一—三〇四

目次……………五

接續詞の類別……………二七二—二七四

對立的接續詞……………二七二

從屬的接續詞……………二七五

轉接的接續詞……………二七八—二七八七

承接の用を爲すもの……………二七八

展開の用を爲すもの……………二八三

反轉の用を爲すもの……………二八七

比較選擇的接續詞……………二九一

説明推論的接續詞……………二九四

接續詞の字と字とを連接する例……………二九八

「則」「乃」「即」「輒」に就いて……………三〇〇

「而」の字に就いて……………三〇四

(九) 感歎詞……………三〇五—三一五

感歎詞の用例……………三〇八

讚美慨歎悲傷驚愕等に對する感歎詞の配當……………三一四

(八) 後置詞……………三一七—三五六

斷定を表はす後置詞……………三三〇—三三一

疑問を表はす後置詞……………三三〇

咏歎を表はす後置詞……………三三九

反證に用ゐる後置詞……………三四五

訓戒使令に用ゐる後置詞……………三四九

喚呼に用ゐる後置詞……………三五〇

事物場處等を指示するに用ゐる後置詞……………三五六

卷三 三八八—六七八

卷四 三三八—四〇〇

文辭說餘談……………四〇二—四二九

品詞の轉用に就いての注意……………四三四—四六一

名詞に就いて……………四六五—五一六

代名詞に就いて……………五一九—五二五

動詞に就いて……………五四八—五八六

形容詞に就いて……………同

副詞に就いて……………同

前置詞に就いて……………五八八—六一三

助動詞に就いて……………六二〇—六六六

接續詞に就いて……………六七一—六七三

後置詞に就いて……………六七八

以上

# 日本外史講義卷一

賴 襄 子 成 著  
月見柳莊講義

(訓解) 外史、とは關外の歴史といふことにて、將軍家に關する事實の記述なり、本書の例言にも「此書もと將軍の興廢をしるし、以て關外の一典と爲さんと欲す」といへり。關とは門の關のことにて、將軍の職を關外之任といふ。史記馮唐傳に「古者王者之遺將也、跪而推轂曰、關以內者寡人制之、關以外者將軍制之」とあり。

賴襄子成、賴は姓、襄は名、子成はその字にして、山陽外史と號し、又三十六峰外史とも稱せり。通稱は久太郎、父の名は惟完、字は伯梁、一字は千秋、春水と號し、安藝の人、藩侯に仕へて儒員となり、食祿三百石に至る。その大坂に寓居して帷を下せし時、飯岡氏の女を娶り、安永九年を以て山陽を江戸堀に生めり。山陽幼にして聰敏、好んで史書を讀み、年十八、東遊して尾藤三洲の塾に入り、居ること一年にして國に歸りしが、これより才學日に進めり。然れども多病の故を以て藩邸に仕へず。後京都に遊び、遂に其地に止まり、文政六年、家を三本木に買ひ、水西莊と稱し、これに住めり。天保三年六月、忽ち咳嗽を發して咯血せしが、時方に日本政記を著述中にて、日夜勉勵、稿を伸して歇まず。其後病勢益す加はり、同年九月二十三日終に瞑す。享年五十三、三男一女あり。長男は天し、二男復家を繼ぐ、支峰と號す、三男名は醇、通稱三本木三郎、壯にして節に死せしは人の知るところなり。山陽には、本書の外、日本政記十五卷、通議二卷、日本樂府一卷、遺稿八卷、其他の著述少からず。

# 源氏前記

## 平氏

外史氏曰。吾讀舊志。見鳥羽帝時。數下制符。禁諸州武士。屬源平二氏。曰。大權之歸將門也。其在於此。時歟。及讀三善清行封事。陳宿衛豪橫之患。乃知制度之弊。其來久矣。非置始於此也。

(訓解) 外史氏、日本外史の著者頼山陽自から稱していふ舊志、志は誌と同じく、記なり。ふるき記録、今は源親房の神皇正統記を指す。制符、制は天子の詔命、符は勅符にて勅書のことなり。二字熟して詔勅といふ意。屬、從がひ附くこと。大權、天下を統治する權力。將門、武將の家。三善清行、氏吉の子、大學頭式部大輔に任ぜられ、後には參議に任じ宮内卿を兼ね、醍醐天皇昌泰三年に意見封事を上り時勢十二條を論せり。封事、他見を憚りて堅く封じたる意見書。宿衛、宿直して宮城を警衛する勤番。役、職。豪強にして横暴。制度之弊、おきてより生ずる弊害。置、たゞに、但の字と同意義。

(通解) 外史氏曰く、吾、古き記録を読み、鳥羽帝の時に、度々詔勅を下して、諸國の武士が、源平二氏に從ひ附くことを禁せられたことのあるのを見て、天下を統治する大權の、武將の家に屬したのは、それこの時にあるか、と曰つた。が、その後、三善清行が醍醐天皇に上つた意見書

の中に、宮城を宿直護衛するものどもが、勢が強くて横暴なることの、まことに心配である趣を述べてあるのを見て、そこで、制度の宜しからぬより生ぜし弊害は、その來歴は久しいもので、たゞに、この鳥羽帝の時から始まつたのではないことを知つた。

蓋。我朝之初、建國也。政體簡易。文武一途。舉海内皆兵。而天子爲之元帥。大臣大連。爲之編禰。未嘗別置將帥也。豈復有所謂武門武士者哉。故天下無事。則己有事。則天子必親征伐之勞。否則皇子皇后代之。不取委之臣下也。是以大權在上。能制服海內。施及三韓。肅慎無不來王也。

(訓解) 蓋、大要なく、りつまんていふ辭なり。我朝、臣下の君に見ゆるを朝といふ、それより、天皇の政事を聽く所を廷といひ、更らに天朝などいふこととなりしなり。政體簡易、政治の粗立て方が簡單平易で甚だ手輕い。文武一途、も武事も一筋なること。海内、天下中。元帥、總大將。大臣、成務帝の時、武内宿禰を以て大臣とせしこと。おほおみ、の官は雄略帝の時に、平群眞鳥をこれに任ぜしに始まる。當時の執政の稱なり。大連、仲哀。伴武、以を以てこれに任ぜしに始まる。(但し異説あり)又執政の稱なり。編禰、ふと訓ず。總大將に對して副將をば編禰と稱し、又その大將を輔。あるがといふ意。親、御自分でなされる。景行、仲哀。兩。皇子皇后代之、日本武尊の熊襲及東夷を討ち、神功。はす。施、勢力の延びること。三韓、朝鮮のこと。

りかくいふ。唐、渤海の別名、今の黒龍江の南岸に住

(通解)

全體、我天朝の初め此國の基を御建てなされた

文道武事の區別もなくなつた一筋であり、天下中の人民を擧げてみな兵士であらうか。それゆへ、天下に何事もなければそれまでであるが、もし何事かあつたときは、天子はその總大將となり、大臣大連はこれが副將となり、また、これまで、別に將帥などを設けたことは無つたのである。とふして、後世に謂ふところの、武門だの、武士だの、とふものがあらうか。それゆへ、天下に何事もなければそれまでであるが、もし何事かあつたときは、天子が、きつと征伐の御苦勞を御自分でなされるか、然らざるときは、皇子か皇后かこれに御代りになつて、これを臣下に御委任になるやうなことはどうしてもなされなかつた。それだからして、大權が上天子にあつて、天下中を御へ従へることも出来、其勢力が延いて朝鮮や渤海にまでも及び、みな來貢してわが朝廷を王として尊ばぬものはなかつたのである。

及至中世。唐制。官分文武。乃特置將帥。六衛之將。將天子親兵。而兵部居八省之一。建左右馬寮。以蓄貢馬。而邊要之國。諸郡皆有軍團。三分一國之丁。而取其一。五人爲伍。伍二爲火。火五爲隊。隊二爲旅。旅十爲團。各有首

領。一火六馬。便騎射者。特爲騎隊。皆任守令簡點。衛京成邊。按簿差遣。每舉征伐。令沿道諸國。須契敕勘合。凡征行萬人。乃有將軍。有副將軍。有軍監。有軍曹。有錄事。每總三軍。大將軍一人。大將出征。必授節刀。臨軍對敵。首領不從。約束者。皆聽專決。還日具狀以聞。建勳位十二等。論功酬賞。而罷其兵。凡其器械。藏于兵庫。出納以時。皆管之於兵部。中朝制兵。大略如此。雖不及上世之旨。其防亂慮禍。可謂密矣。是故有事。則下尺一之符。數十萬兵馬立具。而平時散歸卒伍。爲之將帥者。或出自文吏。臨兵陣。畢事而歸。脫介冑。襲衣冠。未嘗有所謂武門武士者也。

(訓解) 中世、孝德帝大化の革新より文武帝の律令制定の頃なり。唐制、事は手本とする事、倣はならん。支那唐代の制度にならん。六衛、左近衛、右近衛、左衛門、右衛門、左兵衛、右兵衛。もと五衛にて、後八府となし、弘仁三年に六衛府となりしなり。兵部、軍事を掌る役所、今で云へば陸軍省。八省、中務、式部、治部、民部、兵部、刑部、大藏、宮内。省とは官司をいふ。左右馬寮、兵衛府に屬し、馬に關する一切の事を掌る官府なり。邊要之國、陸奥、出羽、佐渡、壹岐、對馬の如き邊境に在る要害の國。丁、二十才以上六十以下を正丁とす。首領、統率者のこと。五火毎に隊正一人、百人毎に旅帥一人、二百人毎に校尉一人にて、千人以上を大軍團とし、大軍一人少軍二人、六百人以上を中軍團とし、大殺少殺各一人、五百以下を小軍團とし、少殺一人にて率ゆるが平時の編制なり。一火六馬、一火ごとに輜重用の馬が六疋。便騎射者、馬に乗り射るに都合のよいもの。守令、は國司郡司。簡點、えらび出して一々しらべる。衛京、京都の皇居を宿衛するもの。衛士と稱せり。成邊、邊境を守る者。防人といへり。

按漢、兵士の名簿をしらべる●差遣、さしつかはず●須契勅、契は割符、勅は勅書、割符又は勅書を用意して●勘合、しらべあはす●征行萬人、一萬人以上を大軍とし、これには將軍一人、副將軍二人、軍監二人、軍曹四人、錄事四人あるなり●軍監、目つけやく●三軍、大軍は一萬人以上、中軍は五千人以上九千人迄、小軍は三千人以上四千人迄、これを三軍といふ●節刀、軍に於ける賞罰の權を授くる諸標として賜はる刀●約束、命令にてきめたること●專決、勝手な決断して處分すること●具狀、その次第を書きたる●以聞、奏上する●勳位十二等、大寶令の制は、一等より六等までを勳任とし、それ以下を奏任とす、一等は正三位相當、第十二等は從八位相當なり●論功、その手柄を評定する●酬賞、賞を與へ手柄に酬る●器仗、器は甲冑、旌旗等の類、仗は劍戟類●兵庫、兵器を納れる庫●出納以時、出し入れするに適當な時期をきめてする●管、管籥、支配する●中朝、中世の朝廷、奈良時代より王朝の間をいふ●制兵、兵の仕組を定める●防亂慮禍、叛亂を防ぎ、國家の害を豫め用心する●密、綿密、こまかに行き届く●尺一之符、漢の制一尺一寸の簡牌を以て天子の詔を寫したるより假りて、詔書のことをかくいふ●立具、すぐに整ふ●卒伍、民籍に復したる庶人の編制なり、今の在郷軍人の如し●出自文武臨兵陣、文吏は文官、元明帝の時左大辨巨勢朝臣麻呂の鎮東將軍となり、民部大輔佐伯宿禰石湯の征越後蝦夷將軍となり、元正

●是なり●介冑、よろひかぶと●襲、衣冠を服するなり、  
 (通解) 中世になると、唐の制度に真似て、官に文と武とを分ち、そこで●六衛の將官は、天子に直屬したる親兵に將となり、して、兵部省といふものが八省の中の一となつてをつて、左馬寮右馬寮を設け、以て諸國から貢獻する馬匹を飼ふた、そして、邊境要害の國には、諸郡に、みな軍團といふものがあつた、先づ一國中の丁年者を三分してその一分を徵集し、五人を一組としてこれを伍といひ、その伍二つを火といひ、火五つを隊とし、隊二つを旅と

し、旅十を團としたもので、その伍、火、隊、旅、團には、それごとく、その首頭があつた。一火毎に輜重用の馬が六頭で、また、馬に乗り弓を射ることに都合のよいものは、特に騎兵とし。右等の者は、みな、その土地の國司や郡司に任命して、簡閱點檢せしめ、皇居の宿衛や、邊境の守備をする爲めに、名簿をしらべて、それごとくさしつかわすやうにしてある。さてまた、征伐を舉行するときは、その度ごとに、その途中の國々をして、割符又は勅書を用意し、これをしらべ合はさしめて、入用の兵士を徵集する。大體、征伐に出かける人数が一萬あれば、そこで、將軍があり、副將軍があり、軍監があり、軍曹があり、録事があることになつてある。また、三軍を統べくくるには、大將軍が一人あつて、大將が出征するときには、必ず證標として節刀を授けられ、軍に臨み敵に對した場合に、かの首領等が、もし、命令して極めたことに従はなんだら、ことごとく、勝手に決断をして處分することを許され、還つてからその次第を詳細奏上せしめることになつて居る。又、勳位十二等を設け、將士の功績を評定して、之に賞典を與へ、以て其功に酬ひ、そして、その兵を解散して罷め歸らしむる。すべて、甲冑刀劍等の兵器の類は、武庫に仕舞つて、その出し入れには時をきめてするやうにし、みな、之を兵部省で管轄してゆく。奈良平安王朝時代の兵の仕組を定められたのは、ざつと、かくのごとくである。上古の時の趣旨には及ばないけれども、その叛亂を豫防し、禍難に對して用意することは、綿密で行き届いてをると申すべきで

ある。それだから、一旦何事か起つても、小さい詔書が一たび下れば、幾十萬といふ兵馬が、直  
にととのふ。そして、平時には解散して、在郷者となりて歸つてをる。またその將帥となる者も  
中には文官から出て兵陣に臨み、事がすめば歸つて来て、鎧兜をぬぎすて、本職の文官の服や  
冠をつけるといふ始末。また、これまで、後に謂ふ所の武門だの武士だのといふものは無かつ  
たのである。

及藤原氏以外戚二世執政權。卿相之位。非其族人。不擬。官論品流。因習成俗。  
庶僚百揆。概世其職。而將帥之任。每委源平二家。於是乎。始有武門之稱焉。

(訓解) 外戚、母方の身うち。卿相、大。中納言、及三位以上を卿といふ。參議は其位に關せずその列に入る。相は  
宰相、即ち關白。族人、一族の者。不擬、あてがはぬ。品流、家から系圖。因習、しきたり。成俗、慣例となる。庶僚、諸  
役人。百揆、撥は度ると訓じ、もと百事を度る重き官。即ち家宰のこと。いひしが、今は百官と同義なり。

(通解) 藤原氏が皇室の外戚であつて、代々政治の權を握るやうになつてからは、卿だの相だの  
といふ重ひ官位は、自分等一族の者でなければあてがはず、官を授けるには、家柄や系圖をかれ  
これ言つて、その仕來りが、だん／＼慣例となり、諸役人百官は、大抵その官職を世襲するや  
うなことになる。そして、兵事に於ける將帥の任務は、いつも源平二家にまかして置いた。さあ

こゝで、始めて武門などいふ名稱が出来た。

光仁桓武之朝。疆場多事。寶龜中。延議汰元兵。殷富百姓。才  
武藝。以應徵發。其羸弱者。皆就農業。而兵農全分。至貞觀延喜之世。百  
廢。上下隔絕。與羽關東之豪民。以軍功。至六衛舍人者。或坐制鄉曲。不勤宿  
衛。而守令莫之能制。清行所謂非六軍。獬虎。而爲諸國豺狼者。所在皆是。平  
居藏甲畜馬。儼然自稱武士。於是乎。始有武士之稱焉。

(訓解) 疆場多事、疆は界、場は邊境、國のはてに疆の多かりしこと、即ち光仁帝の寶龜中、藤原繼體及紀古佐  
美に討せしめた出羽陸奥の蝦夷の亂、桓武帝の延曆中、坂上田村麻呂に伐たしめた陸奥の蝦夷の亂などいふ。延議、  
朝廷の評議。汰元兵、むだないらぬ兵士をやめる。汰は洗濯する意。殷富、ゆたかにむ。徵發、徵は召すなり、めした  
し。羸弱、瘦せてよわい。兵農全分、召に應じて兵となる者と、租を納め兵役を免がれて農となる者とが全く分れる。貞  
觀、清和帝の時の年號。延喜、醍醐帝の時の年號。百度弛廢、もろ／＼の制度がゆるみすたれる。上下隔絕、上と下との  
間が、へだち離れる。豪民、富んで強ひ百姓。舍人、天皇皇子等に近侍して雜役を勤める役。鄉曲、村ごと、古へ  
支那では、一萬二千五百家を一郷とし、或は三千家を一郷といへり、されば郷とは大村をいふ。曲は里の義。六軍、周の  
制天子は六軍とす、即ち天子の親兵のことなり。獬虎、獬は虎に似た五爪ある猛獸。豺狼は兵士の武勇に喩ふ。豺狼、  
山犬とおほかみ、猛くして人を傷害するに喩ふ。所在皆是、どこもかしこも、みなその通り。平居、平生。儼然、いか  
めしき貌。



(通解) 光仁桓武の兩朝には、邊境の出羽奥州あたりに騷亂が多かつたので。光仁帝の寶龜年中には、朝廷の評議で、無駄な人らぬ兵士をばより除けてしまひ盛んに富んでをる百姓で、その才能が、弓を射馬に乗ることの出来るものには、專一に武藝を習はし、兵士として召し出しに應せしめ、その身體の瘦せて弱い様なものは、みな農業につかした。して、兵と農とは全く分れてしまつた。清和帝の貞觀醍醐帝の延喜の後になると、すべての制度が弛み廢れて、上と下との間が、へだち離れ、奥羽關東に居る富んで強い百姓とも、軍功を以て六衛府の雜役になつたことのある様な者は、中には、居ながら附近の村里を支配して、宮城の宿直護衛をつとめず、して、國司や郡司も、これを取締ることが出来ないといふ有様で、かの三善清行の封事中に謂ふ所の「六軍に居る勇猛なる猛虎でなくして諸國に居て害をする豺狼である」ものは、どこもかしこも皆その通りで、そして、平生に、鎧や兜を貯へ、馬を飼ふて、いかめしく自分に武士だと唱へて居た。さあこゝで、始めて武士といふ名稱が出来てきた。

自從天慶。馴致寬治。源平二氏。數鎮東邊。每用此輩。以奏功效。而各有所習。用以相隸屬。因襲之久。如君臣然。自是其後。苟有事。輒命之。二氏二氏各發其隸屬。赴之。如探物於藪。不復煩。選將徵兵。而討伐勦誅。莫不立辨。廟堂之上。務取恬熙。不憂其勢之積重。不問方且延為爪牙。以相傾排而已。鳥羽之下。此令也。如察其弊者焉。而不第弊之所由。於救之之術。蓋已疎矣。

(訓釋) 自從、二字にて「より」と讀む。天慶、朱雀帝の時の年號。馴致、馬をなつける如く、だん／＼と形勢の移ること。寬治、堀河帝の時の年號。數鎮東邊、天慶には平將門、天喜には安倍頼時、寬治には清原武衡を平げしなど、東方を鎮めしをいふ。此輩、上にいふ武士の徒。奏功效、手柄、いさほしを立る。習用、慣れもちある。謀、つぎ從ふ。因襲、なり來り。襲も因なり。輒、その度ごとにすぐ。如探物於藪、藪の中の物をさがす如く、頗る容易なこと。勦誅、きりこらす。立辨、直ぐに埒があく。辨はさまりのつくこと。廟堂、古、人君の政を爲し事を舉ぐるには必ず先祖の廟に告げて、諸侯を明堂に朝參せしめ之を議りしよりして、朝廷をば廟堂といふなり。恬熙、恬は安し、熙は和らぐ、無事安穩に暮すこと。積重不問、つもりおもつてとりかへされぬ。方且、ちやうどまつ最中の意味。爲爪牙、鳥獸の爪牙を用うる如く味方とする。傾排、他を傾けて押しつける。不第、十分にしらべぬ。所由、起つてくる根本。疎、おろそか、不十分。

(通解) 天慶時代から寬治の比までに、だん／＼と勢ひが移つて來て、源平二氏が度々東邊の亂を鎮定するには、いつも、此等の徒を用ひて手柄いさほしを立てた。して、二氏には、それ／＼用の慣れたものがあつて、それが、手下に附き從うて居て、成り來りの長い間には、さながら君臣のやうになつた。これからといふものは、かりそめにも、何か事變が起ると、いつも直ぐ之を二氏に命ずる、二氏は銘／＼その手下の者を徵發して、その場所に出かけて行つてこれを平らげる、その容易さは、物を藪からさがし出すやうなもので、復た從前の如く將帥を選んだり兵士を

徵集したりする面倒がかゝらず、賊を征伐し誅戮することは、すぐ埒の明かぬことはなかつた。かく難作がないものであるから、朝廷では、出来るだけ、安穩無事で氣樂なのをよいことにして、かくする間に、二氏の權勢が、だん／＼積り重くなつて、取り返すことの出来ぬやうになるのを心配せぬ、そればかりか、ちようと此時こそはと、二氏を引きつけて、自分どもの爪牙の用を爲さしめ、その力で互に他を傾け押しつけることのみをしてをつた。鳥羽天皇が「諸州武士の源平二氏に屬するを禁ず」といふ、この詔令を御下しになつたのは、その弊害を御察しなされたからのやうである。しかし、その弊害の起つて來た根本を十分御吟味にならないものだから、これを救ひ匡す手段に於ても、大體がはや、おろそかで不十分である。

當リ是之時源氏有二種命者勅平氏討之平氏有二難制者令源氏誅之更相箝制以爲得控馭之術而不知異日搏噬攘奪之禍又基於此敗壞古制荷一

一時皆足以自取困蹶也。  
(訓釋) 梗命、勅命をさへ拒む。更、かはる。箝制、箝はくびかせ、首領をばめたやうに押へつける。控馭、馬を止め馬を使ふ如くに制し治む。搏噬、うちあひ、かみあふ。攘奪、ぬすみ、うばふ。敗壞古制、上古や中世の制度をやぶ。りこむす。荷、當場の安樂をぬすむ。困蹶、くるしみつまつき。

(通解) この時に當つて、源氏に勅命を拒み支へるものがあれば、平氏に詔してこれを討ち、平氏に抑へ難いものがあれば、源氏に令してこれを誅し、かく、かはる／＼互ひに押へ附け合ひ動けぬやうにさして、それで以て、よく治めこなす手段を得たと思ひ、そして、後日になつて、互ひに、打ちあひ、噛みあひ、ぬすみ、うばひ、合ひをする、恐るべき争亂の禍が、またこゝが本となつて出てくることを知らない。上古や中世に定められた舊い制度を破り毀ちて、たゞその一時當場だけの、かりそめの安穩を得やうとしてをるのは、みな、自分からして、困蹶づくことを招くに十分な仕方である。

抑我事民命所繫而兵食之權不可一日去國先王之必躬親之其旨深矣。今委之二宗族又賤其事而不省至於別其品類不齒之朝廷之上其甚則奴僕視之曰是武門耳是武士耳及其論功行賞或倍而不與嗚呼幾何其不相率以自棄於法度之外也。特以積威所約抑不敢發爾至於保元平治之際乃乘釁而起潰裂四出不復可收橫流之極終致失其千歲不拔之權而授中之嚮所奴僕視者可勝慨哉。

(訓釋) 抑、は上を承け端を改めて置き出す時に用ゐる語なり。我事、戎は兵なり、即ち軍事。兵食、軍兵の糧食。朝視、源氏前記 平氏

自分自身でする●宗族、同姓を宗といふ。一族のこと●品類、品位等類、即ち家柄●不齒、齒の列する如く坐を同くせざること。仲間(なま)にせぬ●塞於法度(さいおほほり)之外、法律制度を犯して勝手氣儘(かつかん)なすること●種威所約(しゆゑしよやく)、多年つもりたる威力にくゞられること。●保元、後白河帝の時の年號●平治、二條帝の時の年號●乘靈、すさまを附けこむ●潰裂(つぶれつ)四出、堤のくすれ破れて水が四方へ溢れる如く、一時に法度を犯して氣儘(かかん)なすること●横流(よこなが)、尋常(じんじやう)の路を外れて流れる。

(通解) そもく、軍事は、人民の生命の關はるところの重大事で、軍兵糧食の權能は、一日たりとも國を去らしめてはならぬ。上中世の帝王が、きつと御自身でこれをなされたのは、その御趣意(ごしゆい)まことに深いことである。然るに今これを源氏とか平氏とかいふ一二の族類にまかせ、また、その事を賤んで、重大事たることに氣を附けず、その者等の家柄をば區別し、これを朝廷の上(うへ)に列して仲間入りをさせないまでも至つた。甚(はなは)しきは、これを奴僕あつかいして、あゝ、あれは武門(ぶもん)ぢや、あゝ、あれは武士(ぶし)ぢやといひ、さてその軍功を評定し賞典をやる段になると、或(ある)ときには惜んで與へない。嗚呼(ああ)、とれだけ、彼等が、不平を抱き燒腹(やけはら)を起し、互(たが)いにうち連れて、自分から法度の外に飛出で、横道(よこみち)なことをせずに居やうぞ。たゞ、多年積りたる上の威力にくゞられ、不満ながらも、胸をおさへつゝ、爆發せずに居たのみである。保元平治の頃になつて天下(てんか)が漸く亂れんとすると、そこで、隙を見ては、それに附け込んで起り、堤防が破壊して水が四方に溢れる如く、勝手に法度を犯して、またこれを纏めることの出来ぬやうになり、その横みちへ流れ出した揚句には、とうとう、朝廷に於ける、千年たつても抜き去ることの出来ぬ、天下統治の大權をば失うて、これを前に奴僕扱にして居たもの、手に渡して仕舞ふやうになつた。なげいてもなほ餘りあることではないか。

吾作(われ)外史(がいし)首叙(しゆじゆ)源平二氏(げんへいにし)未嘗(みじやう)不歎(ふたう)王家(わが)之自(の)失(し)其權(き)而國勢(こくせい)之推移(の)有(あ)り非(な)ず人力(じんりき)所(の)能(よ)維持(を)持(も)つ者(もの)因(よ)り世變(よせへん)以(も)つて見(み)得(え)失(し)後(の)之憂(の)世(よ)者(もの)將(まさ)有(あ)り以(も)つて留心(しゆしん)焉(や)。

(訓釋) 推移、おしうつること●叙、次第を立て、述べる●維持、つなぎとめる●得失、よしあし、

(通解) われ、外史を作るに、はじめに、源平二氏の事を述べたが、いつも帝室の自から、し格を失ふたことをなげかないことはない。しかし、國勢の押し遷つて行くことは、人の力で、よく繁(さか)ぎ止ることのできないものがある。そこで、世の移り變りによりて、そのよしあしを見るべきで、この後、天下のことを憂ふる人は、こゝに心を留め注意するであらうか。

平(へい)氏(し)出(い)で自(みづか)ら桓(へん)武(ぶ)天皇(てんかう)天皇(てんかう)夫人(ふじん)多(おほ)治(ぢ)比(ひ)莫(もく)宗(そう)生(なま)る四(よ)子(こ)長(なが)曰(い)は葛(か)原(げん)親(せ)王(わう)幼(よ)有(あ)り才(さい)名(な)長(なが)而(しか)し謙(けん)謹(じん)好(こう)讀(よみ)書(しよ)史(し)觀(くわん)古今(ここん)成(な)る敗(たい)以(も)つて自(みづか)ら叙(じゆ)四(よ)品(ひん)任(にん)式(しき)部(ぶ)卿(けい)子(こ)高(たか)見(み)孫(そ)高(たか)望(ぼう)高(たか)賜(たま)ひ姓(せい)平(へい)氏(し)一(ひと)拜(を)上(かみ)總(そう)介(けい)子(こ)孫(そ)世(よ)爲(な)る武(ぶ)臣(しん)其(その)旗(はた)用(もち)赤(せき)。

(訓釋) 桓武天皇、仁徳天皇の孫、桓武天皇の長子●夫人、支那にては古は天子の配を夫人と稱した

諸侯の配にも、單に人の母の敬稱にも用ゐたり、我邦にては、中古、妃の次に位ぬし天皇の御廢に於ては、三位以上なりしが後廢れたり●四子、葛原、佐味、大野、賀陽の四親王●親王、皇子皇女は、もと生れし親王たりしが、淳仁天皇の時以後、親王の宣下ありし方に限りて親王と稱せり、また、その御子は王といひ、三子の後臣下に列し姓を賜ふ●謙讓、謙遜で謙直●書史、書もまた歴史をいふ●古今成敗、昔より今に至るまでの成功と失敗との事跡●鑿、鏡にてもを映す如く手本として自から成める●叙、位を授けらるゝこと●四品、親王の第四位、親王の位階一品より四品まであり●任、官を拜すること●式部卿、式部省の長官●賜姓平氏、姓と氏とは、もと別なれど、支那にても混淆し、我邦にては、この時分すでに區別が判然せぬやうになれり、我邦で昔よりあるのは大伴菅我などで、朝廷より賜はりたるは源、平、藤、橘の類であるが、後には新田、足利、徳川など、居る所の地名をとつて苗字とし、益々複雑になつた先づ大體は、源、平、藤、橘等を姓とし、地名などを取つて別に名のりたるを氏とすることになつてゐるが、今の文章では同一として取扱ふ、また、平氏には、桓武帝の後裔の外、仁明、文徳、兩帝の末孫等總て四流あり●拜、拜命する●介、は國司(守)の次の役●武臣、武道を以て仕へる臣下、

(通解) 平氏のもとには、桓武天皇から出たものである。天皇の御側室の多治比真宗が四子を生れた。その長子を葛原親王と申したが、幼少の比、すでに才智のある方だとの名聲があつて、成長なされてからは、謙遜謹直で、好んで歴史の書を読まれ、古今の成功と失敗との事跡を觀て、それを自分の手本として省察して居られたが、四品の位に叙せられ、式部長官に任せられた。その御子が高見、御孫が高望で、その高望に平氏といふ姓を下され、上總介に拜せられて、その子孫は代々武道を以て仕ふる臣下となつた。して、その平氏の旗印は赤色を用ゐた。

(文典) 緒言

吾人の思想を表示するには、通常、二種の方法がある。一には、音聲によつて聴官に訴ふる方法、即ち言語、二には、形象、即ち文字によつて視官に訴ふる方法、即ち文章。文章は、文辭を以て構成し、その文辭には、何れの國語たるを問はず、種々の類別があり、又、文章を構成するには、一定の法則がある。それ等の類別や法則を説示するのが、既に文典である。されば、漢文を以て思想を表示し、又は他の表示したる思想を領解するには、その文章構成上、上の法則を心得て置くことが肝要で、又捷徑である。文典の一欄を設けて、むむも、無用の業ではあるまい。

併し、本書の目的は、初學の人のために、聊か、その讀書力の増進に資せんと欲するに在れば、詳細な説述は、勿論今の所要ではない。故に、普通漢文を學ぶに就いて、必要と思はるゝ事項の梗概のみを記し、他は専門の書に譲ることにする。

順序上、先づ文辭の類別より説述し、次に文章構成上の法則に移ることに致さう。

(上) 文辭の類別 總説

漢文にて吾人の思想を表示するには、幾多の文字を用ゐるも、之を大別すれば、名詞、代名詞、

動詞、形容詞、副詞、前置詞、助動詞、接續詞、感歎詞、後置詞の十品詞と爲すことが出来る。これを、或は實辭と虚辭、又は體辭、用辭、助辭等に概括することも出来るが、種々に分類することは、却て煩はしき恐れがあるから今は略する。

名詞とは、一切の事物の名稱で、代名詞とは、名詞の代りに用ゐらるゝもの、動詞は、事物の動作を表はし、形容詞は、事物の性状を示し、副詞は、動詞形容詞等に伴ひ、事物の動作及性質状態の情勢、程度を顯はし、前置詞は、名詞代名詞等の上にあつて、動詞形容詞等との關係を明かにし、助動詞は、動詞形容詞等に屬して其意義を變化し、接續詞とは、字句又は文章上、彼と此とを連續するの用を爲すもので、感歎詞とは、心中の感情の言語に發せしを寫したるものである、而して後置詞とは、語句の末尾に附隨して、決定又は疑問等を表示するに用ゐらるゝ詞であるが、更に詳しく説明は、各品詞の下に至つて之を爲すことである。

茲に各品詞の説明に入る前に、一の申し置くべきことは、歐米等の國語に於ても、一の品詞に屬する文字が、他の品詞に轉用せらるゝことがあるが、その場合には、多くは、語尾等に變化を來し、その形を換へるものである、然るに、漢文にては、殊に、一の品詞が、他の種々の品詞に轉用せらるゝこと多く、而して、文字は何れの場合にもその形を變へることなく、唯その位置と、他の文字又は前後の文章との關係などによつて、何れの品詞に屬するかを識別するの外なければ、品

詞の類別を爲す場合、特に文章を解釋する際に於ては、精密なる注意を要することである。

高望四子。國香、良將、良兼、良文。並任東國守、介鎮守府將軍。國香子曰、貞盛、材武善射、爲左馬允、良將子將門、性桀黠、倚攝政藤原忠平、求爲檢非違使、忠平不省、將門怒、去之東國。據相馬里却、掠常陸下總。時國香爲常陸大掾、良兼爲下總介、皆與將門有隙。承平中、將門終攻殺國香。

(訓釋) 東國、關東地方。守介、守は一國の長官、介はその次役。鎮守府將軍、邊要を守り、蝦夷を鎮撫する重職で、聖武帝の神龜二年に、陸奥國膽澤郡に鎮守府を置かれた、その組織は將軍、副將軍、軍監、軍曹の四等より成る。材武善射、材力があり、武藝に達し、弓を射ることが上手。左馬允、左馬寮の頭と助との下に在る職。桀黠、凶暴であつて、わる智慧があること。攝政、天皇に代り政事を統べる重職、もとは皇族がこれに任ぜられたが、清和帝の時より、臣下を以て、天皇を輔佐し政柄を執ることとなつた、攝は兼れ行ふ義、臣下にして君に代り政を兼れ行ふといふこと。檢非違使、淳和帝の時始めて置かれたるもので、追捕、糾彈、裁判、訴訟などを取扱ふ、其別當は參議以上で、甚だ權力を保たしめた官職。なり不省、捨て置いて、かまひつけぬ。據、より處として立て籠ること。却掠、おびやかす、かすめとる。大掾、守と介との下の官。有隙、仲がわるい。承平、朱雀帝の時の年號。

(通解) 高望に四人の子があつて、國香、良將、良兼、良文といつたが、いづれも關東地方の國守とか、介とか、又は鎮守府將軍とかに任ぜられた、國香の子を貞盛といひ、材力すぐれ武藝に達し、弓を射ることが上手であつたが、左馬允となつた。また、良將の子の將門は、其性質が凶

暴で悪る智慧があつたが、その時分の攝政であつた藤原忠平にたよつて、檢非違使になりたいたと頼みこんだところ、忠平が捨て、置いてかまいつけぬので、將門は怒つて、京都を去り、關東に行き、相馬の里を根據地として立て籠り、その近傍の常陸、下總の兩國を脅かし、財物などを奪ひ取り、暴れまわした。その時分、國香は常陸の大掾となり、良兼は下總の介となつて居つたが、何れも將門と仲がわるく、承平年中には、將門が、とうとう、伯父の國香を攻めて殺してしまつた。

(文典) (一) 名詞

(一) 有形と無形とを問はず、凡て事物の名稱は名詞である。  
(二) 形ある事物の名稱を有形名詞と曰ひ、形なき事物の名稱を無形名詞といふ、例へば、上文の「夫人」、「旗」、「貞盛」の如きは有形名詞で、「才名」、「武」、「性」の如きは無形名詞である。  
(三) 名詞には、また、固有名詞と普通名詞とを區別することが出来る、固有名詞とは、或る事物の特有の稱呼で、普通名詞とは、或る同種類の事物に共通する稱呼である、例へば、上文の「將門」、「相摸」等の如きは固有名詞で、前の「書史」及び下文の「士卒」、「帝王」等の如きは普通名詞である。併し、固有名詞にして、稀に普通名詞と變する場合がある、上の樂翁公に上つた書中の「閣下今

代之魏公也」の「魏公」は、もと固有名詞であるが、彼文では「魏公の如き偉人」といへる意味に用ゐたるもの故、普通名詞となつてをる。

將門之在京師也。嘗詣敦實親王。從兵可五六騎。適貞盛亦來謁。會將門出門。貞盛謂人曰。將門必生事天下者。今日恨不率士卒即率士卒者。當擊殺之。至是貞盛棄官而東。欲復父仇。與良兼及從弟良正共攻將門。不利。貞盛謂是私鬪也。不若受敕討之。將還京師。有所請。將門要擊之。信濃貞盛大敗。脫身入京師。已而良兼卒。將門乃據下總。遂襲執常陸介藤原維幾。取常陸武藏守與世王。兇險喜亂。往說將門曰。關東八州。沃饒而四塞。可據以霸天下。夫取一州。誅取八州。亦誅一耳。願公安所決。將門大悅。延爲謀主。遂攻下野上總武藏相摸。悉下之。弟將平諫曰。帝王有命。不可妄冀。願熟圖之。將門曰。天縱我以武。吾取帝位。孰能拒之。乃建僞宮於下總猿島。置文武百官。  
(訓釋) 詣、御機嫌伺ひに行く。可、ばかりと訓ず。程といふ意味。適、ちやうど。謁、御目みえする。生事天下、何か天下に對して大事件を仕出かす。恨、深く残念に思ふ。即、もし。至是、是とは國香の殺された前の叙述をうけていふなり。從弟、年したなるいと。不利、まけること。私鬪、朝命をうけず勝手に戦ふこと。要擊、待ち伏せしてうつ。脱身、わづかに自分の身だけ逃れる。已而、とかくするうちに、稍ほど經て、などいふ意味。襲執、不意打ちをして擒にする。兇險、

兇は邪惡なること、險は心のけはしくおそろしきこと。關東八州、箱根より東の八箇國、即ち相模、武藏、安房、上總、下總、常陸、上野、下野、沃饒、土地が肥えて産物が多い。四塞、四方が要害よく、山嶽にて塞いでなる。霸、威力を以て天下を服すること。願、よく考へてみるに。安、どちらに。延、ひき入れて。謀主、謀計を廻らす。本人、帝王有命、帝となり王となるには天命があつて、人力の及ぶものでない。熱圖、十分思案する。縱我、自分にゆるして氣まゝにさせる。僞宮、にせの宮殿、臣下にして分限をも辨へず天子に擬する故に僞といふなり。

(通解) 將門の京都に居た節、あるとき、御機嫌伺ひのため敦實親王の所へまゐつたが、その従兵は五六騎程であつた。丁度、貞盛もまた御目見えに来て、將門が門を出るところで出くわしたが、貞盛は傍に居るものに話して、「將門は、きつと、何か大事件を天下に仕出かすやつだ。今日、士卒をつれて來なんだのを残念に思ふ、もし、士卒を従へてをるなら、彼を撃ち殺してやるのであつた」と、簡様に曰つたことがあるが。今度、國香が將門に殺さるゝに至つて、貞盛は、自分の官を捨て、東國に赴き、父の仇を取らふと思ひ、叔父の良兼、及び従弟の良正とともに、將門を攻めたが、負けた。貞盛思ふには、これは朝廷の御命を蒙らず自分勝手な闘であるからいけない、救命を受けて征伐するに上すことではないと。そこで、まさに京都に歸りて御願ひせんと思ひ、還りかけたところが、將門は信濃に待ち伏せしてこれを撃つたので、貞盛は大敗をして、僅かに自分の身だけ逃れて京都へ歸つた。とかくする中に、良兼が死んだから、そこで將門は、下總に立て籠つて、とうとう常陸の介の藤原維幾を不意打ちして擒にし、常陸の國を奪ひ取つた。武藏の

守の興世王といふは、兇暴で、恐ろしい心を持つて居り、何か事あれかしと、世の亂るゝのを喜ぶ男であつたが、將門の所へ行つて説き立て、曰ふには、「關東八箇國は、土地が肥えて産物が多く、その上、四方は山嶽で塞いでをれば、これに立て籠つて天下に首長となる事が出来るので御座る。元來、一國を取つたとても誅せらるべし、八箇國を取つても誅せらるゝ、誅伐にあうのは同じことで御座る。よく考へてみるに、貴公はどちらに決着をする御積りで御坐るか」と。將門は、吾意を得たりといふので、大に悦び、引き入れて謀叛の參謀長とし、とうとう、下野、上總、武藏、相模の諸國を攻めて、悉くこれを取つた、將門の弟の將平が諫めて、「帝となり王となるには、天命といふものがあつて、無暗に冀望すべきでは御坐らぬ。どうか、十分に御思案をなされたい」と申したが、將門は一向聽入れないで、「天が此方にゆるして氣儘に武勇を振はしめるのである。此方が帝位を取つたところで、誰がこれを拒ぎ邪魔するものがあらふぞ」といひ、そこで僞宮をば下總の國の猿島に立て、文官武官のあらゆる諸官職を設けた。

(文典)

(四名詞)には、一字のもの、二字以上を連結して成れるものがある。

例へば次の文中にある、「山」、「火」や、又は前に擧げた「武」、「性」の如きは、一字の名詞で、次

の「皇城」、「王族」や、前の「帝王」、「士卒」の如きは、二字を連結して成れる名詞である、尤も二字以上より成れる名詞は、細かに分解すれば、その一字々々が、一の品詞であるが、連結して成れるものを、一の名詞として取扱ふ方が便利であるから、今は暫くかく區別して置く。

(五) 一字の名詞には本来名詞たるもの、外、動詞及形容詞より轉化したるものがある。其数は頗る多い、例へば上文の「誅一耳」の「誅」や、「謀反」の「反」の如きは、もと或る動作を表はす動詞で、「長」曰「葛原親王」の「長」や、「用赤」の「赤」の如きは、或る事物の性状を表はす形容詞であるが、何れも名詞に轉化して居る。

(六) 二字以上を連結したる名詞には、名詞と名詞との連結、形容詞又は副詞と名詞との連結、動詞又は助動詞と名詞との連結、動詞のみ連結して轉化したるもの、形容詞又は副詞の連結して轉化したるもの、或は種々の品詞が連結して句を成し、名詞の用を爲すもの等、細分すれば幾多の種類を區別することが出来るが、煩はしければ之を略することにする。

初、將門與藤原純友者、友善。嘗同登比叡山。俯瞰皇城。曰。壯哉。大丈夫不當宅此邪。遂與謀反。謂純友曰。他日得志。吾王族當爲天子。公藤原氏能爲我關白乎。至是純友爲伊豫掾。任滿不還。據海島爲盜。以遙應將門。潛遣人入京師。行火坊市。京師戒嚴。時天慶二年也。三年朝廷拜參議藤原忠文爲征東大將軍。率諸將東伐。發東海東山兵。募以重賞。而任貞盛常陸掾。發兵討將門。

京師。行火坊市。京師戒嚴。時天慶二年也。三年朝廷拜參議藤原忠文爲征東大將軍。率諸將東伐。發東海東山兵。募以重賞。而任貞盛常陸掾。發兵討將門。

(訓釋) 大丈夫、大の男たるもの、支那周の制は、八寸を尺とし、十尺を丈とす、人の長八尺、故に丈夫といふ宅、邸を構へること●王族、桓武帝の子孫なる故にかくいふ●關白、天子を補佐し、百官を總べて、政を行ふ役、天下の萬機を關かり白すの義で、一切の奏文を天覽に供する前に、之に關かり白すといふ意味より來れるなり、我國にては宇多帝の時より始めてこの名あり●任滿、四年の任期が濟むでも●海島、伊豫の日振島を指す●應、響の合ふが如く又人に呼ばれて返辭する如く、一方が爲る事に加勢するをいふ●行火、行はやると訓ず、あちこちと放火するなり●坊市、坊はもと人家の數十乃至數百聚りたるを、垣を以て周らし、他と區別したる處の名にて、市は貨物を交易する場處の稱なるが、今は二字熟してたゞ町々といふ意なり●戒嚴、きびしく用心する●天慶、朱雀帝の時の年號●參議、大政官の職員で、朝政を議する官なり、八人を定員とし、正四位下なるが、後には多く三位となるなり●重賞、重き褒美、

(通解) 初め將門は藤原純友といふ者と友達で仲が善かつたが、或るとき、一處に比叡山に登り、皇居をば見下して、「あゝ盛大なことだ、大の男たるものが、こゝに居處を構へてをることが出来ないのかなあ」と曰つて、とう／＼と／＼に謀反の相談をした。して、將門は純友に語つて「後日、もし、我等の思ふ通りになつたときには、拙者は王族であるから天子とならふ。貴公は藤原家であれば、よく拙者の關白となつてくれるか」と曰つたが、このたび、將門が亂を起すに至り、純友は伊豫掾となつて四年の任期が満ちたにも拘らず、京都へは還らずに、海中の日振島を



據り處として海賊をはたらき、以て遠方の將門に加勢をなし、又こつそりと人を遣はし、京都に入り込ませて、町々のそここに放火せしめたので、京都では驚いて、きびしく用心をした、この時が朱雀帝の天慶二年である。その翌天慶三年に、朝廷にては、參議の藤原忠文を拜して、征東大將軍とし、諸將を引き連れて、東に向ひ、この賊を征伐せしめ、東海道東山道の兵を徵發しこれを募集するには、功を立てた者には重き褒美を與へるといふことを以てした、してまた、貞盛をば常陸の掾に任じ、其處の兵を徵發して將門を討たしめた。

(文典) 名詞の格

(七)名詞は、その文章中に於ける位置に従ひ、その作用を異にする、これを其名詞の格といふ。名詞の格には、主格、賓格、領有格、指定格、呼格の五別がある。

(八)主格は、一文の題目即ち主體を表はす位置に在る名詞の格である。例へば、直ぐ次の本文の

(イ) 貞盛 應兵 應之 (ロ) 秀郷 斬其首

の二文に就て云へば、(イ)に於ては「貞盛」、(ロ)に於ては「秀郷」が、各その文の題目を表はす主語であれば、何れも主格である。

(九)主格に在る名詞は、一文中に必ず一語とは限らぬ。前項に掲げたる例は、何れも唯一語である

が、例へば、上の論文の中の

(イ) 大臣 大連 爲之 福禪 (ロ) 庶僚 百揆 概世 其職

の如き、(イ)には、「大臣」と「大連」、(ロ)には「庶僚」と「百揆」、何れも二つの主格名詞がある。其他更に多くの主格を重ねたる例は、これから後の文中に少なくはない。

將門聞之。率兵索貞盛於常陸。不得。乃散其衆。獨以二千餘人。至下野。下野有押領使藤原秀郷。世爲大族。及將門起兵。往見之。將門方梳髮。提鬚。而出。擲之。命食共食。飯粒墮前。拾而食之。秀郷知其輕率。不足與。存爲也。乃從貞盛。貞盛窺將門無備。與秀郷合兵。四千餘人。急襲之。將門遽出拒之。大敗。貞盛乘勝疾攻。將門欲誘之。險阻。走據島廣山。貞盛火其營。大戰于山北。將門以見兵四百騎。死闘。貞盛麾兵。斃之。將門獨身出走。貞盛叱咤追馳。射中其右額。墮馬。秀郷斬其首。與世王以下悉伏誅。梟于京獄。八州皆定。而純友尋平。忠文等皆途還。貞盛以功叙從五位上。累遷從四位下。任鎮守府將軍。兼陸奥守。世呼曰平將軍。

(訓釋) 押領使、おさへ支配する役人といふ意味にて、地方々々の非違狼籍の徒をおさへ、其土地を支配せしむる役人なり

●大族、一門の多勢なること●梳髮、櫛にて頭髮をすく●捉髻、手にて髻の結び目をつかむ、喜びあはて、髪を結び了らす  
髻をつかみから出て迎へしなり●款接、ねんごろにもてなす●輕率、振舞のかるはづみなるをいふ●疾攻、止み間なく早  
攻をする●險阻、もとは山のけはしきを險といひ水の隔たりたるを阻といへるが、二字然して、山川丘陵などあるけは  
しき場處といふ意●見兵、現在有りあはせた兵●死闘、死物ぐるひになつて戦かふ●廢、采配又は手を以て指圖するなり  
●廢、せまる、追かけ追つめるなり●叱咤、舌打ちをして怒ること●右額、みぎのひたひ、右のこめかみの邊なり●伏誅、伏  
は屈伏で、誅戮をうけて屈伏すること●梟、首を木の上にさらすこと●京獄、京都の獄門●途還、途中からかへる●果進、伏  
しきりに官位を進めること、

(通解) 將門之を聞き傳へ、兵を引き連れて、貞盛をば常陸國に搜したが、見附らぬ。そこで、  
その大勢の者をば解散し、たい千人餘りを率ゐて、下野に行つた。下野には、押領使の藤原秀郷  
といふ者があり、代々多勢の眷族を有してをる家柄であつた。將門が軍を起した時分、秀郷は、  
尋ねて行つて之れに會つたが、將門は、丁度、髪をすいて居る最中であつて、喜びあわて、髻を  
つかみながら出で、懇に之を持ってなし、食事を言ひ付けて、一處に食したが、飯つぶが前に  
落ちると、拾うてこれを喰つた。秀郷は、その振舞の、いかにも輕はづみで、到底ともく立派  
なことを仕出來すに足らぬのを知つて、そこで貞盛に従つた。貞盛は、將門が十分の兵備をして  
をらぬのを窺ひ知つて、秀郷と、兵四千餘人を合せ、急に之を不意撃した。將門は、あわて、出  
で、これを拒いだが、大まけをした。貞盛は、勝つた勢ひに乗つて、止み間なく早攻めをやつた。

將門は、之を地勢の險はしい處へ誘い出さうと思つて、走つて島廣山に立て籠つたが、貞盛は、將  
門の陣屋を焼いて、大に山の北方で戦つた。將門は、現在有り合せの兵四百騎を引き連れて死物  
狂いになつて戦つたが、貞盛は、部下の兵を指麾し、これに追つて追ひ詰めた。將門は、もはや  
かなはじと、獨身で逃げ出したが、貞盛は舌打ちして怒り、追かけて行つて、射て將門の右の額  
にあて、馬から墮した。ところへ秀郷が来て、その首をば掻き斬つた。興世王はじめ、其以下の面  
々も、悉く誅に伏し、其首は京都の獄門に晒された。かくして關東八州がみな定まりました。純友も  
間もなく平いで、かの藤原忠文等の諸將なども、みな中途から京都へ歸つた。貞盛は、この功に  
より、從五位上に叙せられ、次で從四位下にまでも進み、鎮守府將軍に任せられ、陸奥守をも兼務  
した。世間では、この貞盛を呼んで、平將軍といつた。

(文典)

(一) 賓格、は、名詞が動詞に支配せられて、文の賓位に在る格である。例へは前回に引く所の

(イ) 貞盛 麾兵 登之 (ロ) 秀郷 斬其首

の二文に於て、(イ)に在つては「兵」、(ロ)に在つては「首」は、共に賓格で、前者は「麾」といふ動詞  
に支配せられ、後者は「斬」といふ動詞に支配せられて居る。

(二)領有格は、一の名詞が、他の名詞の上に位し、領有者の位置に在る格である。例へば、上の論文中の

諸州武士 六衛舍人 諸國豺狼

の如き、「諸州」「六衛」「諸國」は各名詞で、その下に在る名詞、即ち「武士」「舍人」「豺狼」の領有者の位置に立つて居り、領有格である。

(三)領有格の名詞には、上の如く、直ちに下の名詞に接するもの、外、「之」の字によつて接續するものがある。上の論文中の

兵食之權 六衛之將 卿相之位

の如きは其例である。領有格の名詞は、恰も形容詞の如く、下に在る名詞を修飾する。

貞盛四子。季維衡最勇。與平致頼。源頼信。藤原保昌。稱四天王。任下野守。後私與致頼。圖誦徒淡路。貞盛又養從子維茂。亦勇敢。強維衡。會孫正盛。有武幹。時平氏與源氏。並爲武臣。而源義家樹功。邊陲宗黨尤強。其長子義親。爲對馬守。剽掠九州。殺官使。流隱岐。逃歸。出雲。殺吏奪貢賦。勢甚猖

獗。於是詔正盛爲追討使。賜驛鈴。率兵討之。與義親戰。斬其首。梟于京獄。時天仁元年也。

(訓釋) 四子、維敏、維將、維敏、維衡をいふ。季、は末子。齊名、同じ程の名聲があつた。四天王、持國天、增長天、廣目天、多門天の四天王が、三十三天の主たる帝釋天王の外臣として、麾下に各八將軍を従へ佛法を護持するといへる。佛敎中に在り、武勇のすぐれたる者をそれに比して、いひたるなり。誦徒、即ち流刑に處せられ遣される。從子、兄弟の子、即ち甥。勇敢、勇氣があつて撓まぬこと。會孫、孫の子、即ちひこ。武幹、武術を能くする技倆。邊陲、陞はさかひ、邊鄙にある國境の諸邦をいふ。宗黨、宗族徒黨。剽掠、おびやがして財物を奪ひとること。貢賦、貢は獻上もの、賦は割當てられて出す租税。猖獗、猛獸などの威勢兇惡にして狂ひまわることが如くなるをいふ。追討使、朝敵を征伐するために遣はす軍使。驛鈴、驛路にて用ゐる鈴、これを鳴して驛馬等を徵發する體とするものなり。天仁、鳥羽帝の時の年號。

(通解) 貞盛に四人の子があつたが、末子の維衡が最も武勇で、平致頼、源頼信、藤原保昌と名聲を等しくし、四天王と唱へられてをつた。下野の守に任せられたが、後に勝手に致頼と闘つたので、其罪により、流刑に處せられて淡路國に遷された。貞盛は、また、甥の維茂を養つたが、この男も、また勇氣があつて撓まぬことは、維衡に次いだ。また維衡の曾孫の正盛も、武術を能くする伎倆があつた。この時分、平氏は源氏と並びに武臣であつた、そして、源義家が、我國の邊境たる奥州で武功を立て、其一族徒黨は、甚だ強く、その長男の義親は、對馬の守となつてを

つたが、九州地方をおびやかして財物を強奪し、朝廷から遣はされた使者を殺した爲めに、隱岐の國に流刑に處せられた。しかるに、逃げ出して出雲へ歸つて来て、役人を殺し、朝廷への貢物や租税を奪ひとつて、其勢が猛獸の荒れる如く兇惡であつた。そこで、朝廷では正盛に申付け、追討使となし、驛鈴を下され、兵を率ゐてこれを征伐せしめられた。正盛は、義親と戦つて其首を斬り、京都の獄門にさらした。この時は天仁元年である。

(文典)

(三)指定格、は、名詞が、單獨に、或は其上に在る前置詞と共に、動詞、又は形容詞を修飾して、その状勢、程度、方處、時期等を指示し、恰も副詞の如き作用を爲す格である。例へば、今の本文の

樹功邊陲 梟于京獄

の如き「邊陲」「京獄」は、共に指定格に在つて、前者は、單獨に動詞「樹」を修飾し、後者は、「于」の前置詞を伴ひ、動詞「梟」を修飾して、何れもその動作の方處を指定して居る。

指定格に在る名詞を、資格の一種とし、別に指定格を區分せざる説もあるが、今は便宜の爲めに別つて置く。

正盛生忠盛。忠盛居伊賀伊勢之間。爲人眇一目。大治中。山陽南海盜起。忠盛逮捕有功。事白河鳥羽二上皇。並有寵焉。鳥羽上皇建得長壽院。以忠盛董役。除但馬守。聽昇殿。舉朝憎之。謀以豐明節會乘暗刺之。忠盛曰。朝則蒙詔。不朝爲怯。其辱宗一也。乃帶刀而入。家人平家貞與其子家長。衷甲從焉。吏訶止之。家貞對曰。主君有戒心。臣將與之同死。吏不得止。忠盛昇殿。就間拔刀。刀光外射。衆大畏。不敢發。及宴。召忠盛命舞。衆歌曰。伊勢瓶子。甕蓋國音。瓶子通平氏。醋甕通眇也。忠盛愧之。不終宴。退呼主殿司。脫之。而出。衆劾奏。忠盛帶劍上殿。以兵自衛。請正典刑。上皇驚。召忠盛。曰。臣之家人。聞道路之言。尾臣而來。不使臣知。唯陛下斷其罪。如其何。問之。主殿司。主殿司進刀。木刀塗銀也。上皇嘻曰。忠盛用意良苦。以死衛君。則武人之習耳。遂無所問。忠盛累遷。以正四位下刑部卿。卒於仁平中。

(訓釋) 眇、すがめ、めつちをいふ。●大治、崇徳帝の時の年號。●逮捕、めしとる。其場で直にとらへるを逮といひ、さがし出してとらへるを捕といふ。●得長壽院、所在未だ詳ならず、今の三十三間堂の舊名で、三十三間堂は、得長壽院と蓮華王院との焼失後、再建の節合併したるものなりとの説などあれど、明ならず。●董役、工作を監督する。●梟、仕上る。●除、官に拜するをいふ。故官を除き新官に任する義なり。●聽昇殿、武臣に地下にて、禁中の庭上に坐するのが例なるを、特に殿上に昇るを許されたるなり。●舉朝、朝廷に居るもの悉くが。●乘暗節會、新嘗祭の翌日天皇が其年の

新穀を聞食し群臣を召して宴を賜ふ儀式をいふ。豊は美稱、明は赤らむの義にて、酒に酔ひて顔赤らむよりいふなり。節會とは一定の時期に於ける公事ありしときの集會の義なり。●乗暗、くらがりに附け込む●誦、罵り辱しむること●尊宗一族の恥となる●衷甲、衷は衣中、鎧を衣の下に著ること●訶止、しかり止める●戒心、用心すること●就闇、くらがりへ行つて●不致發、手出した仕得ない●伊勢、瓶子醋羹、伊勢で出来る瓶は醋羹●主殿司、殿庭の掃除、供御の御典、帷、帳、燈燭、炭燵等のことを司る官●劾奏、罪を推し正して奏聞する●典刑、法度刑罰●道路之言、世間の評判●尾、あとに附てくる●陛下、陛下に昇る階なり、天子には必ず近臣あり、階側立ちて不慮を戒む、故に群臣天子と言ふに、敢て直ちにこれを指さず、陛下に在る者呼びて言ふよりして、臣下より皇上を稱する言となれるなり●斷、裁判する●噀感心してほめる●眞苦、まことに苦心をした●問、吟味する●刑部卿、刑部省の長官、今の司法大臣●卒、五位以上の人の死をいふ●仁平、近衛帝の時の年號。

(通解) 正盛が忠盛を生んだ。忠盛は伊賀伊勢の間に居たが、その人相は、片目がめつちかちかた。大治中、山陽道南海道に賊が起つたが、忠盛はこれを召しとつて手柄があり、白河鳥羽一皇に事へ、共に御寵愛があつた。鳥羽上皇が得長壽院を御建立の時、忠盛をして、その工作を監督せしめられ、工作が仕上がつて、但馬守に任じ、特に昇殿を許されたが、朝廷に居るものが、皆忠盛をの出世を憎んで、豊明の節會の際に、くら暗に紛れて之をさし殺さうといふ相談をした。忠盛がこれを聞きこんで曰ふに、「參内すれば、悪口されて辱を蒙るし、參内せねば臆病とせらるゝ、何れにしても一族の恥となるのは同じことであるで、いつそ行かう」と、そこで、刀をば腰に帯びて朝廷に入つた。家來の平家貞が、その子の家長と、衣物の下に鎧を著こんで従つた。役人が

これを叱り止めたが、家貞が對へて申すに、「わが主君には、用心致さるることが御座るので、拙者共は、萬一の場合、主君と共に死なうと存するので御座る」と。役人も無理にこれを止めることが出来なんだ。忠盛は、殿上に昇り、暗がりの處へ行くと刀をぬいたが、刀の光が外へ射出して、さら／＼するので、待伏せて居た、大勢の者は、大勢の者は、忠盛が、劍を帯びて殿に上り、兵士を宴會となつたので、忠盛をば召し、命じて舞はしめ、醋羹が吵と通ふからである。忠盛「醋羹」といつた。これは、我國の音では、瓶子が平氏と通い、醋羹が吵と通ふからである。忠盛は、かく歌はれたのを心に愧ぢて、宴會の濟まぬうちに退席し、主殿司をば呼び、腰の刀を取りはづして之に預けてから出て來た。すると、大勢の者は、忠盛が、劍を帯びて殿に上り、兵士を引き連れて自から護衛したのは、不届であると言聞し、忠盛を罪して法度刑罰を正して頂きたいと請ふた。上皇は驚かせられて、忠盛を召し出し、これを御問ひになると、忠盛が答へて申すに、「私の家來共が、世間の評判を聞いて心配し、私の跡をつけてまわり、私にはそれを知らせぬ様に致して居りました。不都合とあれば、何卒、陛下其罪を御裁斷遊ばされたう御座ります、私の佩びて居りました刀の儀は、主殿司に御尋を願上ます」と。よつて、主殿司へ仰せになり、主殿司がかの預つた刀を進めるのを御覽になると、木刀に銀箔を塗つたものであつた。そこで、上皇は感心して御褒めになり、仰せらるゝには、「忠盛の心掛けは誠に骨を折つたものぢや。又家來が命が

けで主人を衛るといふのは、武士たるもの、習はせて、當りまへのことぢや」と。とう／＼深く吟味もされなんだ。忠盛は、其後しきりに官位を進められ、正四位下刑部卿となつて、仁平年中に死んだ。

(文典)

(古)呼格は、名詞が、他を呼ぶ時に用ゐられし場合に於ける格である、例へば本卷(頁一八九)の中納言。欲下吾與義經一決死耳。

の文中に在る「中納言」の如きは呼格である。

漢文にては、歐米等の國語の如くに、事物を人格化して用ゐることは、甚、尠なければ、天を呼ぶ人を呼ぶなどの外には、呼格の用法は極めて稀なれど、また一格として他と區別して置く。

以上は、名詞の格に關する概略であるが、主格の名詞の動詞助動詞等に關する位地、主語の動詞等に對する直接間接の別、賓格及指示格に在る名詞の位置に關する區別等、心得置くべき事項は尠なくはない。併し下の文章法に至つてから、機會を見て、之を説示することにしよう。

忠盛有七子。曰、清盛。經盛。教盛。家盛。賴盛。忠重。忠度。而清盛最極寵貴。忠盛

之事。白河上皇。上皇有嬖姫。居祇園祠。傍嘗夜幸焉。雨甚。觀鬼髮如束。鐵乍觀乍失。命忠盛射之。忠盛捕而視之。一老僧。東麥稈以代笠。捉火器行吹之。曰。將上燭于祠也。上皇謂忠盛。膽勇可倚。益有寵。所幸宮人兵衛佐局。與忠盛私。有身。上皇即賜之曰。生女。則朕取之。即男也。卿以爲子也。宮人免身。生男。是爲清盛。後更娶妻。生家盛。賴盛。清盛出依中御門氏。大治中任左衛門尉。累遷至從四位下。安藝守。航海赴任。有魚入其舟。或曰。興家之兆也。

(訓釋) 嬖姫、思ひもの、賤くして寵を受くる者を嬖といふ、姫は婦人の美稱、祇園祠、京都の東に在る今の八坂神社、幸、みゆき、束、針を束ねたる如き、麥稈、むぎわら、火器、火をともしうづは、行吹、歩きながら火を吹く、膽勇可倚、膽が太く勇氣があつて、たふりになる、所幸、いつくしむところの、御手がかりの、宮人、宮女、私、姦通する、有身、妊娠した、免身、分焼、妻、藤原宗兼の女、依、身を寄せ世話になること、中御門氏、兵衛佐局の里方、大治、崇徳帝の時の年號、左衛門尉、衛門府は左右の二あつて、宮城の外門を守る職、長官を督といひ、次を佐といふ、尉は又其次の官なり、兆、前徴。

(通解) 忠盛に七人の子があつて、清盛、經盛、教盛、家盛、賴盛、忠重、忠度といつたが、清盛が、最も君の御寵愛と、官位の尊貴とを極めた。はじめ、忠盛の白河上皇に仕へて居た時分上皇に思ひ者があつて、祇園の祠の傍に居つたが、ある夜、上皇がそこへ御幸なされた。雨がひどく降つていたが、鬼の様な髪は、恰も針を束ねた如き怪物が目についた。それがチヨット

見えたり、またすぐ消えたりする、上皇は、忠盛にこれを射よと御命じになつたが、忠盛は、射すに手捕にした。して、よくこれを見ると、一人の老僧が、麥わらを束ねて、笠の代りにかぶり、火をともし器を手に持つて、歩きながらこれを吹いてゐたのであつて、「燈明を御社に上げやうとしてをりますので御座る」といつた。そこで、上皇が、忠盛は、膽が太く勇氣があつて、たよりにる者であると思召して、ますます御寵愛があつた。上皇が愛せられて御手のかゝつた宮女の、兵衛佐局といふ者が、忠盛と密通して妊娠した。上皇はすぐ其女を忠盛に賜ひ、「女を産むたら、朕が引取つて養はん、もし男であつたらば、其方その兒を以て自分の子とせよ」と仰せられた。しかるに、宮女は分娩して男を生むた。それが即ち清盛なのだ。その後、忠盛は更に妻を娶つて、家盛、賴盛を生んだ。清盛は我家を出て、母の里方の中御門氏に世話になつてゐたが、大治年中に、左衛門尉に任せられ、しきりに進んで、從四位下安藝守になつたので、海を渡つてその任地に趣くと、魚が其舟に跳び込んだ。或人が申すに、「これは一家を興隆する前徴だ」と。

(文典)

名詞の數及性

歐米等の國語に於ては、事物の單複を表はすには、一定の方法があり、複數を示す場合には名詞の形を變じ、又その單複によつて、動詞助動詞等の上にも影響することであるが、漢文では、その文字の性質上、形を變ずること能はず。従つて「山」といふも、或は一つの山を意味し、或は多くの山を指し「人」といふも、多人數を指す場合があり、唯一人を意味する場合がある。一、單・孤・隻などの數形容詞を冠して單數を示し、雙・兩・多・衆などを用ゐて複數を表はし、或は名詞の類・輩・徒などの文字を加ふる方法はあるが、多くの場合は、單複孰れも同一文字を用ゐる、要するに甚不完全で、前後の文章により、推測して解するより外はないのである。又歐米の國語では、名詞に、男性、女性、中性などの區別があり、代名詞、冠詞など、密接の關係があるが、漢文に於ては其等の關係を有せず。従つて之を説述するの必要がない。尤も王公后妃、兄弟姉妹、父母、夫婦、僕婢、など性を分ちたる名詞がないではないが、一々擧げる程のことはない。

先是、鳥羽、太子受禪。是爲崇德帝。母璋子。幼養於白河法皇。鍾愛之。及長不衰。頗涉物議。鳥羽是以不子。視崇德也。戲目之曰叔父兒。鳥羽寵姬曰得子。號美福門院。生皇子體仁。令崇德養爲太子。四歲受禪。是爲近衛帝。帝崩。崇德希復位。崇德皇子重仁。又長而賢。中外屬望。而美福以近衛。蚤世。爲出呪詛。乃密勸鳥羽立崇德。同母弟雅仁。是爲後白河帝。朝野駭然。崇德憤恚。召左大臣藤原賴長。語之以情。賴長慧黠。世稱惡左府。與兄忠通爭權。不逞。

欲下使上皇復位而已專柄也。乃德憑舉兵。物情恟然。

(訓釋) 受禪、讓をうけて帝位に即ぐこと。璋子、大納言藤原公實の女。法皇、上皇落髪後の稱。鍾愛、甚しく愛する。鍾は情のあつまるをいふ。涉物議、世間の評判にかゝる。子視、子としてあつかふ。日、稱へる。得子、贈太政大臣藤原長實の女。崩、天子の死をいふ。中外、朝廷の内。外、朝野の内外。屬望、のぞみをかける。蚤世、年若くして死ぬること。兇詛、のろふ。人を害せんと神佛に祈ること。駭然、事の意外なるにひどく驚く。憤懣、憤り腹立つ。以情、内實を打明けける。懸點、さかしく悪がしこい。不逞、意を通りにならぬ。逆德、すいめそのかす。人を説きつけて誘ふなり。物情恟然、世間の人氣が騒がしく人々懼れをいだくこと。

(通解) これより先、保安四年に、鳥羽天皇の太子が讓を受けて即位なされた。これを崇徳天皇と申す、帝の母の璋子は、幼少の頃、白河法皇に養はれ、法皇は、甚しくこれを受せられて、年の長けてもその愛が衰へなだため、餘程世間の評判にかゝつた。鳥羽天皇は、それだから、崇徳帝をば自分の子としてあつかはず、戯れに叔父兒と稱へてゐらせられた。鳥羽天皇の御寵愛なされた女を得子といひ、美福門院と號したが、皇子體仁を生まれた。鳥羽天皇は、崇徳帝をして、之を養うて太子とせしめられ、その太子が四歳で讓を受けさせられた。これを近衛天皇とする。この近衛帝が崩御になつたので、崇徳天皇は、今一度帝位に復りたいといふ御望があつた。崇徳帝の皇子の重仁親王も、また、御年がすでに長じて、しかも、才徳のすぐれた方であり、朝廷の内外を問はず、みなこの方に望をかけて居た。しかるに、美福門院は、近衛帝の若死なされたのをば

崇徳帝ののろひの爲めだと思ひ、そこで、内々、鳥羽帝に御勸めして、崇徳帝の御同腹の弟の雅仁親王を立てた。これが後白河天皇である。朝廷でも民間でも、その事の餘り意外であつたのに大に驚いた。崇徳天皇は、怒り腹立たせられて、左大臣藤原頼長を御召になり、これに御話になるに、内實を以てせられた。この頼長は、性質がさかしくて悪がしこく、世間では悪左大臣と申してをつた位であつたが、兄の忠通と權勢を争ひ、意ふ通りにならぬので、崇徳上皇をして、今一度帝位に即かじめ、そして、自分に政柄を勝手にしたいとの欲望をおこした。そこで、いろいろと御勸め申し、そのかして、とうとう兵を擧げることにした。さあ、世間の人氣は大騒ぎである。

(文典) (二) 代名詞

- (五) 名詞の代りに用ゐられ、事物の名稱を代表するものは代名詞である。
- (六) 代名詞の格は、名詞と同じく、主格、賓格、領有格、指定格、呼格の五とする。
- (七) 代名詞を分つて四種とする。第一、人代名詞、第二、指定代名詞、第三、疑問代名詞、第四、關係代名詞。

保元元年七月。法皇崩。即夜葬之。上皇遂擧兵。據白河殿。源爲義等屬之。



皇豫度有變。遺命諸將當召者。清盛不與焉。蓋以忠盛夫妻傳重仁也。美曰。安有強如平宗而不召乎。遂召之。清盛舉其宗。應召焉。叔父忠政獨赴皇宮。清盛義子基盛。爲檢非違使。擢上皇黨源親治。于宇治。已而敕源義朝。攻白河殿。留清盛等衛宮。少納言藤原通憲奏。使清盛同往。清盛長子曰重盛。從父攻其西門。西門將源爲朝善拒。我先鋒二將。爲其所射殺。清盛曰。吾受命不此。此門重盛不肯。曰。擇敵而進。豈武臣所爲乎。見請當之。清盛令兵士擁止重盛。與共攻南門。白河殿陷。上皇出走。入如意山。削髮。奔南都。途被執。遷于讚岐。賴長中流矢。已而自殺。帝詔清盛捕爲義。未獲。忠政出。依清盛乞降。不聽。殺之。朝議因令義朝殺爲義。以清盛爲播磨守。超遷太宰大貳。重盛以下。受賞有差。始與甲第于六波羅。

(訓釋) 保元、後白河帝の時、年號、度、はかる、推察すること。遺命、遺言する。不與、仲間に入れぬ。傳、もり役、太子の附添なり。義子、義理の子、即ち養子。黨、一味の者。宇治、今の山城宇治郡宇治町。少納言、詔勅を宣傳し、給印、傳符の事を司る重職、從五位上にて、定員を三人とす、但し職掌と共に時代に依りて變遷あり。善拒、じやうすし拒ぎとめる。先鋒、二將、伊藤五、伊藤六の二人。擁止、擁は遮るなり、さ、えとめる。陷、攻め落される、敵の手に渡ること。削髮、髪を剃り坊主になる。南都、奈良。流矢、それ矢、れらひ射た者の分らぬ矢なり。朝議、朝廷の評議。超遷、とびこえて進む。太宰大貳、筑前太宰府に在りて、西海道九國三島を總管し、兼れて外寇を防ぎ、外交を掌る所を

太宰府と稱し、こゝに主神、帥、を初め種々の官を置かれたるが、太貳は帥に次ぐ官職なり。有差、それ、次弟がある。●甲第、甲は他にすぐれて立派なこと、第は屋敷。●六波羅、京都加茂川の東、五條より汁谷街道の間に在りしといふ。

(通解) 保元元年七月に、鳥羽法皇が御崩御になつたが、物情恟然の折柄、その晩すぐ之を葬つた。すると、崇徳上皇は、とう／＼兵を擧げて白河殿に御立籠りになり、源爲義などがこれに付き従つた。法皇は、前以て、この騒亂のあることを推察し、諸將の中で、いよ／＼の場合に召出してよいものを御遺言なされたが、清盛は其仲間には入れられなんだ。それは、大體、清盛の親の忠盛夫妻が、重仁親王の附添役であつたゆへ、清盛等も、上皇の方に味方するであらうと思召されたからである。しかし、美福門院はその強いこと平家一族ほどのものでありながら、これを召出さずをいいてならふか」といひ、とう／＼これを召出した。すると、清盛は、その一族残らずを引き連れて召に應じた。たゞ、叔父の忠政だけが獨り上皇の宮殿へ赴いた。清盛の養子の基盛は、檢非違使であつたが、上皇の一味たる源親治を宇治に於て捕へた。とかくする内に、源義朝に勅命があつて、白河殿を攻めしめ、清盛等を留めて、宮城を護衛せしめられたが、少納言の藤原通憲が奏問して、清盛をも、義朝と一處に行かしむることになつた。清盛の長子を重盛といひ、父に従つて白河殿の西門を攻めたが、その西門を守る大將の源爲朝は、上手にこれを拒ぎとめて、わが平家の先鋒の將二人までも、爲朝のために射殺された。清盛が申すに「自

分が勅命を蒙つたのは、是非ともこの門に限るといふ譯ではない」と、他の門に向はんとする氣振りがあつたが、重盛は承知せないので「敵の強弱をより分けして、弱い方へ進むなどは、どうして武臣たる者のすべきことで御坐らうぞ、身共が、どうか此處をお引受け致したい」といつた。清盛は、兵士をして、かくいふ重盛を無理にさへ止めしめ、ともかくに南門を攻めた。その中、白河殿はとう／＼攻め落され、上皇は御殿を出て走り、如意山に御匿れになり、髪を剃つて、南都へと、御逃げになつたが、途中で執へられ、後に讃岐國へ御遷されなされた。頼長はそれ矢にあたり傷を受け、かれこれする中に自殺してしまつた。天皇は、清盛に詔して、爲義を捕へしめられたが、まだ見付からず、忠政は隠れ場處から出て来て、清盛にすがり降参を願つたが、許さずして、之を殺した。朝廷の評議では、清盛が、かく叔父を殺したに因つて、義朝にも、其父の爲義を殺さしめることゝなつた。かくて、清盛を以て播磨守となし、後、飛び越へて太宰の太貳に進め、また重盛以下の者も、それ／＼賞典を受くること、種々次第があつた。この時、始めて、かの立派な屋敷を六波羅に建てた。

義朝視平氏、聲望出已上也。心常嫉之。藤原通憲娶清盛女爲婦、亦與義朝有隙。通憲參與大議。多所釐正。帝授位太子。是爲二條帝。而上皇仍聽政。政

在、於通憲。上皇嬖人曰藤原信賴。求爲近衛大將。上皇欲聽之。通憲不可。因圖唐安祿山事跡。上焉以諷之。信賴慚恨。乃與義朝深相結納。陰謀作亂。藤原經宗、藤原成親、藤原惟方等皆與其謀。謀既定而畏清盛不敢發。

(訓釋) 聲望、聲譽人望。婦、妻。參與、かゝりわりあづかる。關係すること。大議、重大なる事件の評議。釐正、治めた。しふす、秩序を立て、失なきやうにすること。嬖人、お氣にいり、嬖は寵愛するないう。唐安祿山事跡、唐の安祿山は、もと胡人であつたが、玄宗皇帝の寵妃楊氏、及び其左右の者と結託して、帝の信任を得、遂に謀叛して帝を稱し、帝都を陥れ、玄宗は蜀に走り、位を太子に譲り、一時天下が大亂に及んだ事柄。諷、それと直言せず、ほめめかして諷めること。漸恨、はぢて無念に思ふこと。結納、互ひにむすび入れる、即ち深く結託すること。

(通解) 義朝は、平家の聲譽と人望が、自分より上に出でるのを視て、心中つねに之をねだんで居た。藤原通憲は、清盛の娘を娶つて妻としてゐたが、これもまた義朝と仲がわるかつた。この通憲は、重大の事件の評議に關係し、朝廷の政治上に、秩序を立て、過失のないやうにしたことが多かつて、自然勢力があつた人である。後白河天皇が位を太子に御譲りになり、これを二條天皇と申したが、しかも、その上皇は、なほ、政治を聞食したから、政治の實權は、依然として、通憲の手に在つた。上皇のお氣に入り、藤原信賴といつた、近衛大將になりたいた望んだので、上皇は聞き入れやうと思召したが、通憲はこれをよろしからぬとし、それがために、唐の安祿山の事柄を繪巻物にして、之を上り、以て、それとはなしに諫めた。之を知つて、信賴は、恥ぢ

て無念に思ひ、そこで、義朝と互ひに深く結託し、内々謀叛をおこす相談をした。藤原經宗、藤原成親、藤原惟方なども、みな、その相談に加はつた。相談はすでに決定はしたが、しかし、清盛を畏れ、思ひ切つて直に事を起すこともせなんだ。

(文典)

(一)人代名詞、には自稱、對稱、他稱の三種がある。自稱は發語者自身、對稱は對話者、他稱は第三者の位置に在る者の名に代へて用うる詞である。

(二)自稱代名詞は「吾」、「我」、「予」、「余」などで、上に言ふが如く、其位置により、種々その格を異にする。

(イ) 吾 受命 不此門。(頁四二)

(ロ) 今舉朝之人。嫉我圖我。(頁四八)

(ハ) 公藤原氏能爲我關白乎。(頁二四)

(ニ) 吾志決矣。(頁四七)

右の諸文中、(イ)の「吾」は主格、(ロ)の「我」「我」二字は共に賓格、(ハ)の「我」「吾」は領有格に在る自稱代名詞である。又卷二の武衛が義家を語りたるの文中の

汝父納名簿於我。

に於ける「我」の如きは指定格である。

右の外「已」の字を自稱に用うることも少なからず。又「愚」、「不肖」、「不佞」、「臣」など、自ら卑下して稱し、國君が「孤」、「寡人」、「不穀」と稱すること、及び親に對して「兒」、師に對して「弟子」、など自稱することがある。書經には「朕」台などの字があれば、他書には少く、「朕」の字が、皇帝のみの自稱に用ゐらるゝ外、後世ではその用法は絶えて居る。

平治元年冬。清盛重盛。率筑後守家貞等五十人。詣熊野。行至切部。六波羅使者來告曰。昨夜信賴義朝。與源賴政。源光基等。率兵五百。圍三條殿。火之。竝火少納言。第殺傷無算。遂幽上皇及主上於禁內。少納言亦遭害矣。衆愕然。清盛曰。爲之何如。宜到熊野計之乎。重盛曰。武臣赴天子之急。何猶豫爲。清盛曰。如無甲何。家貞曰。臣豫慮有是事矣。開其擔。出甲冑五十。器械弓箭稱之。衆乃結束。北還。已而聞源氏兵要阿部野。清盛曰。彼衆我寡。我且避之。四國以謀再舉。重盛曰。機不可失。失今不伐。彼將先我。我寡而敗。何恥之有。今日之事。有死而已。清盛曰。吾志決矣。率衆疾馳。未至阿部野。遇一騎。衆意

源氏使也。騎至曰。臣至自六波羅。六波羅之兵迎駕。見在阿部野。請速歸。衆相喜慶。踴躍入京師。

(訓釋) 平治、二條帝の時の年號。熊野、紀伊國牟婁郡に在り。切部、同國日高郡に在り。三條殿、上皇の御所。三條烏丸にあり。少納言第、通憲の屋敷。殺傷無算、殺されたり傷つきたるものが、數へられぬ程多し。幽、押し込める。禁内、御所の内。門に禁制があつて、侍御の臣の外、妄に入るの出來ぬより、皇居のことを禁といふなり。遺害、殺されたること。愕然、驚く。爲之、この處置をする。急、事變。猶豫、ためらふ。猶豫ともに疑ひ深き獸の名なるが、それを借りて、ぐずぐずして決せぬ意味に用う、但し異說あり。甲、鎧。兜、等の具足を總べていふ。備、になはせて來た。器械、諸道具。稱之、數だけ揃つてとのひなること。結東、身仕度をする。阿部野、攝津の國にあり。且、しげら。再舉、後日の旗上げ。機、なり、即ち機會。迎駕、貴方を迎へるといふ意を、御乗物を迎へると貫んでいへるなり。見、現と同じ、まのあたり。喜慶、よろこび祝ふこと。踴躍、小踊りして勇むこと。

(通解) 平治元年の冬、清盛、重盛は、筑後守家貞など五十人を引き連れて、紀州の熊野神社へ參詣に出かけ、行いて同國の切部まで至ると、六波羅の邸から使の者が來て、報告して申す。「昨夜、信賴義朝が、源賴政、源光基など、兵士五百を引き連れ、上皇の御所へ、これに火をかけ、竝に少納言通憲殿の御屋敷を焼きまして、死者、上皇と主上とを御所の内に押し込め奉り、少納言殿もまた殺害に御漕、なされて御座ります」と。之を聞いて、一同びつくりした。清盛が曰ふには、「これをどう處置したものか、熊野へ行つてから勘考した方がよからうか」と。重盛は、「武臣たるものが、天子の御事變と承はつて出か

けるのに、どうして、ぐずぐずして居られませうぞ」といつたが、清盛は、「それでも、具足がないで仕方がないぢやないか」といつた。ところが、家貞が「私は、かねて箇様な事變もあらんかと氣遣ひまして御座ります」と申し、その擔はせてをつた櫃を開いて、鎧兜五十組を出した、諸道具弓矢の類も、みなこれに應じて入用の數だけとなうて居つたので、一同は、そこで、身支度をして、北に還ることになつた。とかくする中に、源氏の兵が阿部野に待設けてをるといふことを聞き、清盛は「彼は多勢で我が味方は少い、とても叶ふことでないから、我は、一時、彼を四國に避け、そして、後日再び旗上をする分別を致さう」といつたが、重盛が「この機會は、はづしてはなりません。もし、今をばづして、敵を伐たなんだならば、彼は我に先がけするで御座りませう。又、我兵が少なくて、それで負けたところが、なんの恥で御座りませうぞ。今日の事は、たい死より外はないので御座ります」と申したので、清盛も「此方の所存も決定致した」といひ、一同を引き連れ、急いでかけ出した。まだ阿部野まで行かぬ前に、一人の騎馬武者に出逢つた。一同に、源氏の使であらうと思つて居つたが、その騎士がいよく著いて申すには「私は六波羅から參りました、六波羅の兵士は、あなた様方を御迎ひ申して、現に阿部野にをります。何卒早速御歸り遊ばす様に」と。この意外の吉報に、一同は、互に喜び祝ひ、小踊りし勇んで、京都へと入りこんだ。

(文典)

自稱代名詞の中に、最も多く用ひらるゝのは、「我」「吾」二字であるが、「我」の字は他に對し  
たる自己を指し、「吾」の字は單に自己を指すを通常とする。又「吾」の字は一定の場合を除く外  
は資格及指定格に用ゐらるゝことは殆んどない。「我」「吾」の二字は、親愛を表する場合に、他  
の名詞の上に加へて用ゐることがある。

當是時。信賴自爲大臣。大將。義朝以下皆拜官。信賴衣冠。備乘輿。坐三百官  
上。聽斷庶政。百官莫敢仰視。獨左衛門督藤原光賴不屈。因會議。折信賴。勸  
其弟惟方。護二宮。以待清盛。清盛既還。信賴聞之。益諸門守兵。清盛謀忘其  
備。乃致名簿於信賴。以示無他。清盛計拔帝。乃與惟方通謀。夜放火。二條大  
宮。守門兵舍。守救之。天皇乃與皇后同車。蒙衣而伏。出藻壁門。惟方從。門者  
誰何。惟方曰。宮人也。門者燭於車中曰。可矣。既出。重盛以騎三百迎謁于途。  
奉入六波羅。百官萃焉。關白藤原基實亦至。衆以其妻信賴妹也。疑之。或告  
清盛曰。關白至矣。清盛曰。此大臣也。假令不來。吾固將召焉。衆心乃安。

(訓釋) 衣冠、服裝。備、備。乘輿、分限を超えて上なる人の車馬をすること。乘輿、天子の乘物、今は天子と同じ意味に用う。聽、  
斷、とりさばく、聽も斷と同じく、處置することなり。庶政、もろくの政事。因、機會とする。折、やりこめる。勸、  
み勉めさす。二宮、上皇と天皇の名。護、連名帳。無他、二心のないこと。救之、火事を消し止めにゆく。門者、門番。  
誰何、誰ぢやと答める、何は問ふ意味。可矣、宜しい。衆、集まる。假令、たとひ。

(通解) この時に當つて、信賴は、自分勝手に大臣大將となり、義朝以下の者も、みなそれ〴〵  
官に就いてをつた。信賴は、その服裝は、分限を超えて天子に眞似、諸役人の上にすわり、すべ  
ての政事を取り捌いて居つて、諸役人中、誰れも顔をあげて視ることを仕得なんだが、獨り左衛  
門督藤原光賴計りは、屈服せないので、會議のある時を機會として、信賴をやりこめ、また、自分  
の弟の惟方を勵まして、上皇天皇御二方を護衛し、以て清盛の還つてくるのを待たさせた。さて、  
清盛がすでに戻つて來ると、信賴は之を聞き、諸門の番兵を増した。清盛は、その用心を弛めさ  
せようと企て、そこで自分等一味の連名帳を信賴に差出し、以て別に二心のないことを示した。  
かくて、清盛は、天子を幽閉中より取り出さんと目論んだ。そこで、惟方と謀をしめし合せて、夜、  
火を二條の大宮通に附けた。近火であるから、門を守つてをる番兵は、その警衛を捨て置いて、  
消防に出かけた。そこで、天子は皇后と御同車で、女の著物をかぶり、見付からぬやうに、うつ  
むいて、藻壁門から御出ましになり、惟方が御供した。門番が、誰ぢや、と尤めたから、惟方は  
「宮女方で御座る」と答へたら、門番は、車中へ燈火をさし向け改めて見て「宜しい」と申した。

さて、いよいよ御出ましになつた。すると、兼ての手筈の通り、重盛は騎士三百人を引き連れ、途中にお迎えして拜謁し、御供をして六波羅の邸へ入つた。百官がこれ聞きつけて、こゝへ集つて来た。關白の藤原基實もまたやつて来たが、多くの者は、基實の妻が信頼の妹であるといふので、之を疑うた。或人が、清盛に「關白殿が御越しになつた」と知らせたら、清盛は「それは大臣である故、たとひ來られいでも、此方は勿論御呼び申すつもりであつた」と申して、別に怪しみもせなんだので、一同が安心をした。

(文典)

(一) 對稱代名詞は「汝」「爾」「女」「而」「若」などで、その格のことも上の自稱代名詞と同様である。今一々例を出さぬが、上に準じて知るべきである。

右の外「夫子」「先生」「大人」「子」「君」「公」「卿」などが、尊敬して稱する場合に用ゐらる。

(二) 他稱代名詞は「彼」「夫」などであるが、「是」「此」「其」「之」などの指示代名詞を轉用するところがある、又「者」の字は他稱指示の兩代名詞に通じて用ゐらる。格のことは上と同じい。

已而上皇又逃於仁和寺。而信賴等仍據大内。帝召清盛命討賊。且戒之曰。

宜伴退走誘賊出宮。莫使宮闕罹兵燹也。清盛對曰。臣誅逆賊。如指之掌。勿以勞天心。至若後命。臣甚惑焉。雖然。不敢不盡力。乃勒兵三千騎。令重盛。教盛。賴盛。將之。分兵赴大内。賊開昭明建禮二門。關陽明待賢。郁芳三門。樹白旗二十餘旒。守之。我兵望見。色動。重盛勵衆曰。年為平治。地為平安。而我平氏也。天示吉兆。獲勝必矣。汝輩努力。乃分其兵為二。留一于大宮。巷以其一。傳待賢門。大呼挑戰。信賴怖墮馬。重盛排門而入。至大庭。椋樹下。與源義平大戰。紫宸殿前。七匝櫻橋樹。出至大宮。巷。杖弓以息。平家貞目之曰。可謂平將軍再生矣。重盛更兵復入。義平呼曰。我源氏嫡子。公平氏嫡子。宜與決死也。重盛曰。諾哉。乃進戰。且退。與二卒。景安家。泰俱走。義平及鎌田政家。追之。至二條。壕。重盛踰壕。政家射之。中肩及背。甲堅不入。射馬。馬倒而背墮。政家薄之。重盛扞以弓。取背被之。景安至。搏仆政家。為義平所殺。重盛怒。欲親闖家。泰進。與義平相搏。為政家所殺。重盛得間走。

(訓釋) 仁和寺、京都の西北、御堂に在る寺。大内、御所。伴、いつはり、實なくして外面だけをかざる意味。宮闕、御所をいふ。闕は宮門なり。兵燹、兵亂より起る火事。指之掌、手のひらに在るものを指す如く、至つて易きこと。天心、御心。天とは尊んでいふなり。後命、後の方の、兵燹にかゝらしむるなといふ御勅命。惑、迷惑する。勅、整へる。樹、たてる。旗、旗いく本といふときは幾旒とかく、もと旗のたれ下れるものを旒といふなり。色動、怖れる念が顔色にあらはれる。

る●吉兆、めでたき徴●努力、つとめ骨折る●傳、近くせまること●挑戦、たしかはんと誘いかける●掛、おし開く●樹、むくの木●七匹、七へんめぐる●櫻橋、紫宸殿の南階の前、右にある右近の橋といひ、左にある左近の橋といふ、村上帝の時これを裁ちられたり●平將軍、平貞盛●再生、生れがはり●更兵、新しと入れかへる●嫡子、總領息子●諸哉、もとより承知、哉は、しかと斷定する意味●薄、近くつめよせる●并、ふせぐ●擧作、うちたはす、組打して併すなり●間、すきま。

(通解) その中に、上皇も、また、仁和寺へ御逃になつた。信賴等は、やはり御所に立籠つて居た。二條天皇は、清盛を召して、賊を討ち取ることを御申付けになり、その上、清盛に注意して、「負けたと見せかけ逃げもどつて、賊を御所からおびき出すやうにするがよい。御所をして兵火にかゝらせぬやうにせよ」と仰せられたが、清盛が答へて申すに、「私が逆賊を誅しするものは、手のひらのものを指す如く、至つて易いことで御座りますれば、これを以て御心を煩はさせられませぬ様に願ひ上ます。たゞ後の御命令などになりますると、私は、甚だ迷惑に存じまするが。去りながら、出来るだけ心配致さぬでは御座りませぬ」と。そこで、兵士三千騎を整へて、重盛、教盛、賴盛をして之に大將たらしめ、路を分つて御所へと赴いた。賊は昭明、建禮の二門を開き、陽明、待賢、郁芳の三門を閉ち、白旗二十餘本を立て、これを守つて居た。我兵は、その盛んなる状態を望み見て、怖るゝ思が顔色に見えた。重盛は部下の者を勵まして、年號は平治ちや、土地は平安(京都)ちや、その上我は平氏ちや、天は、かく目出たき前徴を示してを

れば、勝利を得んこと必定なるぞ、もの共勵め」といひ、そこで、その兵を分つて二つとなし、一を大宮通に留め置き、今一隊の兵を引き連れて、待賢門に近づき迫り、大聲をあげ呼はつて、戦を誘ひ掛けたが、この勢に、信賴は大に恐れ馬から落ちた。重盛は門を押し開いて入り、大庭の椋の木の下に至つて、源義平と大いに紫宸殿の前に戦ひ、左近の櫻右近の橋の木を七遍も廻つた。それから、門を出て大宮通に行き、弓を杖いて休息してゐると、平家貞がこれを見て、「その武者振の勇しさは、さながら、御先祖平將軍の御生れがはりとも申すべし」と、感嘆した。重盛は兵を新手と入れかへて、再び御所へ入つた。義平が大聲に呼はつて申す様、拙者は源氏の惣領、貴公は平氏の惣領で御座れば、どちらが負けて死ぬか、死ぬまで戦ひ合ふでは御座らぬかしと。重盛いふには、「もとより合點」と。そこで、進んで戦ひ、また退き、とうとう、二人の士卒、景安家泰と共に逃げた。義平と鎌田政家とが之を追かけて二條の堀までやつてきた。重盛は堀をこえた。政家が之を射て、肩と背とに中てたが、具足が丈夫なので徹らない。そこで馬を射た。馬が倒れて重盛の兜が落ちた。そこへ、政家が近く詰め寄せた。重盛はこれを拒ぐのに弓を以てし、その間に、兜を拾つて、之を被つた。この時景安が追付て来て、政家を組み伏せたが、義平の爲めに殺されてしまつた。重盛は怒つて、自分で組打をせうと思つたが、家泰が進んで行つて義平と組打をした。しかし、これも、今度は政家の爲めに殺された。重盛はこの間に隙を得て逃げた。

(文典)

人代名詞に關し、なほ二三の心得置くべきことを左に略記しよう。  
賓格の代名詞は、之を支配する動詞の下にあるが通常である。併し、場合により倒句法を用ひ、動詞の上に位することがある。その節には否定的助動詞がその上に來る。これは、次の指示代名詞でも同様である。

指示代名詞を他稱代名詞に轉用する場合に於ては、主格には「是」「此」「其」、賓格及指定格には「之」、領有格には「其」の字が轉用せらるゝのが多い。

對稱代名詞に在つて「彼」の字は種々の格に用ゐらるゝが、「夫」の子は専ら領有格に於て用ゐらるゝから、自から區別がある。

因に云ふが、近時、新聞雜誌等に於て、人稱又は指示代名詞として、往々「之等」の語を見ることがあるが、これは「此等」又は「是等」などと書くべきで、「之」の字は「之子」などの語が、古代の文に僅かに見ると、又詩などに用ゐらるゝの外の外には、右の如き用法は決してないのである。呼格に於ける代名詞は、自稱他稱は勿論のこと、對稱の場合にも稀である。

當<sub>二</sub>是<sub>一</sub>時<sub>二</sub>賴<sub>一</sub>盛<sub>二</sub>等<sub>一</sub>攻<sub>二</sub>郁<sub>一</sub>芳<sub>二</sub>門<sub>一</sub>與<sub>二</sub>義<sub>一</sub>朝<sub>二</sub>戰<sub>一</sub>退<sub>二</sub>走<sub>一</sub>義<sub>二</sub>朝<sub>一</sub>卒<sub>二</sub>有<sub>一</sub>善<sub>二</sub>走<sub>一</sub>者<sub>二</sub>八<sub>一</sub>町<sub>二</sub>二<sub>一</sub>郎<sub>二</sub>以<sub>一</sub>鐵<sub>二</sub>搭<sub>一</sub>鈎<sub>二</sub>其<sub>一</sub>胃<sub>二</sub>賴<sub>一</sub>盛<sub>二</sub>拔<sub>一</sub>刀<sub>二</sub>截<sub>一</sub>搭<sub>二</sub>二<sub>一</sub>郎<sub>二</sub>仰<sub>一</sub>仆<sub>二</sub>賴<sub>一</sub>盛<sub>二</sub>走<sub>一</sub>源<sub>二</sub>氏<sub>一</sub>兵<sub>二</sub>空<sub>一</sub>宮<sub>二</sub>而<sub>一</sub>出<sub>二</sub>教<sub>一</sub>盛<sub>二</sub>乃<sub>一</sub>以<sub>二</sub>千<sub>一</sub>騎<sub>二</sub>橫<sub>一</sub>入<sub>二</sub>大<sub>一</sub>內<sub>二</sub>關<sub>一</sub>諸<sub>二</sub>門<sub>一</sub>守<sub>二</sub>之<sub>一</sub>義<sub>二</sub>朝<sub>一</sub>義<sub>二</sub>平<sub>一</sub>無<sub>二</sub>所<sub>一</sub>獲<sub>二</sub>而<sub>一</sub>還<sub>二</sub>宮<sub>一</sub>宮<sub>二</sub>皆<sub>一</sub>赤<sub>二</sub>旗<sub>一</sub>矣<sub>二</sub>進<sub>一</sub>退<sub>二</sub>失<sub>一</sub>據<sub>二</sub>遂<sub>一</sub>進<sub>二</sub>攻<sub>一</sub>六<sub>二</sub>波<sub>一</sub>羅<sub>二</sub>清<sub>一</sub>盛<sub>二</sub>乃<sub>一</sub>上<sub>二</sub>北<sub>一</sub>臺<sub>二</sub>踞<sub>一</sub>床<sub>二</sub>指<sub>一</sub>廳<sub>二</sub>賊<sub>一</sub>兵<sub>二</sub>沓<sub>一</sub>至<sub>二</sub>官<sub>一</sub>軍<sub>二</sub>遂<sub>一</sub>巡<sub>二</sub>賊<sub>一</sub>乘<sub>二</sub>勝<sub>一</sub>而<sub>一</sub>進<sub>二</sub>矢<sub>一</sub>及<sub>二</sub>內<sub>一</sub>戶<sub>二</sub>清<sub>一</sub>盛<sub>二</sub>怒<sub>一</sub>上<sub>二</sub>馬<sub>一</sub>大<sub>二</sub>呼<sub>一</sub>馳<sub>二</sub>出<sub>一</sub>親<sub>二</sub>突<sub>一</sub>敵<sub>二</sub>陣<sub>一</sub>夏<sub>二</sub>兵<sub>一</sub>交<sub>二</sub>進<sub>一</sub>賊<sub>二</sub>遂<sub>一</sub>大<sub>二</sub>敗<sub>一</sub>走<sub>二</sub>清<sub>一</sub>盛<sub>二</sub>乃<sub>一</sub>入<sub>二</sub>大<sub>一</sub>內<sub>二</sub>收<sub>一</sub>名<sub>二</sub>簿<sub>一</sub>笑<sub>二</sub>曰<sub>一</sub>昨<sub>二</sub>予<sub>一</sub>今<sub>二</sub>取<sub>一</sub>何<sub>二</sub>速<sub>一</sub>也<sub>二</sub>乃<sub>一</sub>分<sub>二</sub>兵<sub>一</sub>追<sub>二</sub>賊<sub>一</sub>

(訓釋) 鐵塔、鐵の熊手、鈎、ひつかける ● 進退失據、あとへも先へもよるべき所をなくした ● 北臺、北の方の物見櫓 ● 踞、床、床凡に腰をかける ● 沓至、かさなり合つて來る ● 遂巡、あとじさりする ● 內戶、天子の御座所 ● 交進、かばるゝ進む、

(通解) この時分に當り、賴盛等の方は、郁芳門を攻め、義朝と戦つて退き走つた。義朝の兵卒に走ることの上手な八町二郎といふものがあつて、追かけて來て、鐵の熊手を以て賴盛の兜をひつかけた。賴盛は刀を抜いてその熊手を切つたところが、二郎は仰向に仆れたので、賴盛は走り逃げた。すると、源氏の兵は、そりや適がすなと、御所を空虚にして出で、これを追かけた。教盛は、そこで、時分はよしと、千騎を引き連れて、横から大内へ入りこみ、諸門を閉ちて之を守つた。義朝も義平も、追かけては見たものゝ、別にこれぞといつて、獲る所もなかつたので、御所の方へと引き返すと、こはいかに、御所に樹てたるは、みな平家の赤旗であつた。されば、あとへも



先へも據るべきところを無くして仕舞つたので、かくなる上はと、とう／＼、進んで六波羅の邸へと攻めかけた。清盛は、そこで、北の方の物見櫓に上り、床几に腰かけて指圖をして居ると、賊兵が多勢かさなり合つて來るので、官軍の方は、じり／＼と、あとじさりをする様になつた。賊はいよ／＼勝につけ込んで進んでまゐり、その射る矢が、天子の御座所にまでも届いた。清盛は怒つて、馬に乗り、大聲に呼はつて驅け出で、自身親ら敵陣目掛けて突き進み、新を入れかへては進み、入れかへては進んだので、賊もとう／＼大負をして逃げ出した。清盛は、そこで、御所に入り、かの連名帳を取り收め、笑うて曰ふに、「昨日は與へて今日は取かへす、何んと手早いことではあるわい」と、やがて、兵士を手分して、賊を追ひ伐つことにした。

◎義朝奔關東。信賴至仁和寺。乞哀於上皇。上皇爲請之於帝。帝不許。重盛曰。即宥之。彼何能爲。清盛曰。首惡不可不誅。且如帝命。何乃遣教盛。引兵圍仁和寺。捕信賴及其黨源師仲。藤原成親等五十餘人。斬信賴于六條。磔重盛。教盛與成親有姻。乞而有之。帝賞清盛戰功。進其子弟官爵。尾張人長田忠致。誅義朝。獻其首。梟之獄門。賴盛將平宗清。亦捕義朝。少子賴朝。至將斬。宗清憫之。因池尼請宥。池尼賴盛母。於清盛爲繼母。清盛不聽。尼怒曰。刑部卿

而在。汝安得侮我言乎。重盛與賴盛固請。乃減死一等。流于伊豆。義平變服入京師。狙擊清盛。清盛覺之。捕獲斬之。平氏威振天下。肥前人日向通良作亂。遣平家貞討夷之。

(訓釋) 哀乞、あはれみを乞ふ、命を助けんことを請ふなり、●首惡、わるもの、頭領●有姻、親類の間柄、●少子、幼なき子、●刑部卿、忠盛、●狙擊、ららひ打つ、●討夷、うち平ぐ。

(通解) 義朝は關東へ逃げた。信賴は仁和寺へ行つて、上皇に命乞ひをした。上皇は、同人の爲めに、これを天皇へ御頼みになつたが、天皇は御許しなさらぬ。重盛は「もし彼を赦したとて、この後、彼が何事をよく仕出來すものか」と申したが、清盛が曰ふには「謀叛の發頭人は誅せねばならぬ。その上、天子の御命であるものをどうせうぞ」と。そこで、教盛をやり、兵を引き連れて仁和寺を圍み、信賴と、其一味の源師仲、藤原成親など五十人餘りを、一條河原で斬た。重盛教盛は、成親とは親類の間柄であつたので、命乞ひ

天子は、清盛の戰功を賞し、その子や弟の官爵を進めさせられ、朝を殺して、其首を獻上したので、これを獄門に晒した。賴盛、義朝の幼年年子の、賴朝を取り押へてまゐつた。まさに首を斬に思ひ、池尼にすがつて、命を助けんことを清盛に請ふた。池

繼母である。ところが、清盛は承知しない。池尼は怒つて「刑ば、お前はとうして妾の申すことを、慢ることが出来ませうぞ。非にと請ふたので、そこで、死罪より一等だけを減じて、伊豆の國りをかへて、京都に入りこみ、清盛をねらうて撃たんとしたが、清盛之を斬つた。かくて、平氏の威勢は天下に振つた。肥前の人の日向通良がれには、平家貞をやつて、之を討ち滅ぼしてしまつた。

(文典)

(三)指示代名詞、は、事物を指示するとき代用せらるゝものである。その格を有することは、前の代名詞と同一で「是」此「之」斯「茲」其「惟」諸「旃」焉「者」など、文字も多く、又その使用せらるゝことも甚多い。

- (イ) 其辱宗一也。(頁三三) 是武門耳、是武士耳。(上ノ論文中)
- (ロ) 上皇爲請之於帝。(文上) 圖唐安祿山事跡上焉。(頁四五)
- (ハ) 臣豫慮有是事。(頁四七) 概世其職。(頁上ノ論文中)
- (ニ) 異日搏噬攘奪之禍、又基於此。(上ノ論文中)

右(イ)の二句に於ては、「其」及「之」の字は主格、(ロ)の二句に於ては「之」及「焉」は賓格、(ハ)に於ては「是」及「其」の字は領有格、(ニ)に於ては「此」の字は指定格、の指示代名詞である。

當此時。政在上皇。藤原經宗。藤原惟方。勸帝親政。兩宮交惡。上皇引清盛。自援。永曆元年。上皇進清盛。正三位。任參議。清盛乃奉。上皇旨。收執經宗。惟方。帝嘗納。故。近衛帝。后爲中宮。世呼之。二代后。清盛以二人。不諫。陷帝於惡。爲罪。欲斬之。前關白忠通救解。乃宥死。處流。明年。清盛累遷。至權中納言。六年。遂進。從二位。任權大納言。重盛。至正三位。參議。

(訓釋) 交惡、互に仲がわるい、●自援、自分のたより助けとする、●永曆、二條帝の時の年號、●收執、めしとらへる、●中宮、もとは太皇太后、皇太后、皇后の通稱なりしが、後轉じて皇后の別稱となり、又皇后の外に、同時に天皇の嫡妻ある場合に、之を中宮と稱し、皇后に次ぐものとなしたる時もあるなり、●陷帝於惡、天皇をして人倫を亂せる罪惡に落ち入りしむ、●救解、とり成し言ひほどきをする。

(通解) この時分、政治の權は、上皇の御手の中に在つたが、藤原經宗、藤原惟方の兩人は、天皇に勸めて、政治を御自身になさる様にしやうとしたので、上皇と天皇との御仲が互に悪くなつた。後白河上皇は清盛を引きつけて、御自分のたよりとなされ、永曆元年には、上皇が、

清盛を正三位に進め、参議に御任命になつた。清盛はそこで上皇の思召を承はり、經宗、惟方を召しとらへた。それは、二條天皇が、さきに、故の近衛帝の皇后を納れて中宮となされ、世間では、之を二代の后と唱へて居つたが、清盛は、經宗、惟方の二人が、帝側に在りながら、お諫めもせなんだ爲め、天皇をこの亂倫の罪惡に落し入れたは不届であると、それを罪名として、之を斬らんとしたのであるが、前の關白の忠通が、色々執成し申譯をしてやつたので、そこで、死刑だけはゆるして、流罪に處した。その翌年に、清盛は、しきりに進んで權中納言までになり、永曆六年には、とう／＼從二位に進み、權大納言に任せられ、重盛は正三位参議にまで上つた。

永萬元年秋。帝崩。諸寺僧徒會葬。延曆園城二寺。爭禮欲闖。上皇召源賴政、自衛。有訛言。上皇圖平氏。平氏大驚。聚兵自守。重盛曰。事必妄也。請往。法住寺。親驗之。法住寺上皇宮也。乃往。途遇上皇來幸。平氏第欲中口解。論因。扈還。清盛稱疾不出。重盛入而諫曰。大人宜出。謁吾宗。有功無罪。事何遽至此。大人慎勿形之辭色。不則讒或因以入。苟吾之執忠直。何渠畏人言。清盛善之。而竟不出。上皇還。謂左右曰。訛言誰使之者。藤原師光前曰。天使之言耳。衆無敢應者。師光阿波人。嘗以狡黠爲藤原通憲所愛使。後削髮稱西光。爲院

北面。頗有寵。心嫉平氏。驕恣。數承間說上皇。

(訓釋) 延曆園城二寺。延曆寺は比叡山に在り、園城寺は滋賀、大津の西北に在る三井寺のこと。爭禮。坐席を争ひたるなり。訛言。間違つた噂。圖平氏。平氏を滅ぼす企をする。妄。うそ。いつはり。虚實をしらべる。解。解、言ひ譯けりとす。扈還。御供して還る。扈は後に從ふなり。大人。子が親を指していふ辭。辭色。言語顔色。不。然からざれば。讒。悪言を構へて人を害ふ告げ口。執忠直。忠義にして正しき道をしつかり守つて居る。何渠。なんぞ。渠は詔と同じ。善之。至極尤だと思ふ。狡黠。わるがしこい。愛使。氣に入つて使ふ。院北面。白河院の時、始めて置かれたもので、院中を警衛する武士をいふ。院御所の北面に居る故にかく名く。院北面武士の時稱なり。驕恣。おこり高ぶつて我儘勝手なること。承間。隙のある時を待ち設けて。

(通解) 永萬元年の秋に、二條天皇が崩御になり、多くの寺の僧侶が集つて、御葬儀に列したが、前から仲の悪るかつた延曆寺と園城寺との坊主が、また坐席に關して争ひ、喧嘩を始めやうとして、物騒であつたので、後白河上皇は、源賴政を召して、御自分を護衛せしめられた。すると、間違つた噂がたつて、上皇は平氏を滅す企をなさると言ひ傳へた。平家では大に驚いて、兵士を集めて自から守備したが、重盛は「この事は、きつと、跡方もないことで御座りませう。どうか、法住寺へ行つて、親しくその虚實をしらべて参りませう」といつた。法住寺といふのは、上皇の在す宮殿である。そこで、出かけて行つたが、途中で、上皇が御越になつて、平氏の邸に御幸し、御自身に、口づから言ひわけをし、御諭しなされ様とするのに御出逢した。よ

つて、其ま、御供して還つた。ところが、清盛は病氣だと申して、出て御目にかゝらない。重盛は、内に入つて、父を諫め「父上には、是非出て拜謁をなさるがよろしう御坐ります。わが一族には、功はあるが罪は御坐りませぬば、どうして、事が左様急に、噂の様なことになるべき筈が御坐りませぬ。拜謁の時にも、父上には、十分御注意あつて、決して不満な様なことを、言語や顔色にあらはしなされてはなりません。左様で御座りませぬと、讒言が、或はそれからして這入る様なことがあります。まこと吾等の方にさへ、忠義にして正しき道を確かと守つてをりますれば、なんぞ、人の申すことなどを恐るゝことが入りましようぞ」と申した。清盛は、その申し條を、尤もだとしたけれども、とう／＼拜謁には出なんだ。上皇は御殿に御還りになり、左右に居る者に「あの間遠つた噂は、全體、誰が言ひ觸したのであらうか」と仰せられたところが、藤原師光が進み出て「天が之を言はせたまで、御坐ります」と申した。一同には、これに連れて何とも押し申す者もなかつた。師光といふのは、阿波の人で、以前、わる賢いので、藤原通憲の爲めに、氣に入つて使はれ、のち、髪を剃つて坊主になり、西光と稱し、上皇の北面の武士となつて、大へん御寵愛があつたが、心に平氏の傲つて我儘なのをねたみ、幾度も隙のある時を待設けて居ては、上皇に、平氏の悪いことを申しあげた。

(文典)

指示代名詞が代表する事物は、文中に於て其代名詞に先き立つが通例である、前の例に於て

- (イ)の「其」は、上の「詬」と「怯」とを代表し、二の「是」の字は、上の「二宗族」を代表して居る。
- (ロ)の「之」は、上の「哀」を「焉」は、上の安祿山の事跡を圖したるものを、各代表して居る。
- (ハ)の「是」は、上文の使者の告げたる事變を指し、「其」の字は、直ぐ上の「庶僚百揆」を指して居る。

(ニ)の「此」の字は、上の「當是之時」から以下の叙述の代りに立つて居る。

併し、間々その下に來る事物を代表する場合もあることを忘れてはならぬ。一般の事物に涉つて叙述し、特に指すもの、無き場合に於ても、指示代名詞の用らるゝことが往々ある。その時に用ゐらるゝのは「其」之の字である。但し、本書の如き記述に於ては、其例乏しければ之を略することにする。

又人代名詞の「彼」夫を借て、指示代名詞に用うることもある。

是時太子嗣立。是爲六條帝。帝幼。政復歸上皇。上皇寵后滋子。爲清盛妻時。

子之妹。生志仁。上皇欲立之。仁安元年。以清盛。授正二位。任内大臣。二年。遂至。從一位。陞太政大臣。賜隨身兵仗。聽。禁車。入宮。敕賜。邑。于播磨。肥前。肥後。爲大。功。田。世襲。重。盛。授。從二位。任。權。大。納言。聽。帶。劍。昇。殿。次。子。宗。盛。授。從三位。任。參。議。三年。二月。憲。仁。受。禪。甫。五。歲。是。爲。高。倉。帝。帝。母。之。兄。大。納言。時。忠。謂。衆。曰。方。今。天。下。之。人。非。平。族。者。非。人。也。當。是。時。平。族。爲。朝。官。者。六。十。餘。人。其。采。邑。跨。三。十。餘。州。朝。政。盡。決。於。清。盛。清。盛。有。疾。詔。行。非。常。赦。以。禱。之。既。而。清。盛。削。髮。稱。淨。海。與。別。第。于。西。八。條。居。焉。選。童。三。百。服。異。服。散。布。京。城。內。外。察。誹。謗。者。輒。處。法。京。師。側。目。上。皇。積。不。能。平。嘉。應。元。年。上。皇。削。髮。稱。法。皇。平。氏。益。橫。

(訓釋) 仁安、六條帝の時、年號。内大臣、左右大臣の次に位し、兩大臣不參の時、代つて政務儀式を奉行す。太政大臣、八省諸司を統管する太政官の長官にて、天子に師範たる人これに任ず。隨身兵仗、兵仗、は武器にして、武器を帯びたるものを、警衛の爲めに隨へるをいふ、文官にては、大官の勳功ある者に非ざれば許されず、隨身の人員は一定せざれども、攝政關白は大概十人、大臣大將は八人を例とす。禁車、人の手にて轆く乗用車にて、勅許を蒙りたる者之に乗し、宮城の中重門を出入することを得。大功田、國家に大功功ある者に賜はる田地。世襲、代々相續する。帶劍昇殿、殿上では劍を佩びぬ答を、特別の取扱なり。彩色、知行所、支配して居る領地。非常赦、常赦大赦と違ひ、有罪者を悉く赦すをいふ、人臣の爲に、朝廷にて此の如きことを行はるゝは實に類例稀なることなり。異服、普通と異つた服裝。散布、ちらばらに配つて置く。誹謗、そしる、自分の悪口をいふこと。處法、法律にあてて罪を處分する。側目、畏れ懼つて、そつと横目で見る。積不能平、つもり／＼不平でたまらぬ。横、我儘にて非道なことをする。

(通解) この時、二條帝の太子が、位を嗣いで立たせられたが、それが六條天皇である。天皇はなほ御幼少で、政治は、またも上皇の御手に歸した。上皇の御寵愛の皇后滋子は、清盛の妻の時の妹であつたが、憲仁を生まれた。上皇には、これを立てやうとの思召である。仁安元年に、清盛は正二位に敍し、内大臣に任せられ、同二年には、とう／＼從一位にまで至り、太政大臣にのぼり、護衛の附人を賜はり、輦車で宮中に入ることを許され、領地を播磨肥前肥後に賜はつて、それを大功田となし、代々相續せしめられ、重盛をば、從二位に敍し、權大納言に任じ、劍を佩びて宮殿に昇ることを許され、次男の宗盛を從三位に敍し、參議に任せられた。その翌三年の二月に、いよいよ、憲仁親王が、讓を受けて帝位に即かせられたが、御年がやつと五歳で、これを高倉天皇と申す。この天皇の母后の兄、大納言時忠が、多勢の者に語つて「唯今では、天下の人、平家の一族でないものは人間ではない」といつたが、この時分、平家の一族で、朝廷の役人となつて居るのが、六十餘人、其知行所は三十餘國に跨つてをり、朝廷の政治は、一切清盛によつて決せられた。ある時、清盛が病氣に罹つた所が、詔して、囚人を悉く放免する非常赦を行ひ、その快復を祈られたことがある。その後、清盛は、髪を落し坊主になり、淨海と稱し、

別邸を西八條に建て、こゝに居り、童子三百人を選んで、これに異様の服装を着せさせ、京都の内外に、あちこちと配り置き、悪口するものを視察させては、見つかれば次第に、法律にあて、罪を決した。そこで京都中のものが、畏れ憚つて、此童子をそつと横目で見る位であつた。上皇は、清盛のあまりの我儘に、御不平がつもり、堪られぬ程に思召した。それで、嘉應元年には、上皇が髪を剃つて、法皇と稱せられた、一層勝手が出来るので、平氏はますます我儘非道を働いた。

(文典)

前の人代名詞の下に於て述べた如く、人代名詞でも、指示代名詞でも、資格のときには、動詞の下に位するが通例であるが、場合によつては、動詞の上に位することがあるといふことの例を示さう。

請問之、主殿司。(頁三三)

上皇欲聽之。(頁四五)

此等に於て「之」の代名詞は、上の文にては「問」、下の文にては「聽」なる動詞の下に位して資格に在るが、翻つて、

守令莫之能制。(上ノ論文中)

平氏未之知也。(頁一〇八)

の二文に於ては、「之」の字は、前者に在つては「制」、後者に在つては「知」の動詞の上に位し、而かも此等の動詞に支配せられて、文の賓位に立つて居る、讀者は、この倒句法の在ること、及、その場合には、否定的助動詞(上の文に於ては莫と未)を冠して居ることに留意を要する。

重盛、次子資盛。與數騎出獵。途值攝政藤原基房。不下馬。徑衝其衛士。捍而下之。重盛責資盛無禮。基房縛送衛士。以謝。重盛釋其縛。勞而遣之。清盛聞之。怒曰。當今日。誰敢辱淨海之孫者。必報之。重盛諫止。清盛弗聽。伏三百人。要基房于路。摧折其車。切從者。髻帝因輟朝。三日。重盛逐資盛。之伊勢。

(訓釋) 不下馬、貴人長者に對しては乗物より下るのが禮で、其制定ありしにも拘らず、馬より下らざりしなり。●徑、やにはに●衝其衛、護衛して行く行列なつきめける●捍、頭髮をひつつかむ●勞、いたはる●報、仕返しをする●摧折、くだけおる●髻、髮の結び目●輟朝、朝廷に出御することを止める。

(通解) 重盛の次男の資盛が、五六騎と共に獵に出かけ、途中で攝政の藤原基房に出遇つたが、馬から下ることせず、やにはに基房を護衛して行く行列を突き抜けた。そこで、護衛の兵士が怒り、頭髮をひつ攫んで馬から下した。重盛は、資盛の無禮であつたことをとがめ叱つたが、基房の方からは、また、かの衛士を縛つて送り越し、以て詫をした。重盛は、その縛を解き、い

たはり慰めて、衛士を還してやつた。ところが、清盛は之を聞き、怒つて「今日の世の中で、誰が、憚りもなく、この淨海の孫を辱かしかめおるか、きつと、仕返をしてくれん」といつた。重盛が諫め止めたが、清盛は聞き納れないで、三百人を伏せ勢にし、基房を路に待設けて、その乗つて居る車をうち毀し、たゞき折り、その從者の鬚を切り取つた。天皇は、重臣の攝政が、此の如き災難に遇ふたので、これが爲めに、朝廷に出御のなかつたのが、三日であつた。そこで、重盛は、資盛を逐ひやつて、伊勢に行かした。

承安元年。清盛進其女德子爲女御。遂立爲中宮。四年。右近衛大將。重盛奏請自拜之。治承元年。轉左近衛大將。尋拜內大臣。居小松。弟宗盛爲右近衛大將。已而進正二位。朝臣舉妬平氏。藤原成親。以權大納言爲法皇執事。重盛娶其妹。生子維盛。又娶其女。爲子婦。成親子成親。娶教盛女。然成親殊希爲大將。而不得。居常憤憤。遂圖滅平氏。乃與西光謀。襲藏人源行綱。密語之曰。平氏專恣。子所目也。吾受院敕陰圖之。而未得將率焉。子源氏。胃也。蓋爲我將。成殊功。取顯位。行綱諾之。成親遂結檢非違使。平康賴。式部大輔。藤原章綱。前近江守源成雅等。又欲結法勝寺。執行俊寬。數飲之酒。令姫人

侍馬。因乘間說之。會其鹿谷別館計事。宴酣馬逸。坐者驚起。誤仆瓶子。成親曰。平氏仆矣。西光曰。盍梟其首。康賴進曰。梟首檢非違使之任也。取瓶懸之柱上。一坐大笑。成親因建策曰。祇園祭日。京師雜踏。乘此時縱火。平氏第疾攻之。可以逞矣。乃遣行綱布五十匹。部署諸將。所向未發。

(訓釋) 女御、初めは、天皇の侍妾の一を稱したりしが、後、漸次にその位貴くなり、遂に皇后の宮に入りし時には、概れ先つ女御と稱し、後、皇后となるが例となれり。●小松、京都八條の北、堀河の西に在りしといふ。●梟、みな●執事、院中の諸事を總理する長官、又別當ともいふ。居常、いつも。憤憤、悲る念の心中に積るがた。●平氏、●事、勝手我儘。●藏人、傳宣、進奏、節會の儀式等を掌る官職、但し五位藏人六位藏人などの別あり、職掌にも時代によりて變遷あり。●院勅、法皇の勅命。●將率、將となりて帥ゆる指揮者。●胃、總領、兜の胃の字は下が胃の上と同じく目で、今此胃は下が肉月なれば注意すべし。●殊功、並々ならぬ手柄。●顯位、世に顯はれた立派な位。●式部大輔、式部省の次官。●執行、寺務を司る頭領。●姫人、貴人の侍女。●鹿谷、京都の東北にあり。●宴酣、酒のまつ盛り。●馬逸、衆いた馬が放れてにげ出した。●雜踏、人こみして混雜する。●遣、思ふ存分やれる。●部署、部分を定め分けする。

(通解) 承安元年に、清盛は、自分の娘の德子を進めて女御とし、遂に立て、中宮とした。同四年に、右近衛大將が關員になつたので、重盛は、奏聞し願ひ出て、自分に之を拜し、治承元年には、左近衛大將に遷り、間もなく内大臣に拜して、小松の屋敷に居り、弟の宗盛は、右近衛大將となり、兎角する内に、正二位に進んだ。かく平家一族が立身するので、朝廷に居る臣下は皆、平氏を嫉んだ、藤原成親は、權大納言であつて、法皇の執事職となつて居たが、重盛は、そ

の妹を娶つて、子の維盛を生み、又成親の娘を娶つて、維盛の嫁にした。また、成親の子の成経は、清盛の弟の教盛の娘を娶つた。即ち重縁の間柄である。然るに、成親は、殊の外、大將になりたひと望んだのが、得られなかつたので、平生ぶん／＼悲つて居たが、とう／＼、平氏を滅ぼさうと巧んだ。そこで、かの西光と相談をして、藏人の源行綱を、御馳走してもてなし、内々、これに語つて、「平氏の勝手我儘なことは、貴公の見らるゝ通りて御座るが、自分には、法皇の勅命を受け、人知れず之を滅ぼさんと企て、御座れど、まだ之を統率するものが得られ申さぬ。貴公は、源氏の嫡流で御座るが、なんと、我が大將となつて、格段の手柄を立て、世に時めく立派な位を取る氣は御座らぬか」といつたら、行綱はこれを承知した。成親は、とう／＼檢非違使平康頼、式部大輔藤原章綱、前の近江守源成雅などに結託し、又法勝寺の寺務長の俊寛とも結託しやうと思つて、幾度かこれに酒を飲ませ、侍女をそこへ附き添はせ置いて、それを手がかりに、よき折を見計らつて、之に説きつけ、俊寛の鹿谷の別邸に集つて、事件の計畫をした。ところが、酒宴のまつ最中に、馬が逃げ出したので、坐つて居る者が驚いて起つた拍子に、籠相して瓶子即ち徳利を仆した。すると、成親が「平氏が仆れた」といひ、西光が「なせ、その首を獄門にかけないか」と曰ふと、康頼が進み出で、「首を獄門に懸けるのは、檢非違使の役目で御座る」と申し、徳利を柱の上に懸けて、一座のものがどつと笑つた、成親が、それで策を建て「祇園

の祭の日には、京都が人ごみで混雑すれば、その時につけ込んで、火を平氏の屋敷につけ、急にこれを攻めたらば、それで思ふ存分にやれるで御座らう」といひ、そこで、行綱へ反物五十疋を贈り、諸將等の向うてゆく所を定めて手分したが、時が来ないから、まだ事は起さない。

(文典)

(三)疑問代名詞、は、未知の事物を知らんが爲に用うる代名詞である。其中に於て、人に屬する疑問と、事、物、時、處、などに關する疑問とを區別する。  
 (四)二人に屬する疑問詞は「誰」「孰」又は「疇」の字を用ゐる。  
 「疇」の字は「誰」と同義にして、古書には多く之を用ゐたれども、後世の文中には少い。  
 (五)事、物、時、處などは關する疑問詞には、「何」「奚」「安」「焉」「惡」「胡」「曷」又は「何如」「奈何」などを用ゐる。  
 右等の疑問詞に關する例は、之を掲ぐるの要もなかるべければ、之を略する。

西光、子師高爲、加賀守。其目代師經。與白山僧徒鬪。僧徒來訴之。延曆寺。延曆寺僧徒與之合兵。入京師。犯闕。重盛以三千騎。衛宮門。擊卻之。山徒不服。



還圖再舉。法皇令平時忠往諭解之。五月。誚師高師經流之。西光慚恨。終間叡山座主明雲於法皇處。流明雲素善清盛。清盛為奏救之。不省。已而山僧奪還明雲。法皇怒。敕諸將士討之。清盛不奉敕。則更敕成親。成親大喜。因聚兵。行綱自度。事竟不成。不若自首。乃夜馳赴西八條。聞清盛在福原。又赴焉。請面告事。清盛出面之。行綱曰。院中集兵。君知其由乎。清盛曰。欲攻山徒耳。行綱進。附其耳語曰。否。否。事係貴族。嚮日新大納言氏。俄要行綱于鹿谷。謀云云。聞法皇亦欲親臨焉。因法印靜憲諫之而止。事已至此。不敢不告。清盛大駭。直歸京師。悉召子弟宗族。遣檢非違使阿部資成。就院中奏曰。有凶徒圖滅臣宗。且執而鞠之。然事必有源。是以敢奏。法皇失色。不知所答。

(訓釋) 目代、ちやくわん、地方官の代官にて、國守の職務を行はしむる爲めに置くもの、私設の役にて公授の官にはあらず。山徒、比叡山延曆寺の僧徒。誚、叱り責むる。間、諍る、諍言するなり。座主、一山の寺務を總理する僧職、その任命は勅旨によりて宣下せらる。自度、自分の後のなりゆきを考へてみる。自首、自分の罪を自から陳べ告げる。首は白自なり。福原、今の攝津兵庫に在り。面會、面會して。其由、そのわけ。附其耳、くちみ、口を耳につけて。貴族、あなたの御一族。嚮日、先日と同じ。新大納言氏、新に大納言となつた成親のこと。要、強いて求める。云云、かくく。法印、朝廷より賜はる僧侶の最上の位なり。凶徒、わる者ども。且、「まさに何々せんとす」と讀むべし。將と同じ。鞠、吟味する。有源、みなとがある、暗に法皇を指すなり。失色、あつげに取られたると恐るゝとにて顔色をかへる。

(通解) 西光の子の師高が、加賀守となつてゐたが、その代官の師經が、白山の坊主とも喧嘩し、坊主どもは之を比叡山の延曆寺に來て訴へ出たので、延曆寺の坊主等が、この白山の僧徒と兵を合せて京都に入り込み、御所を犯して強訴した。重盛は、三千騎を引き連れて宮門を守り、撃て之を退けたが、叡山の僧徒は、なか／＼服従せず。叡山へ還つて、再び旗あげをする企をす。法皇は、平時忠をして、叡山に行き、之を諭しなだめしめ、五月には、師高師經を叱り責めて、之を流刑に處せられた。西光は、これを愧ぢて無念に思ひ、とう／＼、叡山の座主明雲をば、法皇にわる告げして、流罪に處した。明雲は、元來清盛に善く思はれて居た男なのであるから、清盛は、明雲の爲めに、奏聞して之を救はうとしたが、御取上げがない。そのうち、叡山の僧徒は、明雲を奪ひ返したので、法皇には御腹立になり、もろ／＼の將士に敕して、之を征伐せしめられたが、清盛は、その詔を奉せなかつた。それ故、改めて成親に御勅命があつた。成親は大に喜び、これを機會に兵を集めた。行綱は、自分に考へて見て、平氏を滅す事は、到底成就しないから、いつそ、自分でこれ迄のことを白狀する方がよいと思つて、そこで、夜、馳せて西八條に行つたが、清盛が福原へ行つて居ると聞き、またそこへ出かけて行き、御面會して或る事件を申上げた。清盛が福原へ出て面會すると、行綱が「法皇の院中で兵士を聚めてをるが、貴殿には其わけを御承知で御座るか」といつた。清盛は、「それは、叡山の僧徒を攻めやうといふま

でのごとく御座る」といふと、行綱は膝を進めて、清盛の耳に口寄せ、語つて申すに「いや、いや、左様では御座らぬ。事件は貴殿の御一族にかゝはること、先日、新大納言成親氏が、にはかに、拙者を鹿谷へ是非にと招かれて、筒様／＼の相談を致されて御座る、承はるに、法皇にもそこへ親しく御臨幸の思召で御座つたが、法印静憲が、これをお諫め申したので、御止めになつたと申すことで御座る、事が最早かくまでになつたからには、御話申さずには置けぬ次第で御座る」と。清盛は大に驚き、すぐ京都へ還り、残らず子弟や一族の者を呼び集め、また、檢非違使の阿部資成をやつて、法皇の御所へ往かしめ、奏上して申す様、「わる者どもが居りまして、臣の一族を滅ぼさんと巧んでゐるとのこと、御座りますれば、臣は、それを召し捕へて、これを吟味せんと存じて居ります。しかし、この事には、きつと、その根源があると存せられます。それゆへわざ／＼奏聞 仕ります」と。法皇には、さては事が露顯したかと、あつげに取られ、御恐れになつて、顔色をかへさせられ、なんと御返答をなされてよいやら、途方に暮れさせられた。

(文典)

(云關係代名詞、は、名詞又は代名詞を代表し、これを修飾するもので「所」「彼」などの字を用うる。

「彼」の字は、古書には多く用ゐたるものもあるが、後世の書にはなく、又罕に「適」の字を「彼」と同様用ゐたる所もあるが、今は此等を略して、唯「所」の字に關する例を出さう。

所幸宮人。(頁七三) 素所撫循士。(頁八八)

この二例に於て、前文の「所」の字は、「宮人」を代表し、後の「所」の字は「士」を代表して、何れも動詞と共に代表したる名詞を修飾して居る。

かく、關係代名詞は、その代表する名詞(又は代名詞)を下方に有して居るが、これ等の名詞(又は代名詞)は、必ず擧げられてあるものとは限らぬ。之を省略したる場合が頗る多い。

或は「者」の字を關係代名詞とする説もある様であるが、これは接續詞の一種として取扱ふ方が適當である。

乃縛西光至。使跪階下。清盛叱曰。下奴恃過分之寵。構陷無罪。又敢欲危我。家。西光笑曰。何謂過分乎。公之父但馬守。朝官所愧齒。公爲其嫡子。常著高。履。伺候中御門氏。人呼曰。高平太。比二十八九。以下捕海賊二十人。功爲四位兵衛。佐一人。以爲異數焉。而今乃至於太政大臣。是之謂過分耳。清盛大怒。躍起。蹴其面。痛掠治之。得實命。裂其口。又使人召成親。成親未知事。覺曰。平公欲

宥山徒令吾請法皇耳。乃往比及西八條。見甲士釋騷心驚及入門。平氏士難波經遠。妹尾兼康。耦進梓之。囚於小室。將待昏殺之。成經康賴以下。皆被逮捕。

(訓釋) 跪、ひざまづく。膝を地に突いてかむこと。階下、きざはし即ち昇降する段階の下。過分、分限を越えた。構、障、護言を構へて罪に落す。高辰、高足駄。何侯、御機嫌伺ひする。高平太、高足駄をばいた平家の太郎。異敷、當敷と異つて格別の禮遇を受ける義。痛、手ひどく。掠治、拷問する。實、事實。釋、往き來が續いて物さばがしい。竊、並んで進む。昏、日暮。

(通解) そこで、西光を縛つて来て、きざはしの下に跪かして、清盛が叱り附けて下郎め、分限を越えた君寵を鼻にかけ、罪の無い者を、讒言を構へて罪に落し、あまつさへ、我が一門までをも危くせんとたくみをする不届き至極」といふと、西光が笑つて「何を分限を越えたといはる、貴公の父の但馬守忠盛は、朝廷の役人が、仲間にするのを恥とした位だが、貴公はその總領息子で、常に高い足駄をはいて、母の里方の、中御門氏へ御機嫌伺ひに行たので、人が轉名して高平太と申した。十八九歳のころ、海賊二十人を捕へた手柄で、四位兵衛佐となつたが、人はそれを、並はづれの御取扱を蒙つたものだといつた。然るに、今では太政大臣までもなられた。これをこそ、分限を越えたと申すべきぢや」といつた。清盛は大に怒り、躍り上つて西光の面をけり、また、手ひどくこれを拷問して、事實を白状させ、真相を知り得た。そこで、悪口したのを憎み、

命じて、西光の口を裂かしめた。してまた、人をやつて、成親を呼んで來さした。成親は、かく事が發覺したことはまだ知らぬので、「清盛公には、叡山の僧徒を赦さむと思ひ、拙者に法皇へ願はさうといふのに違ひない」と曰つて、すぐ出かけて行つた。ところが、西八條まで行きつかんとする時分に、具足著けた兵士の往き來が續いて、物さはがしひのを見たので、さては變だと、胸さわぎがした。さて、いよく門に入ると、平家の家臣の難波經遠、妹尾兼康兩人が、並び進んで、これをひつ攪み、小さな部屋の内押し込め、日暮を待つて之を殺す積りであつた。成經、康賴以下の一味の者も、みな召し捕へられた。

(文典)

前回までにて、代名詞のことは、之を略述したるが、一二の事項に關して、左に申し置かう。疑問代名詞にも、關係代名詞にも、その位置によつて、格を異にするは申すまでもないが、どの字も諸格に通じて用ゐらるゝといふ譯ではない、疑問代名詞では「誰」の字は、何れの格にも用ゐらるゝが、「孰」の字は、領有格に用ゐらるゝこと殆んどなく、「何」の字は諸格に用ゐらるゝが、「胡」「曷」などの字は賓格、指定格に用ゐらるゝのが通常である、又關係代名詞の主格に在る例は稀である。

「其」「夫」「如是」「其」「斯」などの代名詞が、文字又は文章を接続する場合に用ゐられてある例が少くないが、それは接続詞として取扱ふべきものである。  
上の自稱代名詞の下に、「吾」の字は、一定の場合を除く外は、賓格及指定格には用ゐられぬと云つたが、その一定の場合といふのは、否定的助動詞を用ゐて、動詞がこの代名詞の下に来る場合のことである、即ち倒句法の用ゐられたときのことである、今この書に於て、直に其例を見出すは困難であるが。

不吾知也(論語、先進篇) 天下狂於治平之安而不吾信也(東坡、屍錯論)、  
などがその例で、動詞(この例では知及信)を下に置いて、否定的助動詞(この例では其に)を上置き置く場合にのみ、「吾」の字を賓格及指定格に用ゐることが出来るのである。右の外注すべき事項もあるが、下に至つて便宜之を述ぶることにしやう。

久之重盛至。衆迎而謂之曰。有大事。公來何晚。重盛曰。是私事。何言大事。入謂清盛曰。聞欲殺大納言。願再思之。兒豈以姻戚云爾哉。彼爲名族。受君寵。未可下以私怨殺也。往時少納言信西與行死刑。發惡左府之墳。未二歲。信西之墓。亦爲藤原信賴所發。善惡之應。殃慶立至。願再思之。出見經遠兼康。議

其亡狀。因戒之曰。慎勿使我公乘怒抵悔。乃歸。教盛亦爲成經固請。皆得減死。而清盛怒不自禁。乃就見成親。成親低首。清盛呼而仰之曰。公面可憎。公當死於平治者。因內府之請。宥之。祿位並降。何苦而反。成親曰。僕何與知焉。事必出讒口。僕於貴族。有何所怨。敢倍畔也。清盛顧左右。取西光狀。來乃自讀。二過曰。猶言不與知乎。公面可憎。以其狀擲成親。面而入。令經遠兼康拷掠成親。二人畏重盛。下成親于庭。附其耳曰。我公隔壁而聽。君第叫號。二人殿地。成親輒叫。清盛曰。可矣。

(訓釋) 再思、思案しなほす。姻戚、配偶よりするみうち。名族、名ある家柄。往時、すぎし日。前かた。信西、藤原通憲の難髪したる時の名。興行、絶えたるを復興して行ふ。嵯峨帝の時より久しく朝臣を死刑にすることなかりしを。通憲が行ひたるなり。發、掘る。墳、墓。善惡之應、善因善果、惡因惡果の應報。殃慶、わざはいと、目出たきこと。内府、實む。亡狀、無禮、亡は無と同じ。抵悔、後悔するまでに至る。不自禁、自分にこらへられぬ。就、近づくと。内府、内大臣重盛。與知、關係して承知してゐる。倍畔、そむく。狀、口書、自白をかき記したる書なり。二過、二回。拷掠、拷問。第、たゞ、唯と同じ。叫號、大聲にさげぶ。

(通解) ほど經てから重盛が来た。一同がこれを迎へ、さて申すには、「一大事が起つて御座るに貴殿の御入來は、なせ、かく遅いので御座るか」と。すると重盛は、「これは、わたくし事ぢや、何として大事と申せようか」といひ、内に入つて、清盛に話し「承はれば、成親大納言を殺す思召

とのことで御座りますが、今一度御考へ直し願ひたう存じませぬ。私にも縁組してゐるからといふので、かく申すのでは御座りませぬ。あれは名ある家柄で、少納言信西が、御寵愛を蒙つて居りますれば、まだ、私の怨を以て殺してはなりません。さきつ比、原信頼の爲めに堀りかへされました。善悪の報は、禍も福も、立どころに來るもので御座ります。どうか、御考へ直し下されませぬ。善悪の報は、禍も福も、立どころに來るもので御座ります。成親に對する無禮を責め、それに付き、戒めて、「わが父上をして、怒りに乗じ、ついには、後悔なざる様なところまで至らしてはならぬぞ」と言ひ置き、そこで返つて仕舞つた。教盛も、また、成親のために、是非にと願つて、いづれも、死罪だけは減することが出來、命は助かつた。去り乍ら、清盛はまだ腹が立つてこらへられぬから、そこで、近づいて成親に遇うた。成親は首を垂れて居たが、清盛は、呼んでそれを上げさせ、「貴公の顔が憎う御座る。貴公は、全體、平治の亂の時に死なねばならぬ筈の人ぢやが、内大臣の頼みによつて之を赦し、今では、官祿位階ともに立派で御座るのに、何を苦んで、謀反をせられたので御座るか」といつた。成親が「拙者が、いかで、左様なことに係りあひ、承知致して居りませうぞ、左様なことは、必ず讒言致す者の口から出たので、拙者には、貴殿御一族に對し、何の御怨み申すことがあつて、無暗に背きませう

ぞ」といふと、清盛は、左右に居るものを顧みて、西光の口書を持つて來させ、そこで、自分に讀上げることが二回で「まだこれでも、關係はない、知らぬと、言はしやるか、貴公の顔が憎う御座る」といひ、その口書を以て、成親の顔になげつけて内に入り、經遠、兼康をして、成親を拷問させた。この二人は、前に戒めを受けた重盛を畏れて、成親をば庭前へ下し、その耳に口をよせ「我が君は、壁を隔て、御聽ゆへ、貴君には、たい大聲をあげて、苦しさに、御さげびなされい」といつた。して、二人が地面をびしやりく撃つと、成親が、その度毎にすぐ叫んだので、清盛が申すに「それでよろしい」と。

(文典)

(三) 動詞

- (三) 動詞とは、凡ての事物(勿論人をも含む)の動作を表示する詞である。
- (六) 動詞には、單語のものと、二字を連結し一の意味を表したるものがある。上文の縛、跪、笑、著、捕、などは、一字の例
- 指麾、逡巡、(頁五七)
- 狙撃、捕獲、(頁五九)
- などは二字の例である。

(元)動詞には、本來動詞たるものと、名詞、形容詞、及其他より轉

(イ)清盛出面之。(頁四七) 朝官所慚齒。(頁七七)

の「齒」「面」の如きは、名詞よりの轉化である。其他甚多い。

(ロ)齊名。(頁三〇) 清盛善之。(頁六二) 又敢欲危我家。(頁七七)

の「危」「善」「齊」などは、もと形容詞であるが、今は動詞に轉用されて居る、形容詞の轉化も亦多い。

右の外、助動詞の「無」「有」の字の如きも、「ナシトスル」、「アリトスル」といへる場合などは動詞に轉じたのである。

代名詞の轉化したる場合も絶無ではないが、甚稀である。

於是清盛乃被甲執長刀而出召平貞能曰亟戒將士今舉朝之人嫉我圖我蓋謂我官爵踰分耳在昔田村丸微者也以下平東夷功超拜大將他多類此者豈獨淨海淨海勤勞非一日也保元之變我宗族大半赴新院且重仁親王者我父所覆育也而我思故院遺詔獨屬官軍終克平亂逆平治之變信賴義朝之猖獗吾而自愛事未可知重命輕躬夷滅凶黨以至於收經宗

惟方等數冒大難無非爲官家者以此言之官家恩宥雖窮子孫可也今乃輕信讒言欲見族滅即母告者豈不危殆異日細人有再進言則下宣討我目我爲賊不可悔也吾欲先發移之鳥羽宮否者請幸於此耳北面奴輩或且扞我亟戒將士

(訓釋) 亟、急いで。戒、用意さす。在背、二字にて、むかしと訓す、むかしにては、そのむかし、などいふ意味。微者、身分賤しき者。大半、半分以上。新院、崇徳上皇。覆育、はぐくむ、覆は庇護するをいふ。故院、鳥羽法皇。克平、かち平げる。自愛、自分の身を大事にする。事未可知、事件の結果がどうなつたか分らぬ。夷滅、たひらばす。官家、朝廷。恩宥、恩恵を以て罪を赦す。窮、あらん限りを盡す。族滅、一族を滅ぼし絶やす。危殆、あぶないこと。細人、心の曲つた者。下宣、院宣を下す。君王の告げ知らず文書を宣といふ。不可悔、後悔しても及ばぬ。否者、然らざれば。扞、防ぐ。

(通解) かくしてから、清盛は、すぐ、具足を著け、長刀を持つて出で、平貞能を呼びつけ、「急いで將士に用意をさせよ。いま、朝廷に居るすべてのものどもが、我が一族を嫉み、我が一族を滅ぼさんと企て、居る。畢竟、我が官祿爵位が、分限を越えてをるといふのぢや。しかし、その昔、坂上田村丸は、至つて賤しい身分であつたが、東國の蝦夷を平げた手柄によつて、とび越へて、大將に拜せられた。外にもこれに似よつた事は多い。いかで、たい、この淨海ばかりであらうぞ。この淨海が、骨折つて苦勞したことは、わづかな月日ではない。保元の騒動の時には、わが一族は、半分以上、崇徳院の方へ味方した。その上、崇徳院の皇子の重仁親王は、わが父上か、

御世話申し御育て致した方であるのちや。それでも此方は、鳥羽院の御遺命を思うて、ひとり官軍に従ひ、とう／＼亂賊逆臣に勝つてこれを平げた。また、平治の變亂には、信賴義朝の如き、威勢強く狂ひまわるものがあつて、此方が、もし、我が身を大切にして居つたならば、事の成り行きは、如何になつたか分らぬのを、君命を重んじ我が身を輕んじて、わる者どもを平げ亡ぼし、經宗、惟方等をも執へるまでのことを致した。かく度々の難義を犯したのも、朝廷の恩恵を以て之をぬことはないのである。これから申せば、たとひ此方に罪があらふとも、朝廷の恩恵を以て之を赦され、子々孫々までに及ぶとも宜い筈であるのちや。それに、今はかる／＼しく讒言を信じ、一族を滅ぼさるゝ積りとのこと、もし之を告げ知らず者がなかつたならば、なんと、危い事ではなからうか。この後、心の曲つた者が、またも何か申し出た様な場合があれば、院宣を下して我が一族を征伐せられ、此方を名けて逆賊といはるゝは必定で、左様になつてから後悔しても及ばぬことぢや。それゆへ、此方は、こちらから先づ事を起し、法皇を鳥羽の御殿へ御移し致さうと存する。さもなければ、こゝへ御幸を願ふまでのことぢや。院中北面の下郎共が、都合によると、此方どもの邪魔を致さん、急いで將士に用意をさせよ」といつた。

(文典)

自動詞と他動詞

(三) 自動詞には自動詞他動詞の二種類がある。自動詞とは、その動作が、動作者自身に止まるもので、他動詞とは、その動作が、他の事物にまでも關係を及すものである。例へば、上文の

清盛乃被甲執長刀而出。

に於て、「出」の字は、自動詞で、その表はす動作は、たゞ清盛のみに止まつて居るが、「被」は「甲」し、「執」は「長刀」し、「出」は「甲」し、「執」し、との二字は他動詞で、その表はす動作は、たゞ清盛のみに止まらず、「被」は「甲」し、「執」は「長刀」し、に關係を及して居る如きである。

有主馬盛國者馳告重盛。重盛大驚。急命駕赴之。入第門。族人皆擐甲鞍馬。旗幟成列。將起。重盛烏帽直衣而入。宗盛叩其袖曰。公何以不被甲。重盛睨曰。汝等何以被甲。敵人何在。吾爲大臣。大將。自非有寇賊犯闕。則不宜被甲也。清盛望見之。遽起。表黑衣而出。數正襟。襟法甲。視謂重盛曰。吾察西光狀。如成親等。乃其枝葉耳。間群小彙進。覬覦不已。而御以輕躁之君。何所不至。我欲且請幸一邊。以待事。定語未畢。重盛泣數行下。入之言曰。重盛熟視尊貌。知家門已屬衰運也。重盛聞之。世有四恩。皇恩爲最。抑我門雖辱。桓武葛原之胤。而降爲人臣。中微不顯。以平將軍之功。而不過國守。刑部卿聽內

昇殿。萬人反脣。及至大人。乃陞太政大臣。以兒之不肖。且辱大臣。大將宗族。駢植朝廷。田園半於天下。叨恩極矣。爲官家所疾。誰謂不宜。而運命未艾。讒人既獲。宜下論罪。所當退陳。事由則公家。豈有不霽威。何必草草爲也。兒又聞之。以王事辭家事。不下以家事辭王事。上況善惡較著者乎。重盛自六位至三公。沐浴君恩。不可勝舉。嚮背之決。自有在焉。素所撫循。士願爲重盛死者。二百餘人。保元之亂。源下野守。以救命。斬六條判官。兒在當時。以爲大逆無道。不忍言者也。此非大人所親睹乎。欲忠則不孝。欲孝則不忠。重盛進退窮於此矣。生觀是感。不若死也。大人必欲遂今日之舉。先勿重盛。首然後發。且言且泣。舉坐感動。清盛曰。淨海以衰老爲此舉。非爲一身計。徒慮子孫耳。乃以爲不可。汝好計之。乃起入內。重盛願讓諸弟。曰。今日之事。縱令公老耄發事。子等何。不匡救。乃懲憑之也。出敕將士曰。欲從公。赴院者。見重盛到首。然後行也。乃還小松第一。

(訓釋) 振甲、具足を著ける、振は貫き着くるなり。鞍馬、馬に鞍を置く。旗幟、はた、のぼり。將起、はや打つて出やうとする。烏帽、えぼし、頭に被る冠の一、色黒き故に烏といふとのこと。直衣、高貴の人の着用する略服にて、袍の如き形の常に着る服なり。色目には種々あり。叩、引き止むること。睨、横目でにらむ。大臣、大將、内大臣、左大將、右大將、財物を奪ひ掠め人民を攻め殺すものども。寇、一隊となつて此等のことをする者なり。今は朝廷に仇するものこと。

と表黒衣、黒い衣、な上に着る。正襟、えりをかき合はす。咄、聞く。問、この頃。枝葉、えた葉。法皇が根本であるとの意。群小、多くの小人共。彙進、類を以て進む。覬覦、望むまじき上の位を冀ふこと。御、引き廻す。輕躁、かろはづみ、躁は静ならざるをいふ。何所不至、どんなところまでも行きかねぬ。何を仕出すか危険至極。且、しばらく。一邊、一方の邊地。數行、いくすじも、行は列なり。然視、つくろひ見る。尊貌、あなたの御容貌。衰運衰へたる運命。四恩、佛敎の説で、天地、國王、父母、衆生の恩をいふ。爲最、第一とする。中微不顯、中頃衰微して世に顯はれなした。國守、陸奥守なり。内昇殿、天皇の御所の昇殿をいふ。院の昇殿、區別するなり。反脣、くちびるをそり反す。講ることないふ。不肯、ふついかもの、父の賢に似ざる者といふ謙遜の辭。駢植、木を並べて立てた如く、多く朝廷に居らうぶ。こと。叩、分外の恩を蒙つて居る。艾、盡くる。罪所當、罪の相當するなり。事由、このわけ次第。公家、威、怒の解けること、爰は止むなり、畏れ懼るべき。怒の雨雪のはれる如く止むないふ。草草、そわそわと同じ、また心を苦しめる貌にもいふ。較者、明白、較も著明の貌。三公、もと太政大臣、左大臣、右大臣をいひ、後には太政大臣を除き内大臣を加へ、三公といふ。重盛は内大臣ゆへにかくいふなり。沐浴、沐は髪を洗ひ浴は身を洗ふことにて、恩澤に沾ふことを喻ふるなり。嚮背、向ふと背くと。撫循、いたはり手なづける。源下野守、義朝。六條判官、爲義。親、出會い見る。感、傷むべきこと。舉、おこなひ。劄、はれる。坐、滿坐の者。徒、たゞ。乃、以、それをば。老、年老いてほける。匡救、たゞし救ふ。較、いましめる。劄、劄と同じ。

(通解) 主馬盛國といふ者があつて、駢植を行つて重盛に之を告げた。重盛は大に驚き、急に乗物を言ひ附けて、西八條に行つたが、屋敷の門に入つて見ると、一族の人々が、みな具足を著け、馬に鞍を置き、旗幟は列をなして、今にも撃つて出やうとしてをるところである。重盛は烏帽子直衣の服装で入つて來た。宗盛が、その袖を引き止めて申す様、あなたは、なぜ具足を御著けな



されぬか」と。重盛は横目でにらんで「御前達はなせ具足を著けてゐる、敵の者がどこに居るか、此方は内大臣左大将であれば、朝廷に仇を爲す賊黨どもが、御所を犯すことのない限りは、具足を著けてはならぬのぢや」と曰つた。清盛は、遠くから重盛のこの相を望み見、あはて、立つて、黒い衣を上につけて出て来た。何遍か襟を氣にしてかき合はせたが、襟が開いて、下に著て居る鎧が見えた。そこで、重盛に語つて「此方がつくづく西光の様子を見るに、成親などの如きは、ほんの、そのえだ葉ぢや。この頃、多くの小人共が、同類を以てあひ進み、望むまじき非分なことを希うて止まず。その上、これを引き廻すには、輕はづみをなざる君主を以てするのぢや。どんな事までも仕兼ねるものぢやない。それゆへ此方は、當分、法皇に何處か一方の邊地に御幸を願ひ、そして、事の全く定まるのを待たうと存するのぢや」といつたが、この話がまだ畢らないうちに、重盛は涙をばらばらと落し、しばしは返事もし得ず、やゝ久しく時を経てから、「重盛つらく御容貌を見まするに、わが一門は、もはや衰微の運命に及んで居ると存じました。私は簡様に承はつて居ります、世に四つの恩といふことがありまして、その中、天皇の御恩を第一と致しすると。そもく、わが一門は、忝くも、桓武天皇萬原親王の後胤とは申すもの、しかも、降つて人臣となり、中頃には衰微して世に顯はれず。平將軍貞盛公程の手柄があつてさへ、陸奥守に任せられたに過ぎず。刑部卿忠盛公が、御所の昇殿を許された時には、多く

の者が唇をそらして譏つた位で御座りましたのに、父上になりましてからは、太政大臣迄にもお上りになり、私の如き不來者でさへも、辱なくも内大臣左大将となり、一門の者は、すらりと朝廷に居並び、頂いて居る領地は、天下の半にも及ぶ位で、分外の恩を蒙つて居ることは、この上は御座りませぬ。朝廷の御疾みを受けたとて、誰れが尤もでないと申しませうぞ。しかし、運命が未だ盡きず、讒言した者は最早捕へられましたからには、その罪相當の刑罰を評定し、ゆるりと退いて、事の次第を申し立て、然るべく存じます。さすれば、朝廷にても、いかで御怒の解けぬことが御座りませうぞ。何も左様に、そわくつとあわて、心配すべきでは御座りませぬ。私は、また簡様なことを承つて居ります、天朝の公事の爲めには、一家の私事を辭することはあるが、一家の私事の爲めに、天朝の公事を辭することはないと。まして、善と惡とが明白であるからには、猶更のことで御座ります、この重盛は、卑き六位から三公の位までにもなり君上の恩澤に沾ふて居ることは、擧げ盡すことの出来ぬ程でありますれば、孰れに付き、孰れに負くかの決断は、自から、ちやんと定まつて居ります。また平生から、いたはり手懐けて置いた武士で、この重盛の爲めには命を捨てんと願うて居るものも、二百人餘りは御座ります。かの保元の戦亂に、下野守源義朝は、勅命によつて、親の六條判官爲義を斬りましたが、私は、その時に、大逆無道、いふに忍ひぬ者であると存じました。これは、あなたの親しく實際を御覽にな

つたことでは御座りませぬか。あ、進んで君に忠ならむと思へば親に孝ならず。退いて親に孝ならむと思へば君に忠ならず、進むべきか、退くべきか、重盛一身の處置こゝに窮まり、何とも致し様が御座りませぬ。生きて居て、この憂き目を見るよりも、死んだ方がまさつてをります。あなたが、是非とも今日の御企を仕遂げる思召で御座りますならば、先づこの重盛の首を斬つて、しかる後に、御出陣下されます様に」と。言うては泣き、泣いては言ふたので、一座のもの悉くが、深く胸にしみて感じた。清盛は、「此方が、年衰へて老いたる身でありながら、この企をするのは、自分一身の爲めに計るのではない。唯もう、子孫のことを心配致すからなのぢや。それが宜くないと思ふならば、其方よき様に計らふて呉れ」といつて、そこで起て内に入つて仕舞つた。重盛は、そこに居た弟等を振り返り見て之を責め、「今日の事は、たとひ父上が老老して、此事をお初めなされたにしても、御前達は、なせ、正し救ふことを致さずに、御そゝのかし申したのであるぞ」といひ、外へ出て、將士を戒め、「吾が父上に従つて、院の御所に押し寄せんと思ふものは、この重盛が首を刎ねらるゝのを見て、しかる後に行くがよい」といひ、そこで、小松の屋敷へと歸つた。

(文典)

(三)自動詞、は、前に述べたる如く、その動作が、動作者自身に止まるが故に、他語を伴はずして、用を成すことを得るのである。上文の

且言且泣。舉坐感動。

の「言」「泣」「感動」の如き、共に自動詞で、他語を須たす、完全に動作の意味を表示併し、自動詞には、その下に、指定格の名詞又は代名詞を有し、修飾語として居る。上文の

乃起入内。欲下從公赴院者。

に於ける「入」の動詞は、「内」の字を下に有し、「赴」の動詞は「院」の字を下に有して居るが、矢張り自動詞で、「内」「院」の二字は、指定格に在つて方處を示し、これを修飾して居るのである。

右の如く、自動詞は、直に修飾語と連接する場合が固より多いが、「於」「于」「乎」などの前置詞を中間に挟んで居る場合も亦少なくはない。

大戦于山北。梟于京獄。(共に頁二七)

の如きその例である。(梟はもと他動詞であるが、この場合は自動詞に轉じて居る)。

既夜憂慮弗能措。於是出令徵兵。曰。有大事。速來會。衆相告曰。沈重人出。如此。此令必有由也。於是爭赴之。一夕二萬餘騎。而西八條無復一人。重盛乃令家貞貞能往護清盛。清盛問曰。小松第何由徵兵。二人對曰。院宣內府曰。汝父忘君恩。欲亂國家。命汝討伐之。內府慮君自急也。令臣等來護。曰。君安之。重盛在焉。當以身請。清盛惶懼曰。爲我語內府。吾前途已迫。不復事。唯卿令之。二人還報。重盛漣然曰。使父爲此語。吾罪大矣。乃親臨勞兵。曰。汝等應召即來。真不負平生。而事出謬傳。宜亟罷去。後有緩急。幸毋狃焉。因盡罷去。法皇聞之。泣曰。重盛報怨以恩。使二人慚愧已。而清盛使武士高西光。竝殺師高師經。一流成親。于備前。後使二人殺之。放成經。康賴。俊寬。于硫黃島。教盛常饒。遺成經。成經分之二人。因得不足。

(訓釋) 憂慮、心配、弗能措、捨て置くことが出来ぬ、心配せずならぬをいふ、沈重人、おちついて軽々しからぬ人有由、わけがある、自急、事の迫つて自殺をはかること、惶懼、おそれる、前途已迫、生ひ先きの短かく、餘命いくばくもきこと、不復事、もはや何事もする氣はない、漣然、涙の流れる貌、不負平生、つれの心懸に違はぬ、謬傳、間違つた噂、緩急、危急の場合、急の字重く、緩の字軽くして意味なし、母狃、いつも商榷だと思ひ、これにくせ附いて油断してはならぬ、慚愧、はづる、面目なく思ふ、高、肉を切りきざむ、饒遺、おくる、衣食を仕送りするなり。

(通解) かくて夜になつたが、重盛は心配で堪へられぬ。そこで、令を出して兵士を召し寄せる

ことにした。曰く、「一大事があるから速に來て集まれ」と。一同が互ひに語り合つて曰ふには、「平生おちついて輕はづみをせぬ方が、この様な命令をお出しになつたからには、きつと、わけが御座るに相違ない」と。そこで、吾もくと争つて小松の第に赴き、一晚に二萬餘騎にも及んだ。して、西八條の方には、もはや一人もなかつた。そこで、重盛は、家貞、貞能の兩人をして、往つて清盛を護らしめた。清盛が問うて、「小松の屋敷では、どういふ譯で兵を召し寄せたのか」といふと、兼ねて重盛から言ひ含められた二人は、答へて「法皇院が内大臣公へ宣旨を下して仰せらるゝには、其方の父は、君恩を忘れ、國家を亂さうと致して居るゆへ、其方にこれを討ち取ることを命ずるぞ、との御事で、内大臣公には、わが君が、事、逼迫に及び、はやまつて、御自害など遊ばされてはと、御懸念に相成り、私共をして、參つて御守護致す様、なされましたので御座ります。その時の御言に、父上には御安心下さるべし。この重盛が居りますれば、この身に代へても朝廷の御宥をお願ひ申さんと仰せられました」といふと、清盛は大に恐れて、「此方の爲めに内大臣に申して呉れ、此方は、これからさきの餘命も、はや、短かく迫つて居れば、もはや何事も致す積りはない。萬事、たゞ、その方善き様に取計ひくれと、簡様に傳へよ」と申したので、二人は歸つてこれを報告すると、重盛ははらくと涙を垂れて「父上をして、かゝる御言葉を出させ申した、此方の罪は莫大なことぢや」といひ、そこで、自分に出懸けて、兵士の集つて

居る所へまゐり、兵士を慰勞して「其方ども、呼掛けに應じて直ぐまゐつたのは、まことに、平生の心懸けに違はぬ、殊勝の至りぢや。しかし、事柄は、全く間違つた風聞であつたから、早速引きさがつてもよろしい。この後もし危急な場合があつたならば、どうか、此度の事にくせ付いて、油断を致さぬ様に」と申し、よつて、ことごとく退散させた。法皇はことの次第をお聞になつて、泣いて仰せられた。「重盛は、怨に報ゆるに恩を以てし、人をして、漸入つて面目なからしむる、感心な者ぢや」と。とかくする中に、清盛は、武士をして、西光を切りきざんで殺さしめ、竝に師高、師經を殺し、成親を備前に流したが、後に人をやつてこれを殺させた。また、成經、康頼、俊寛をば硫黄島に追放した。教盛は姻戚であるところから、常に成經に衣食を仕送り、成經はこれを外の二人にも分けてやつたので、それがために衣食に不足する様なことなきを得た。

(文典)

(三)他動詞、は、その動作が他の事物の上に働くことを示すものなれば、その働を受くる事物の稱呼、即ち名詞又は代名詞を伴ふことを必要とする。してその名詞又は代名詞は、賓格に在るのである。上文及次回の本文の

於<sub>レ</sub>是<sub>ニ</sub>出<sub>レ</sub>令<sub>テ</sub>徵<sub>ス</sub>兵。

汝<sub>ノ</sub>父<sub>ハ</sub>忘<sub>レ</sub>君<sub>ニ</sub>恩<sub>ヲ</sub>欲<sub>ス</sub>亂<sub>ス</sub>國家。

後<sub>ニ</sub>使<sub>ム</sub>人<sub>ヲ</sub>殺<sub>ス</sub>之。

下<sub>ニ</sub>赦

# 欠

# 欠

清盛驕恣益甚。重盛日夜憂懼。一夕夢清盛被誅。覺而泣。會維盛至。飲之酒。令好以刀。維盛意是小鳥。小鳥者平氏傳家寶刀也。受而視之。乃無文刀。葬時所佩者。乃變於色。重盛曰。母尤也。使公令終。吾將佩焉。今賜之。汝後當知之。五月。重盛造熊野祠。祈死。歸得瘍疾。適有醫。至自宋。清盛欲使治焉。重盛辭以失國體。且曰。兒之獲疾。命也。遂不使治。法皇臨視其疾。三月。遂薨。年四十二。

(訓釋) 憂懼、清盛の驕恣を憂へ行く末を案じおそれる。好、ひきで物にする、酒宴の時に贈る物を引き出すものといふ。古へは酒宴の時これを贈る。無文刀、銘のなき刀。母尤、不審に思ふな。令終、おほりをよくす、無事に死ぬること、令は善なり。瘍、腫物の名。適、丁度その時。失國體、異國の人に診察せしむるは、我邦に眞醫なきを示すに當り、國の體面を失ふないふ。臨視、わざ／＼病床に御幸して見舞ひ給ふ。

(通解) 清盛が、心おごり氣儘をらすことは、いよく甚だしいので、重盛は、日に夜に、之を心配し行く末を案じ懼れて居た。ある夜、清盛が誅罰せられたのを夢にみて、醒めて後に泣いたが、丁度、子の維盛が來たので、これに酒を飲ませ、引出物として與へるのに、刀を出させた。維盛は、これはきつと小鳥であらうと心中に思った。小鳥といふのは、平氏の代々家に傳へてをる寶刀である。然るに、貰ひ受けて、よく／＼これを見ると、それは無銘の刀で、葬式の節に佩

ぶるものであつた。そこで驚いて顔色がかわつた。重盛が申すに、「別に不審に思ふことはいらぬ。吾が父上にして無事な御最期をなさるゝならば、此方がそれを佩ぶることに致すであらうが、いまこれを其方に遣はすからには、其方は、後日きつと思ひ合はすことがあらう」と。五月に、重盛は、紀州の熊野神社に參詣して、早く死せんことを祈り、歸つて來ると、瘍腫の病氣に罹つた。丁度その時、醫者があつて宋から來たので、清盛はこれを療治させやうと思つたが、重盛は、國の體面を失するからといつて、之を斷はり、且つ「私の病氣に罹りましたのは、天命であつて致し方は御座りませぬ」と申して、とうとう醫治をさせなんだ。法皇にも、わざわざ御幸してその病氣を御見舞遊ばされた。三月に、とうとう死んだ。年は四十二である。

(文典)

(三)他動詞には、賓格の名詞又は代名詞を有する上、更に指定格の名詞又は代名詞を伴うて之を修飾することがある。例へば、

流<sub>ス</sub>成親<sub>ヲ</sub>于備前<sub>ニ</sub>(頁九四) 俄<sub>ニ</sub>要行綱<sub>ヲ</sub>于鹿谷<sub>ニ</sub>(頁七四)

終<sub>ニ</sub>間<sub>ニ</sub>叡山<sub>ノ</sub>座主明雲<sub>ヲ</sub>於法皇<sub>ニ</sub>(頁七四)

の句に於て、「流」は他動詞で、賓格の名詞「成親」を有するのみならず、また「于」の前置詞を冠せ

る指定格の名詞「備前」によりて方處を限定せられ、「要」の他動詞は賓格の「行綱」の外、「于鹿谷」を伴ひ、「間」の他動詞は、「叡山座主明雲」なる賓格名詞を有する上、「於」の前置詞を加へたる指定格の名詞「法皇」によつて修飾されてある如きである。

(四)他動詞の下に、直接に賓格の名詞又は代名詞を有し、その下に、更に指定格の名詞又は代名詞を伴ふ場合には、指定格の語の上に、「于」「乎」の前置詞を加へるのを通例とする。上に擧げたる例は、皆賓格の名詞が、直接に動詞の下にあるので、それ故、指定格の名詞の上には、どれも前置詞が冠せられてある。(尤も例外が随分ある。特に賓格が代名詞「之」「彼」の如きである場合には、下に在る指定格に前置詞を加へぬ方が多い。)

さり乍ら、もし指定格の名詞又は代名詞が動詞に直接し、賓格の名詞又は代名詞が、その下に來る場合には、決して前置詞を加ふることはない。

飲<sub>ニ</sub>之<sub>ノ</sub>酒<sub>ニ</sub>(文上) 官家賜<sub>ニ</sub>之<sub>ニ</sub>越前<sub>ニ</sub>(頁一〇二) 何<sub>ヲ</sub>異<sub>ニ</sub>借<sub>ニ</sub>盜<sub>ニ</sub>鑰<sub>ニ</sub>乎<sub>ニ</sub>(頁一一三)

などはその例である。

法皇與攝政基房議。收其封戶。會中納言關。清盛婿藤原基通當任。而基房子師家任之。甫八歲。是時清盛在福原。十一月。地大震。京師相驚曰。太政入

道來矣。已而清盛以數千騎入京師。基房入泣訴法皇曰。聞清盛來欲修怨於臣。果被竄流。不復能奉左右矣。法皇曰。雖朕亦不能自保也。明日使下法印。靜憲往諭清盛。且問其意。清盛不見。及昏無所答。靜憲請去。清盛使子知盛出答曰。臣老矣。不復能事君。如此而已。靜憲趨出。闕言曰。賢相明德。踴天蹟地。清盛聞之。召返面之曰。聞子諫止鹿谷之幸者。吾是以見子也。抑我家何所負官家。重盛新死。遊幸自如。獨不憫老夫乎。重盛見危授命者數。官家賜之。越前曰。傳汝子孫而死。即見禪死者何罪。且吾爲基通請中納言再三。而超拜師家。何也。凡如淨海者。即有過惡。當有及七世。今餘命無幾。動將見誅。身後可預知矣。言畢垂淚。靜憲亦泣少焉。說以大義。且慰藉之。清盛意頗解。禮而遣之。既而奏帝。貶基房代以基通。削師家以下四十三人官爵。流前太政大臣藤原師長。使基宗盛率衆造法皇。法皇問曰。將見流遠地乎。宗盛曰。非敢然也。且幸鳥羽殿。以待事定。遂移之鳥羽。靜憲請而從焉。清盛乃使人白帝曰。今後諸政。陛下親之。即日還福原。

(訓釋) 取、沒收する、取上ぐる ● 封戸、勳功、位階、職分等により民戸を賜ひ、その租税を納めて食祿とせしむるの食封といふ、封とは君主より與へらるる采地のことなり ● 太政入道、清盛が太政大臣となり、剃髮して居る故にかくい

ふ、入道とは佛道に歸入するといふを意味す ● 修怨、怨を報ゆること、修は修復などいふ如く、古きものを直して行く意味にて、舊い怨を報ゆる義なり ● 竄流、追放し流罪にする、竄は放つなり ● 自保、自分の無難を保證する ● 如此而已、これだけのことである ● 屬言、大聲を揚げて言ふ ● 賢相、清盛は太政大臣なれば、勝れたる宰相といひたるなり ● 踴天蹟地、踴はがしまる、體をちりめて前にかがむをいふ、踏はぬき足する、足をつまたで、歩むをいふ、高い天の下に居ながら、かゝる、厚い地を踏みながら、ぬき足する、びく／＼して、廣い天地間に、容るゝ所もない如くに、慎み恐るゝことのみをいふ、時經にある句なり ● 自如、平日と變らぬさまをいふ ● 老夫、清盛自からをいふ ● 授命、いのちを差し出す ● 見尋、尋ひ上げらる ● 過惡、過失罪惡 ● 身後、死んだ後 ● 少焉、暫時にして ● 慰藉、慰は心を安んぜしむるなり、籍は助くるなり、なぐさめたすけて、心を落ちつかしむるをいふ ● 貶、しりぞける ● 削、けづり取る、取り上ぐる ● 造、いたる。

(通解) 法皇が攝政の藤原基房と相談して、重盛に與へてあつた封戸を取り上げさせられた。また、丁度この時に、中納言に缺員があり、清盛の婿の藤原基通が任命さるべき筈であつたのを、基房の子の師家がこれに任せられた。年はやつと八歳である。この時、清盛は福原に居たが、十一月に、大地震があり、京都の人は、互ひに驚いて「太政入道が来る前徴だぞ」と申して居ると、とかくする中に、果して、清盛が數千騎を引き連れて京都に入り込んだ。基房は院に詣り、泣いて法皇に訴へ、「承りますれば、清盛が參つて、私に怨を霽らさうと存じてをることとで御座ります。まこと左様になりまして、追放流罪にされますれば、もはや御側近くに事へまつることも叶いませぬ」と申し上げると、法皇も「朕とても、また、何とも自分のことが受合はれぬのち

や」と仰せられたが、あくる日、法師静憲をして、往つて清盛を説き諭し、且つ如何なる心得であるかを尋ねしめられた。しかるに、清盛は面會せず。夕方になるも御答をしない。静憲は仕方がないから、お暇したいと申し出したら、清盛は、子の知盛をして、出で答へしめ「私は老耄致しました。再び君に事へ御奉公致すことが出来ません。申上げるのは、これだけで御座ります」といつたので、静憲は小足に走り出て、大聲を揚げ「あゝ勝れた宰相で、明かな徳を具へた人が高い天にかゝまり、厚い地にぬき足して居らるゝとは、氣の毒なことぢや」といつたら、清盛はこれを聞きつけ、呼び返して之に對面し、「聞けば、貴公は、先達て法皇が鹿谷へ御幸なされやうとした節、諫めて御止め致した人ぢやさうな。此方は、それゆへ貴公に對面致すのぢやが、そも、我が一門は、何が皇室に違背致したことがあるか。それに、重盛が近ごろ死んで、一族が悲歎に沈んで居るのに、法皇の御遊樂御行幸は、いつもの通りぢや。他の事は兎も角も、第一、この老爺をふびんと思召さぬのであらうか。重盛が、危急な場合を見、命を投げ出して働いたことは、幾度もあつて、朝廷でも、その功を賞し、これに越前の封戸を賜ひ、其方の子孫に傳へよとの仰であつた。然るに、死ぬと直ぐに御取り上げぢや。死んだものに何の罪が御座るか。その上、此方が、基通のために、中納言の御任命を願ふたことは、兩三度もあつた。それに、順叙を越えて、師家に任せられたのは、どういふのか。大體、この淨海の如きものには、もし過や罪が

あるにしても、それを赦して、なほ、この末七代までにも及ばされて然るべき筈、それに、今、このさき餘命も僅かであるに、ともすれば誅せられやうとする、死後のことが思ひ遣らるゝぢや」と申し、いひ畢つて涙を垂れた。静憲も、同情して泣いたが、しばらくして、説き諭すに、君臣の間に於ける人倫の大義を以てし、且つ、之をなだめすかしたので、清盛も心が大分解け、懇に挨拶して静憲を歸した。しかし、間もなく、清盛は天皇に奏聞して、基房を斥け、代るに基通を以てし、師家以下四十三人の官爵を削り去り、前の太政大臣藤原師長を流罪とし、して、宗盛に多くの兵を引き連れて法皇の宮に趣かしめた。法皇が宗盛に問うて「遠方の土地に流されでもするのや」と仰せらるゝと、宗盛は「是非左様と申すのでも御座りませぬ。しばらく、鳥羽の御殿に御幸遊ばされまして、この事の定まりますまで、御待ちを願ひ上ます」と申して、とうとう法皇を鳥羽に御遷した。静憲は、平家に頼んで、これに御附き申した。清盛は、そこで、人を遣はし、天皇に申し上げしめて、「今から、もろゝの政治は、陛下これを御自身に遊ばされま

(文典)

主動と受動

(三)他動詞には、動作を他に及ぼす作用と、他より動作を受ける作用との二種がある。前者を主動



と名け、後者を受動と稱する。  
總ての他動詞は、その動作を他の事物に及ぼすことを表すものなれば、その本來か主動であるが、これが受動の作用を示す場合には、助動詞又は前置詞の助けを假るが常例である。以下之を略述しやう。

(三) 他動詞を受動詞と變ずるには左の方法による。

- (イ) 「見」被「の助動詞を冠すること、
- (ロ) 「爲所」又は「爲」の字を加ふること、
- (ハ) 「於」「乎」「于」の前置詞を假ること、

右に對する例を出さば、

(イ) 果被竄流。 死即見被。 將見流遠地乎。(以上皆)

(ロ) 爲官家所疾(頁八八) 亦爲藤原信賴所發(頁八〇)

(ハ) 遷于讚岐(頁四二) 與其獲於敵軍射殺之(頁一六八)

などがそれで、(イ)(ロ)(ハ)の順序を以て各照合すれば、その助動詞又は前置詞などを假用する方法を知ることが出来る。但し「爲」の字のみを加へる例は、本書にては早速には見當らぬ。右の外、助動詞又は前置詞を加へず、唯前後の文勢などにより受動となるものは、固より少くはない。讀者は容易に本文に就いて見出さるゝであらう。

四年二月。帝禪位於皇太子。世稱其出清盛意也。清盛夫人時子。既拜二位。削髮稱二位尼。於是夫妻並准三宮。三月。上皇幸嚴島。希解清盛之意。臨發。觀法皇。法皇之徒鳥羽。中外皆咎宗盛。不若其亡兄也。宗盛數諫清盛。乃奉還法皇于八條鳥丸。

(訓釋) 准三宮、三宮は太皇太后、皇太后、皇后、准とは準にて、三宮に則りて取扱ふ意味、特に優遇して三宮と等しき供給あるをいふ。●觀、帝王に見るを觀といふ。●亡兄、なくなりし兄重盛。

(通解) 四年二月、天皇、位を皇太子に御譲りになつた。世間では、清盛の考から出たものだと稱した。清盛の妻の時子は、もはや、二位に拜し、頭髮を剃つて、二位尼と稱へて居たが、この度、夫妻ともに三宮に准じて取扱はるゝことになつた。三月に、高倉上皇は、嚴島に御幸なされて、清盛の不滿の意を和らげる様にとの御祈願があつた。その御發誓の場合に、後白河法皇に御目見えなされた。法皇の鳥羽へ御移りになつたとき、宮中も宮外も、皆宗盛が父を諫めてこれを止めなんだのを以て、その亡兄重盛に及ばぬことを咎めたので、宗盛は幾度か清盛を諫めた。そこで、清盛は法皇を八條鳥丸の御殿へ奉還した。

五月。熊野別當上變告。以仁王下令。舉東國源氏。欲滅平氏。廢帝而自立。曰。事成有重賞。那知新宮僧徒亦應之。清盛大驚。率兵入京師。與公卿議。遣檢非違使源兼綱等。以官兵圍高倉宮。將徙王于土佐。兼綱父賴政。為王謀主。焉。平氏未之知也。賴政急使王先奔。倚園城寺。僧徒而自率子弟。從之。清盛聞之。怒曰。吾嘗奏賴政。授三位。聽昇殿。何負我乎。清盛將藤原忠清獻策曰。聞叡山南徒僧兵。皆應於王。我前後防敵。曠日彌久。諸國源氏來會。勝敗未可知也。宜速下院宣於山徒。因略以山徒。清盛從之。山徒乃倍王。王奔南都。清盛遣子重衡等將二萬騎。追擊于宇治河。王入平等院。斷橋而軍。僧徒善鬪。我將平盛清。請分兵由河內進。遮敵前路。下野人足利忠綱進曰。我家嘗與秩父氏。夾利根河相挑。未嘗不亂。流決戰。今日利在速戰。何猶豫為。乃以手下三百騎先渡。下令曰。上駿者下。驚者操。於淺而縱於深。其步卒迭相提挈。或溺者授。援之。令畢而濟。不亡一人。忠綱呼曰。我藤原秀郷六世之孫也。盍來決死。兼綱笑曰。汝以名族。乃為平氏所驅。役邪。對曰。平氏奉詔討亂賊。安得不從也。乃大戰。終射殺兼綱。我軍悉破。擊大破源氏兵。賴政及子仲綱等皆死。王南出走。中流矢。薨。南部僧兵至木津川。聞之。引去。重衡等凱旋。獻首闕下。清盛賞忠綱。

首闕下。清盛賞忠綱。  
(訓釋) 別當、一山を統轄する長官。上變、事變の起りしことを申上る。以仁王、後白河法皇の第二の皇子、三條宮、また高倉宮と稱す。母は藤原成子、季成の女。那知、新宮、紀伊國牟婁郡に熊野本宮、熊野新宮、及び那知の三山鼎立して、世にこれを三所權現、又は熊野三山といふ。その中の那知と新宮となり。南部僧兵、奈良興福寺の僧兵。前後、一方には延暦、園城二寺に據るもの、一方には南都の僧兵。曠日彌久、日を空して久しきにわたる。日をむだに送つて長びく。昭、餌をくばす如く、利を以て誘ふこと。倍、そむく。平等院、宇治河の南にある寺。斷橋、橋をきり落す。前路、南都へ行く路。相挑、たいかひ合ふ。亂流、河を横切つて渡る。上駿者下、驚者、勝れたる馬を上流の方にし、劣つた馬を下流の方にし、水勢に堪ゆるためにかくするなり。操、手綱を引きしめる。縱、手綱を弛める。提挈、手を執り合つて扶ける。溺、ゆはず、弓の末の方。驅役、おひ使はれる。凱旋、かちどきあげて歸る。戰勝の時に奏する音楽又は叫ぶ歡呼を凱といふ。旋は反るなり。闕下、御所の門の下、朝廷をいふ。

(通解) 五月、紀州熊野の別當が、事變の起りし趣きを申上げ、以仁王が命令を下し、東國の源氏を旗擧げさせ、平氏を滅ぼし、天皇を廢して、自から立つて帝位に即かんと企られ、「この事が成就すれば、重き御褒美がある」との言ひ觸らしで、那知と新宮との僧徒もこれに應じたと報告した。清盛は大に驚き、兵を引き連れて京都に入り、公卿と相談して、檢非違使の源兼綱等を遣はし、朝廷の兵を率ゐて、以仁王の住せらるゝ高倉の宮を圍ましめ、王を捕へて土佐へ遷さんとした。實は、この兼綱の父賴政が、王の爲めにこの企をした首領であるに、平氏はまだそれを知らぬのである。賴政は、急に、王をして、先づ逃げて、三井寺の僧徒にたよらしめ、して、自分に

も子弟を引き連れて、跡からこれに従つた。清盛が之を聞き、怒て曰ふ様「此方さきに頼政を奏上して、三位を授け、昇殿をも許さるゝことにしてやつたのに、何故あつて此方に背くのか」と。清盛の手下の將、藤原忠清が、策略を上つて、「承れば、叡山と南都興福寺との僧兵も、みな王に附いたと申すこと、さすれば、我は前後に敵を防ぐわけで、もし、無駄に月日を送り、長くかれこれ致して居る中に、諸國の源氏が來あはしましたらば、勝敗はどうなるか分りませぬ。早速院の宣旨を、叡山の坊主共に御下しになり、それにつけては、餌を啗はすに利を以てするが宜しう御座る」といつたので、清盛はこれに従つた。山徒はそこで王に背き、王は三井寺に居ることも出来なくなつて、奈良へと奔られた。清盛は、子の重衡などを遣はし、二萬騎に將として、追つて宇治河に攻撃させた。以仁王は、宇治の平等院に入り、橋を切り落して陣を備へ、僧兵どもが、巧みに戦つたので、容易に敗れない。我が將の平清盛は、兵を分けて、河内の國から進み、敵の前路を喰ひ止めんと請うたが、下野の人の足利忠綱が進み出で、私の家では、以前、秩父氏と利根河を夾んで攻め合ひましたが、いつも、河を横切つて決戦致さぬことは御座りませなんだ。今日の利益は、速かに戦ふことに在ります。なにしに、かれこれ二の足をふむことが御座りませうぞ」といひ、そこで、手下のもの三百騎を率ゐ、まつ先きに河を渡り出したが、命を下して曰ふ様「勝れた馬を河上にし、劣つたのを河下にせよ。淺い處では手綱を引きしめ、深い處では

弛めよ、歩卒のものは、互に手を執り合ひ、もし溺るゝものがあつたら、弓はづを出して取り附かせ、之を助ける様にせよ」と。かく命令し畢つてから渡つたが、一人をも失はなかつた。忠綱が大聲に呼んで「我こそは藤原秀卿六代の孫である。なせに出て來て命がけの勝負をせぬぞ」といふと、兼綱が笑つて「其方は名ある家柄でありながら、さても、平氏のために逶い使はれてゐるのか」といつたので、忠綱は對へて「平氏が、天子の詔を奉じて、亂賊を征伐致すのに、いかで從はずに居られようぞ」といひ、そこで大に戦ひ、とうとう兼綱を射殺した。かくする中に、我軍は悉く河を渡り、撃つて大に源氏の兵を破り、頼政も、その子の仲綱なども、皆うち死にしまつた。以仁王は、南の方へ出て走られたが、それ矢にあたつて薨去になつた。奈良の僧兵は、木津川まで出掛けてはきたが、このことを聞いて、軍を引いて歸つた。重衡等は勝鬨をあげて還り、頼政等の首を朝廷に獻じ、清盛は、忠綱の手柄を賞した。

(文典) 動詞の法

(三)漢文に於ても、事物の種々なる動作を表示せんが爲めには、他の國語の如く、直說法、疑問法、命令法、接續法などの方法がある、併し、歐米等の國語の如く、其法の異なるに従つて其形狀を變化する等のことがない。唯直說法の外は、助動詞、後置詞、接續詞、などを假りて作用を成す

のみである。して、直説法は動詞の普通の形で、上來述べたる如くであるし、その他の法は、助動詞、後置詞、接續詞の下で説明する方が便利であれば、今は單に動詞には法があることだけを申して置く。

清盛常愛福原。又築島其南。以便遭運。終欲遷都焉。六月。遂決意。趣三宮。三宮百官徙焉。奉三帝于賴盛第。遂徙之。己第。使兵守法皇。議建宮城。地狹不可建。乃權造焉。物議囂然。

(訓釋) 築島其南 防波の爲めに石堤を築きしなり、之を經島と稱す、但しその完成したるは建久年中にて、後のことなり。●清運、舟をこぎ物をばこぶ趣、促す、せきたてること。●權造、かりに造營する。●物議囂然、世間の評議がやかましい。

(通解) 清盛は常に福原を愛し、また島をその南の方に築いて、舟路の運搬を便利にしたが、とうとう帝都をこゝへ遷さんと企て、六月には、いよいよ意を決し、天皇や三宮百官を促がし、こゝに徙り、天皇をば賴盛の屋敷に奉じ、遂に之を自分の邸に徙し、また、兵士をして法皇を守らしめた。御所をば建築せんことを評議したが、地所が狭くて建てられぬので、かりにこれを造つた。この事に就ては世間の評議がなか／＼やかましかつた。

八月。源賴朝奉以仁王、令舉兵伊豆。相模、人大場景親擊走之。武藏、人畠山重忠又擊破其黨三浦氏。景親急騎報捷。且曰。賴朝走死已而東人交來告。賴朝未死。兵復振。清盛大怒曰。東國奴輩皆彼父祖家人。而我流彼於東國。是使彼胥以滅我家也。何異借盜鑰乎。切齒久之。曰。向使吾不聽池尼請。彼惡得保首領。忘恩規利。敢敵我子孫。其能免神明之罰邪。重忠父重能與弟有重在福原。進而言曰。東人獨北條時政與賴朝婚。其或附之。其他豈肯黨流人。君勿爲意。平氏子弟人人奮願東伐。清盛輦入見上皇曰。陛下妙齡。蓋未及知耳。往時有爲義義朝者。敢行凶逆。欲敵法皇。臣以謀略誅夷之。而義朝少子有賴朝者。此豎子獲之。伊吹岳麓當斬。臣繼母爲請宥之。臣即召見之。曰。十三歲。短身涅齒。有問輒答。不知臣懼其幼稚。且自謂與源氏非有宿怨。特以君命焉爾。遂宥之。今聞其在配所。敢謀不良。臣不堪悔恨。請得宣旨。討之。上皇曰。稟法皇。答曰。主上幼。陛下親父。決在聖斷。何直稟法皇爲。陛下莫乃庇源氏乎。上皇晒曰。猶爲此言邪。即賜宣旨。因問大將可屬誰。曰。臣嫡孫維盛可。即命維盛。以右近衛中將爲追討使。而忠度翼之。用高祖正盛伐之。

源義親故事賜驛鈴將五千騎發福原以齋藤實盛詣東事以爲郷導行收兵至駿河

(訓釋) 急騎、騎馬の早飛脚。膏以、みな引き連れあふてといふ意味。切齒、齒きしりする。向、さきに。惡、いづくんぞ。何と同じ。保首領、首をもちたへる。命を全ふしてなること。領は頭なり。規、はかる。神明、かみ。明とは靈徳を尊んでいふなり。流人、流され者。頼朝伊豆に流されし故にかくいふ。勿爲意、心配なざるな。妙齡、年わか。凶逆、凶惡。反逆、君父に對し有るまじき非道の企ないふ。豎子、小わつぱ。小兒と同じ意なれど、輕蔑したる言。短身、丈の低い。涅齒、黒い齒。鐵漿にて染めたるなり。宿怨、ふるき怨。配所、流された地。不良、よからぬこと。悔恨、心外におもふ。宣旨、宣旨のへ出す義。旨は勅旨。公文書の一なり。書式に三種あり。又宣下の手續にも種々沿革あり。聖斷、陛下の御裁斷。稟、申し上げて命を受ける意味。晒、わらふ。屬、まかす。托するなり。翼、たすく。諸東事、東國の事情にあかるいこと。郷導、案内。收兵、兵を聚める。

(通解) 八月に、源頼朝が以仁王の令を奉じて、兵を伊豆に擧げたが、相模の大場景親が、撃つてこれを敗走させた。武藏の人の畠山重忠が、また、頼朝の徒黨の、三浦氏を撃ち破つた。景親は、早飛脚で勝利を知らせてまゐり、その上「頼朝は逃げて死にました」と申し越した。しかし、その中に、關東の者が、かわるく來ては、頼朝はまだ死なず、兵力が再び盛んになつたと告げしらせた。清盛は大に怒つて「東國の奴原は、みな彼が父の義朝、祖父の爲義の家人ともであるのに、此方が、彼を東國に流したのは、これ彼奴等をして、引き連れ合ふて、我一門を滅さ

しむるわけであつて。盜賊に鍵をかしてやつたのと何の違はうぞ」といつて、齒がみして悔しがり、程經てまた「さきに、此方が、池の尼の頼みを承知致さんだなら、彼は、いかで首を保つて居ることが出来やうぞ。然るに、恩を忘れ利を計つて、我が子孫に敵對までも致しをる、よく、神明の罰を免がるゝことが出来るものか」といつた。重忠の父の重能は、弟の有重と共に、福原に居たが、進み出て「關東人の中、ひとり、北條時政が、頼朝と婚姻を結んでをりますれば、そりや、これに附くことがあるかも知れぬが、その外の者は、いかで、得心して、流され者に徒黨致す様なことが御座りませうぞ。吾君には御心配めされませぬ様に」と申し、平家の一族は、人々奮つて、東國征伐に出かけんことを願つた。清盛は、鞏に乗つて宮中に入り、高倉上皇に見え「陛下には御幼年で、おほ方、まだ御存知のないわけで御座りますが、むかし、爲義義朝と申す者がをりまして、妄りにあるまじき非道を行ひ、法皇に手向ひ致さんと企てましたので、私は謀をもちまして、これを討ち平らげましたが、義朝の幼兒に、頼朝といふものがをりまして、この小わつぱ奴は、これを伊吹山の麓で捕へ、斬罪に處すべき筈で御座りましたのが、私の繼母が、この者のために、死罪を赦さんことを頼みまするので、私は、親しくこれを召し出して見ました處、年は十三才と申します。低い丈の、黒い齒で、何でも問ひ糺しますると、その度毎にたゞ知らぬとばかり答へます。私は、其おさないのを不びんに存じ、その上、自分に思いまするに

は、源氏とは、何も古い怨があるではなし、たゞ、君命によつて伐ち取つたまでのことであると、かく存じましたので、とう／＼之を赦してやりました。然るに、今は其流された土地に於て、憚り氣もなく、善からぬ企を致しをると承り、私は心外に堪へられませぬ。何卒、宣旨を賜はりました、之を征伐致したう御座ります」と申し上げたら、上皇には、「法皇へ御伺ひせよ」との仰せであるので、清盛が答へて「主上は御幼年で、陛下にはその御親父であらせられますれば、その決定は陛下の御裁斷に御座りますること、何として直ちに法皇へ申し上げることを致しませうぞ。かく仰せらるゝのは、陛下にも、源氏を御庇護あそばすのでは御座りませぬか」と申しました。すると上皇は晒つて「まだ左様なことを申すのか」と仰せられ、即刻、宣旨を賜はつた。それに就いて、大將は誰れに任せたがよからうかとの御尋があつて、清盛は「私の嫡孫の維盛が宜う御座ります」と申し上げ、すぐ維盛に命せらるゝことになり、右近衛中將の官で、追討使を申付られ、そして、忠度が之を輔佐することとなり、先祖の正盛が、源義親を征伐した時の舊例を用ゐて、驛鈴を賜はり、五千騎に將として、福原を出發し、齊藤實盛が東國の事情に明るいといふので、同人を以て案内者となし、道すがら兵士を聚めよせて、駿河にまで至つた。

(文典)

動詞の時

(三) 動詞には、その動作の過去、現在、未來を表示する方法がある。之を動詞の時と稱する。尤もその表時法は頗る不完全で、唯前後の文勢によつて推知すべき場合が少くない。動詞の現在を表はす法は、直説法によることも出来るが、それとても、的確にその現在たることを示すには、他語を借らねばならず、過去と未來とは、猶更ら副詞、助動詞などの助けを假るが常法であれば、これも、下の副詞、助動詞等の條で説明することにしやう。

實盛曰。宜急踰足柄。收武藏相模。兵藤原忠清曰。今我兵皆京畿新募。以此深入。未見其可。維盛從之。實盛乃辭而西。維盛曰。無實盛。吾寧不能戰乎。以忠清爲先鋒。進軍于富士河。當此時。畠山重忠以下。皆附賴朝。以二十萬騎。至河東。使使者來貽書。多謾言。忠清勸維盛斬其使者。相持未戰。我軍夜聞水禽起。相驚。以爲敵大至也。人馬相踏藉而走。維盛怒。欲留戰。忠清固諫。乃西歸。平明。源氏軍乃知之。令一將來追。伊藤某殿戰而死。維盛歸至近江。清盛弗許。其入京師。曰。汝奉王命討亂賊。不交兵而歸。何面目來見我乎。軍即

不利。盡横原野。因欲流維盛。到忠清。衆救解之而止。

(訓釋) 京畿、京都、五畿内、支那にては、王都より四方五百里以内を畿といふ、今はたゞ都近くといふ意。新集、新に集した兵。寧、いづくんぞ、何と略同じ。胎、おくる、贈と略同じ。設言、傳つた言句。相持、互に自分の方を守りて手を出さぬこと、睨み合ふ。踏藉、ふみつけ合ふ、藉も足下に踏みにじる意。平明、夜明け。殿戦、しんがりして戦ふ、軍後のおさへを殿といふ。不交兵、刀物を合はさぬ、即ち戦はぬこと、兵は兵器なり。何面目、どの面して。横原、討死して屍骸を横へる。

(通解) 齋藤實盛が申す様は「急に足柄の險を越えて、武藏相模の兵を寄せ聚めるが宜しう御座る」と。藤原忠清は、これに反對し「今わが兵は、みな都近くの新たに募集した者ばかりで、これを引き連れて、不案内の敵地に深く入込むことは、その善かりさうな筈が御座らぬ」といつたので、維盛は其説に従つた。實盛は、そこで、從軍を断はつて、西へ歸つてしまつた。維盛は、「實盛が居ないと、此方いかで軍の出来ぬことがあらうぞ」と曰つて、忠清をば先鋒とし、進んで富士河の畔に陣取つた。この時分には、畠山重忠以下の者が、みな頼朝に附いてしまつて、頼朝は、二十萬騎を引き連れて、河の東まで來り、使者を遣はして、書面を贈つたが、書中に、こちらを侮つた無禮の文句が多かつたので、忠清は、維盛に勸めて、其使者を斬り殺した。かくて、互ひに睨み合つて、まだ戦はなかつたが、わが平家の軍にては、夜中、水鳥が飛びたつて、羽ばたきした音を聞き、驚き合つて、敵兵が大にやつて來たのだと思ひ、人も馬も、互ひに踏みつけ

合つて逃げた。維盛は怒り、ふみ留まつて戦ふと思つたが、忠清が強ひて諫めたので、西に向つて歸ることにした。夜明けになつて、源氏の軍では之を知り、一人の大將をして、追ひ掛けて來させたが、伊藤某が、殿して戦つて死んだ。維盛が、歸つて近江國まで來ると、清盛は、その京都に入ることを許さないで、「其方、天子の勅命を奉じて、國家を亂す逆賊どもを征伐しながら、一度も及物を交へて戦はずに歸つて參り、どの面をして來て此方に會ふ積りぞ。軍がもし敗戦であつたなら、なせ討死して死骸を野原に横たへぬぞ」と申してやつた。それで、維盛をば流罪にし、忠清の首を刎ねやうとしたが、多勢の者が、いろ／＼と執り成し言ひ譯をしたので、止めた。

先是。源義仲起兵。于信濃。義仲幼孤。齋藤實盛取育之。已而屬之木曾人。中原兼遠。於是。宗盛召兼遠。命亟縛義仲。來獻兼遠。效誓書。還。遂義仲。

(訓釋) 幼孤、幼少にて父に別れ。孤となる。義仲幼にして父義賢が姪の義平に殺されたるなり。屬、預け任かす。效、いたす、差出すこと。

(通解) これより先、源義仲が、兵を信濃に起した。義仲は幼少にて孤となつたので、齋藤實盛が之を引き取つて育てたが、程經て、これを木曾の人の中原兼遠に預けた。今度兵を擧ぐるに至つて、宗盛は、兼遠を召し、早速、義仲を捕縛し、來つて獻する様に命じた。兼遠は、二心な



き旨の誓書を差出して還り、義仲を放出することにした。

(文典) (四) 形容詞

(元)形容詞は、名詞、代名詞等に伴ひ、事物の性質状態を表はす詞である。  
(四)形容詞の作用には二種ある。一には、名詞代名詞等の上に在つて之を修飾するもの。二には、名詞代名詞等の後に位置して之を説明するもの。

- (イ) 賢相明德(頁二三) 沈重人出(頁四)
- (ロ) 吾罪大矣(頁五) 兩宮交惡(頁六)

(イ)に於ける「賢」「明」「沈重」は、共に形容詞で、各その下に在る名詞の「相」「德」「人」を修飾しその性状を表はして居れば、第一の例とすべく「大」「惡」の形容詞は、各その上に在る「吾罪」「兩宮」の名詞に關し、其意味を説明して居れば、第二の例とすべきである。

是月上皇再幸嚴島清盛從焉。因要上皇作書誓不右源氏。既還造三宮于夢野。以奉法皇。自清盛遷都上下苦之。山徒亦數請復舊都。清盛會諸公卿問兩都孰便。公卿皆希其旨曰。福原便。獨左大辨藤原長方曰。平安便。清盛作

色而入。衆爲長方危之。已而清盛即奉三宮以下。復都平安。衆大悅。時十一月也。或問長方曰。子何以能忤相國。答曰。使無悔心。何問於人。我因而導之耳。清盛素重長方。先是長方建議於朝曰。亂人得志。是天意人心所致。宜復政於法皇。召還基房師長等。改遷善庶。幾免焉。清盛

(訓釋) 要、強いて求むる。不右、助けぬ、肩を持たぬ。夢野、攝津に在り。希其旨、清盛の太政官の判官を辨官といひ、八省を分掌し、庶事を承りて下に達し、太政官内を亂判し、文案を署し、諸司の宿直を監督する等の事を司る、これに左右あり、大辨は左右各一人で、從四位上、太政官中の重職なれば才名ある人、任ぜらる。作色、怒つて顔色を變へる。危之、氣づかふ。相國、太政大臣の別名、一國の宰相たるよりいふ。忤、さかふ。導之、内に悔心あるも、事實に表はし兼ねて居るゆへ、これを手引きして實行せしむるとの意。庶幾、こひれがはくは、

(通解) この月、上皇は、再び嚴島に御幸になり、清盛がこれに御供をした。これを機会に、清盛は、強ひて上皇に御願して、證文を作り、源氏の肩を持たぬことを御誓約致させた。既に還つてから、宮殿を夢野に營んで、そこに法皇を奉置した。清盛が都を福原に移してから、上下ともこれを不便として苦んだが、叡山の僧徒も、また、しばしば、舊都に復歸せんことを願つた。そこで、清盛は、諸公卿を會して、兩都のどちらが便利であるかを尋ねた。公卿は、皆、清盛の氣に入らうと思ふので、「福原が便利で御座る」と申したが、獨り、左大辨の藤原長方は、「京都の方

が便利である」と曰つた。これを聞いて、清盛は、怒つて顔色を變へ、内に入つてしまつた。一同は、長方にどんな災難が来るかも知れぬと、氣遣つて居たが、とかくする中に、清盛は、三宮以下を奉じて、都を京都平安城にと復歸し、多勢の者が大に悦んだ。時に十一月であつた。或人が長方に問うて「貴公は、何故、よくも清盛相國の意に逆らはれたるぞ」と曰つたら、長方は答へて「相國に後悔の心が御座らぬならば、なせ人に尋ね申そうぞ。拙者は尋ねられたを機會に手引きしてやつたので御座る」といつた。清盛は、平生から長方を尊んで居つたが、これより先、長方は、朝廷に建議して、かく申した、曰く、「賴朝義仲等の謀叛人が志を得るのは、これ、天の思召と人民の心とから、自然にかく成つて參るので御座りますれば、政治をば、法皇の御手に歸し基房師長などを御召還しある方然るべく、過を改めて善に遷る様に致したならば、幸に、どうか、災禍を免かるゝことが出来るで御座りませう」と、清盛は、やゝ其言に従つた。

(文典)

(四) 形容詞には、單語のものと、二語以上を連結したるものがある。それは、前回に出したる例を見ても直ぐ分る。

又名詞或は動詞より轉化したるものもある。

奴輩(頁二三)

烏帽(頁七)

鬼髮(頁三)

の如きは、名詞より轉じたるもの、例で、單に二名詞の連結したるものではなく、「奴の如き輩」、「烏の如き帽」、「鬼の如き髮」といへる意味で、上の名詞は形容詞に轉じ、下の名詞と合したるものである。動詞の例は、本書の今までの文中には見當らなかつたが

光風

霽月

飛雲

落日

など、名詞の場合と同じく、形容詞に轉じて、他の名詞と結合し、之を修飾せるものは、甚多い。

平氏、家多、惟。清盛嘗獨坐。見階下有數百人、頭合爲一大頭、瞋眼視清盛。清盛亦瞋眼視之。人頭漸縮小而滅。占者曰。爲義爲朝等鬼也。又有鼠巢厩馬尾。占者曰。小侵大。子犯午。爲源逼平之兆。復都之月。近江源氏兵起。翌月遣知盛資盛等將兵擊夷之。初園城寺黨賴政得重譴。益怨平氏。至是與山徒皆應。近江源氏乃遣清房攻園城寺。燒夷之。殺僧八百人。又聞南都叛。遣妹尾兼康赴攻。僧徒逆擊敗之。又造木丸。呼爲淨海。頭蹴擊之。清盛積怒。是月遣重衡率兵數千騎擊之。燒東大興福二寺。殺僧數百人。而諸道源氏益與。

(訓釋) 怪、奇怪な事。瞋、目をむき出す。鬼、幽霊。子犯午、鼠は十干の子にて、北方、馬は午にて、南方、北方は源氏

南方は平氏●復部之月、都を復歸した月、前に出づ●近江源氏、近江國に住する源氏の一族、山本氏、柏木氏など●重盛、おもい責罰●木丸、木作りの鞠●蹴撃、足でける●積怒、果れく怒る、

(通解) 平氏の家には、奇怪な事が多かつた。清盛がある時一人で座つて居ると、きだはしの下に、幾百人かの頭があつたのを見たが、それが合して、一の大なる頭となり、眼をむいて清盛を視つめたので、清盛もまた、眼をむいて之を睨んだら、その人頭が、だんく縮んで小さくなり、終に消えてしまつた。占い者に判断させたら「それは爲義義朝などの幽霊で御座る」と申した。又、鼠があつて、厩の馬の尾に巢を作つたので、占はせると、占い者の曰ふには「小さいものが、大きいものを侵し、子が午を起すのであれば、源氏が平家に迫る兆候で御座る」といつたが、都を京都に戻した十一月に、近江源氏の兵が起つたので、その翌月に知盛資盛などをやり、兵に將として撃つて中を平らげしめた。はじめ、園城寺が頼政に一味して、重い責罰を受けたので、ますく平氏を怨んでゐたが、こゝに至つて、叡山の僧徒と共に、みな近江源氏に附いた。そこで、清方を遣はし、園城寺を攻め、これを焼き滅ぼし、坊主八百人を殺した。又奈良の僧徒が叛いたと聞いて、妹尾兼康をやり、行つて攻めさせたが、僧徒は迎へ撃ちをして之を敗り、又、木鞠を作り、淨海の頭だと呼びなし、これを蹴ちらしたので、清盛は累ねく腹を立て、この月重衡をやり、兵士數千騎を引き連れて之を撃たしめ、東大興福の兩寺を焼いて、僧數百人を殺した。然

るに、一方には、諸道の源氏はますく起つて盛んになつて來た。

(文典)

前回に擧げたるもの、外、形容詞の熟語にて、或は異なる文字の連結されたるもの、或は同一文字の疊まれたるものなど、頗る多けれど、今煩はしく絮説するまでもなく、讀者諸君の平常熟知せらるゝ所であらう。其他、種々の品詞が結合して、一の形容句を形成し、形容詞と同一の作用を爲すものもあるが、後の文章構成に關する説明の場合に、時機あらば之を陳ぶることに致さう。

養和元年正月。上皇病崩。清盛益悔悟。復政於法皇。法皇不聽。固請而聽。乃獻美濃讚岐爲御邑。詔以宗盛總管近畿。二月。斬河内人源義基。聞源行家舉兵。至美濃。遣知盛通盛。清經。忠度等伐之。敵據板倉壘。我兵遠出其後。縱火攻拔之。走行家。清盛又令南海兵控扼東兵。而徵糧于北陸。西海。西海。菊池氏。緒方氏。皆應源氏。肥後守平貞能請往定之。法皇令三院。應官從貞能。已而知盛在三洲。股病作。置戍而還。源氏益振。宗盛乃欲親將大軍。東伐。法皇許

之命統諸武官以官符徵兵。刻日而發衆曰。此行必夷源氏。以二十七日發行。

(訓釋) 養和、安徳帝の時の年號。悔悟、これまでの我儘勝手の振舞ひ後悔し、その悪しかりしことを悟る。御色、陛下の御領地。源行家、爲義の第十子。壘、とりで。橋又は土堤などを構へて兵士を置く所。逃、ぐるりと廻つて。拔、攻め取ること。控扼、引き止めおさへる。敵を喰ひ止めること。院廳官、法皇院廳の官人。病作、病が發る。成、守兵。官符、太政官符の略。太政官より發する公文なり。刻日、確かと日なきめる。

(通解) 養和元年の正月に、高倉上皇が、病んで崩御あそばされ、清盛は、ますます前非を悔悟して、政治を法皇に還し奉らんとした。法皇には、最初、御許しがなかつたが、強いて御願をしたので御聞き入れになつた。そこで、美濃讃岐の二國を献上して、法皇の御料地とした。詔があつて、宗盛を以て、京都畿内の地を總支配せしめられた。二月に、河内の人の、源義基を斬罪にした。源行家が、兵を起し、美濃まで來たと聞いて、知盛、通盛、清經、忠度などをやり、之を伐たしめた。敵は板倉の壘に立て籠つて居たが、わが兵は、廻はつて其後へ出で、火をつけて攻めかけ、之を攻め取つて、行家を敗走させた。清盛は、また、南海の兵をして、東國兵を喰ひ止めさせ置き、そして、兵糧を北陸、西海の方から徵發した。西海道の菊池氏や緒方氏は皆、源氏に附いたので、肥後守の平貞能が、自から往つて之を平定したいと願つた。法皇には、院の廳官をして、貞能に従つて行かしめられた。かれこれする中に、知盛は、洲股に居て病氣

が發り、守兵を置いて京都に還り、源氏の勢が益々盛んになつた。宗盛は、そこで、自分が大軍に將となつて、東方征伐に出掛けやうと思つた。法皇には之を御許しになり、命じて諸の武官を總轄せしめられ、太政官符を以て兵士を徵發し、日限を定めて出發することになつた。皆の者が曰ふには、「今度の出陣にこそは、きつと源氏を滅ぼさねばおかぬ」と、二十七日を以て、いよ

先發一日。清盛疾作。宗盛止行。車馬集於六波羅。清盛病煩熱。浴於冷水。水輒沸。叫號聲徹門外。閏二月。疾大篤。舉族擁枕。問所欲言。清盛大息曰。生者必死。何獨我。我自平治年間。建功王室。專制天下。位極人臣。爲帝者外祖。復何所遺憾。所遺憾者。未睹頼朝頭而死。吾死之後。母下以佛爲母。下以誦經爲上。特斬頼朝頭。懸我墓前。我子孫臣隸。咸服我言。勿敢或怠。病七日薨。歲六十四。遺表。法皇事必與宗盛議。

(訓釋) 煩熱、熱病。叫號、叫聲。苦んでうめく聲。徹、とほり聞へる。擁枕、枕元を取りまく。大息、溜息する。專制、一人人で思ふ通りに切りまます。外祖、母方の祖父。遺憾、残念に思ふこと。供佛、佛に供養する。誦經、經文を讀誦する。臣隸、家來手下の者。服、心胸につけて忘れぬ。遺表、書き置きの上書。

(通解) その出發に先だつこと一日、即ち前日に、清盛に病氣が發つたので、宗盛は發足を止め、一族や見舞人の車馬が、六波羅の邸に集つた。清盛は、熱病をわづらつたので、つめたい水をあびると、水がすぐ沸ひて、苦んでうめく聲は門の外までも聞えた。閏二月に、病氣が大に危篤になつて、一族のこらす、枕邊を取り圍み、何か言ひたいことがないかと問ふたら、清盛は溜息をして「生れた者はきつと死ぬる。なにも、たい、此方のみではない。此方は、平治年中から、手柄を王室に建て、天下中をば思ふ存分に切りまわし、位は人臣たるもの、此上もない所までを極め、天子たる方の、母方の祖父ともなつた。もはや、なんの心残りとするものがあらふぞ。たい、殘念と思ふのは、まだ源賴朝の首を見ずして死ぬることぢや。此方が死んだ後には、佛に供養することもするには及ばぬ。經文の讀誦も致すな。たい、賴朝の頭を斬つて、此方の墓前に懸けてくれよ。此方の子孫や、家來手下の者どもは、悉く此方の言を胸にあて、忘れず、怠る様なことがあつてはならぬぞ」といひ、病むことが七日間で薨去した。歳は六十四であつた。法皇へ書き置きの上書をして、「何事も必ず宗盛と御相談下されまする様に」と申し遺した。

(文典) 形容詞の種類

(四)形容詞は、その性質上、性狀形容詞と、數形容詞との二種に區別する。

(四)性狀形容詞とは、事物の性質状態を表はすものである。前に例示した

賢相明德 沈重人の如き、又

短身涅齒(頁一三) 殷富百姓 羸弱者(以上共に上の論文申)

の如き、その右方に黒點を施せし文字は、皆事物の性質か状態を表はして居る形容詞である。

(四)數形容詞は、事物の數量を表はす形容詞である。上文及前回の本文の

先發一日 歳六十四 二十七日

の如き、又その前回の

數百人頭 僧八百人 兵數千騎

などの如き、何れも數形容詞である。

右にても略推知すべきが如く、定數を表はす一、十、百、千、萬等は勿論、また、不定數を表はす多、少、衆、寡、群、諸なども、みな數形容詞である。

清盛既薨。宗盛奉還法皇於法住寺殿。奏曰。臣不肖。不能救父。過以至於今。今後將唯聖旨是仰。法皇乃會公卿。議調兵食。遣重衡。維盛。通盛。忠度等。入

美濃併其戍兵。與源行家。源義圓。夾水而戰。斬義圓。破行家。虜行家子行賴。追行家。至參河。而還。賴朝數遣書於義盛。謝其奮恩。又問上書曰。臣非敢爲亂。乃靖亂耳。陛下尚不棄平氏。則請兩講和。二姓並仕。如往昔事。其忠其否。簡在陛下。法皇以書示宗盛。宗盛答曰。臣父臨終。命臣等曰。必與賴朝決死。語猶在耳。臣不能和矣。於是請勅陸奥。藤原秀衡。擊賴朝。勅越後。資長。擊義仲。資長。平維茂。七世孫也。六月。資長與弟長茂。收兵。南擊義仲。不利。還。八月。除資長。越後守。秀衡。陸奥守。輒伐源氏。資長復發。疾作。卒。九月。宗盛遣弟通盛。經正。東與源氏戰于越前。敗績。經正走入若狹。通盛退保敦賀城。召經正。未至。義仲兵來攻。乃解兵西還。壽永元年九月。城長茂復南伐。召經正。不利。還。是月。宗盛任內大臣。賜隨身兵仗。具趨從。拜賀。二年二月。敕

(訓釋) 父過、我儘を働き法皇を苦しめしことなど。唯聖旨是仰、萬事た陛下の思召を承はる。處、とりこにする、生け捕りにすること。舊恩、頼盛と其母の池尼によつて救はれたる恩。同、ひそかに。靖、安んずる、鎮めること。講和、仲直りする、講も和解なり、また媾和とも書く。二姓並仕、源平兩姓相並びて朝廷に仕へる。其忠其否、その忠義であるとなし。簡、えらび分ける。語猶在耳、言葉がまだ耳の底に残つて居る。敗績、大きくすれに負ける。保、もち堪へて守る。解兵、兵士を解散する。壽永、安徳帝の時の年號。趨從、供廻り、騎馬、從は凡て召し運れたる者。拜賀、任官叙位の御禮を申し上げるをいふ。

(通解) 清盛が既に死んで、宗盛は、法皇をば法住寺殿へ奉還し、奏して申すに「私是不來者で父の過失をば救ひ正すことも得いたしませずに、今日に至りまして御座りまするが、唯今より以後は、何事も、たい、陛下の思召をば承つて致したう存じまする」と。法皇には、そこで、公卿を會して、兵士糧食をとのへることを評議し、重衡、維盛、通盛、忠度などを、打手として派遣せられ、これ等の者は、美濃に入つて、その地の守備兵を合せ、源行家源義圓と洲股川を夾んで戦ひ、義圓を斬り、行家を破り、その子行賴を生け捕りにし、行家を追つて參河まで行つて還つて來た。賴朝は、度々、手紙を頼盛に送つて、その助けられた舊恩を謝し、また、内々上書して「臣は、妄りに亂を致すのでは御座りませす、斯くして、亂を鎮めんと致して居る計りで御座ります。陛下には、なほ平家を御見棄て遊ばされぬので御座りますならば、何卒、源平兩ながら和睦を致し、二姓が並んで朝廷に仕へたう存じまする、昔の保元平治などの事柄の如きは、その忠義で、ありしか、なかりしか、御簡別は陛下にあらせらるゝこと、存じ上ます」と申し上げた。法皇は、この上書を宗盛に御見せになつたが、宗盛は答へて「私の父が命終に臨み、私共に言ひ遺しまして、きつと賴朝と死を決して戦へと申しました。その言葉が、まだ耳の底に残つて居りますれば、私は和睦は致し兼ねます」と申した。そこで、朝廷に請うて、陸奥守藤原秀衡に詔して、賴朝を撃たしめ、越後の城資長に勅して、義仲を撃たしむることにした。

資長は平維茂の七代の末孫である。六月に、資長は、弟の長茂と共に、兵卒を聚めて、南の方義仲を撃つたが、勝利を得ずに還つた。八月に、資長を越後守、秀衡を陸奥守に拜し、催促して、源氏を征伐せしめた。そこで、資長は再び出かけたが、病氣が發つて死んだ。九月に、宗盛は、いとこの通盛、經正をやり、東して源氏と越前に戦つたが、大敗をして、經正は逃げて若狭に入つた。通盛は、退いて敦賀城を持ちこらへたので、經正を呼寄せたが、まだその來ない中に、義仲の兵が來て攻めた。そこで、致方がないので、兵士を解散して、西へ還つた。壽永元年九月、城長茂が、また南向いて義仲を伐つたが、また負けて還つた。この月に、宗盛は内大臣に任せられ、隨身兵仗を賜はつたので、供廻りを整へ、參内して御禮を申し上げた。

(文典)

數形容詞には、前回に述べたる本數を表はすもの、外、順數即ち事物の等次を示すものがある。これには、「第」の字を數字の上に加ふるを常例とする。又分數を表はす場合には、母數を先にし、子數を後にし、その間に「之」の字を挿むを常法とする例へば左の如し。

- 十之一、 五之一、 三之一、

四月、以維盛、通盛、忠度等爲追討使、將山陽、山陰、西海諸國。及參河以東。若狹以南、徵兵十萬餘人。入北陸道。將夷義仲。然後及賴朝也。齋藤實盛在道中。謂大場景尙曰。平替源興。蓋降木曾。景尙曰。東人無不知吾輩姓名。以興衰變節。若人言何實盛曰。吾徒以試子耳。入見宗盛曰。越前臣也。古曰。衣錦歸鄉。臣受君恩久矣。今老矣。唯有死以報君。君蓋賜錦、直垂。臣衣以歸。死有餘榮。宗盛憫之。如其言。

(訓釋) 遣中、派遣する人數の中●替、廢替●木曾、義仲を指す●變節、節操をかへる●若人言何、人の口端にがゐるを如何にしやうぞ●試子、貴公の心をためして見る●衣錦歸郷、立身出世し、錦の衣物を着て故郷に歸るといふ古い文句●錦直垂、錦にて作れる鎧の下に著る直垂、錦の直垂は、大將軍ならでは著ることを得ざりしなり●餘榮、死後の面目。

(通釋) 四月に、維盛、通盛、忠度等を以て追討使となし、山陽、山陰、西海諸道の國々、及び參河より東、若狹より南の徵募兵十萬餘人を帥ゐて、北陸道に入り、先づ義仲を滅ぼし、その地に賴朝に及ばんとした、齊藤實盛は、その派遣された軍勢中に居たが、大場景尙に語つて「は廢つて源氏が興る今の時節ぢやが、なせ木曾殿に降参さしやらぬ」といふと、景尙が「人々で、拙者其の姓名を知らぬものは御座らねば、かりそめにも、主家の盛衰を以て」

る様なことを致したならば、人の口端にかゝるをどう致さうぞ」といつた。實盛は「いや、拙者は、たい、一寸、貴公の心をためして見たまでの事で御座るわい」と曰つて、さて内に入り、宗盛に見え、「越前は私の郷國で御座ります。昔から錦を衣て故郷に歸ると申しますが、私は君恩を蒙つてをるのは久しいことで、今は早や年を取つて居りますれば、この度は、たい一死を以て君に報ゐるばかりで御座ります、わが君には、なんと、錦の直垂を下さりませぬか。私がそれを衣て國に歸りましたならば、死んでも、後々までもの譽で御座ります」といつた。宗盛は、その老いて志の壯んなのを憫み、其言つた通りにしてやつた。

(文典)

形容詞の用法

(四)形容詞の用法は、左の如く區別することが出来る。

- (イ) 名詞の上に位置して、その性質、状態などを表はすこと、
- (ロ) 名詞又は代名詞の下に位置して、その性質、状態を説明すること、
- (ハ) 彼此を比較して事物の性質、状態に關する大小、多少、輕重、善惡等の異同を説明すること。
- (イロ) の例は、前に既に之を掲げれば、あれを以て略一般を推知することが出来るが、念の爲め、平生多く見當る語を左に録出して置かう。

良吏 惡漢 淑女 美酒 明月 (イ)

山嶽之恩 磊落之人 萬系一姓 (ロ)

風清 山高 民愚 性善 膽大 (ロ)

百姓殷富 雲烟模糊 蟲聲唧々 (ロ)

比較説明には、對等の比較と、彼此の差等を表はす比較と、の別がある。本書に於ては、今までの中には其例を見出し難いから、他書を引くことにしやう。

(イ) 其、疾、如、風、其、徐、如、林、(孫子軍) 鼎、饒、甘、如、飴、(文天祥)

(ロ) 德之流行、速於置郵、而傳命、(孟子公) 季氏富於周公、(論語)

右(イ)は對等、(ロ)は差等を表はす比較説明で、黒點を施したる文字が、形容詞及之を補助する前置詞である。

此の如く、等差の比較を表はすには、前置詞を假るので、その前置詞は、概して「於」「于」「乎」の三字である。外に「ヤ、」と意味する「較」の字などを説明形容詞の上に冠らして、等差の比較を表はすこともあり、「タダ何々ノミナラズ」との意に用ゐる「不啻」「不唯」の字、又は「無」「莫」などの字を加へて之を現はすこともある。其他、最大比較級を表はす場合には、「最」「尤」「甚」などの字を添加することであるが、下に至つて機會あらば之を説明しやう。



指示代名詞の「彼」「夫」「此」「是」などや、疑問代名詞の「何」「曷」「奚」などを、或る場合に於ては、形容詞に轉じたるものとして、形容詞の下に於ても、特に之を説述する説もあるが、その用法は別段差異もなければ、今は省くことにする。

義仲聞我軍向越前遣將守燈城。城據山帶谿。最爲要地。我軍阻谿水不能近。城將有齋明者爲書約之矢。以射我軍。曰源氏築堤貯水。君決東山趾。立涸矣。臣爲內應焉。我軍從之。立拔其城。連戰皆捷。追至三條野。敵將齋藤光平出戰。實盛曰。與我同姓。寧死於我。與圖斬之。我軍長驅定越前。進入加賀。源氏兵退據安宅。渡平盛俊令子盛綱試水。還報曰。可亂矣。盛俊以兵五千先渡。大軍從之。遂拔林富樫二城。據之。降將齋明進言曰。義仲在越後。越後越中之界。有寒原之險。君宜急扼此。毋使敵踰焉。乃遣盛俊赴之。至般若野。敵已踰寒原。盛俊與戰。不利。退。維盛乃以七萬騎軍砥竝山。忠度以三萬騎軍志雄山。義仲以五萬騎至。令行家攻忠度。而自當維盛。維盛恃險不備。義仲乘夜來襲。維盛大敗走。義仲乘勝追之。參河守知度。清盛七子也。與五十餘騎大呼。冒敵陣。馬仆而徒。敵有岡田親義來擊。知度舉刀斫其胄。胄

墮。因斬其首。親義子重義踵至。我騎遮圍。知度自屠而死。敵益進。右兵衛佐爲盛。賴盛次子也。亦爲樋口兼光所殺。維盛退保佐良岳。

(訓釋) 據山、山上に位し處る。帶谿、城下に谷川をめぐらす。阻、隔てられる。約之矢、これを矢に結びつける。決、切り落す。山趾、麓。内應、裏切り。連戰、引き續いて戦ふ。長驅、留まらずに遠くまで追かける。試水、水の深淺を測る。爲内應、裏切り。寧死、死んでしまふ。圖、謀る。斬、切る。我軍、我が軍。長驅、留まらずに遠くまで追かける。定、定めしめる。越前、越前。進入、入る。加賀、加賀。源氏兵、源氏の兵。退、退く。據、拠る。安宅、安宅。渡、渡る。平盛俊、平盛俊。令子、令子。盛綱、盛綱。試水、試水。還報、還報。曰、曰。可亂、可亂。矣、矣。盛俊、盛俊。以、以。兵、兵。五千、五千。先渡、先渡。大軍、大軍。從之、從之。遂、遂。拔、拔。林富樫、林富樫。二城、二城。據之、據之。降將、降將。齋明、齋明。進言、進言。曰、曰。義仲、義仲。在、在。越後、越後。越後、越後。越中之界、越中之界。有、有。寒原、寒原。之險、之險。君、君。宜、宜。急、急。扼、扼。此、此。毋、毋。使、使。敵、敵。踰、踰。焉、焉。乃、乃。遣、遣。盛俊、盛俊。赴、赴。之、之。至、至。般若野、般若野。敵、敵。已、已。踰、踰。寒原、寒原。盛俊、盛俊。與、與。戰、戰。不、不。利、利。退、退。維、維。盛、盛。乃、乃。以、以。七、七。萬、萬。騎、騎。軍、軍。砥竝山、砥竝山。忠度、忠度。以、以。三、三。萬、萬。騎、騎。軍、軍。志雄山、志雄山。義仲、義仲。以、以。五、五。萬、萬。騎、騎。至、至。令、令。行家、行家。攻、攻。忠度、忠度。而、而。自、自。當、當。維、維。盛、盛。維、維。盛、盛。恃、恃。險、險。不、不。備、備。義仲、義仲。乘、乘。夜、夜。來、來。襲、襲。維、維。盛、盛。大、大。敗、敗。走、走。義仲、義仲。乘、乘。勝、勝。追、追。之、之。參、參。河、河。守、守。知、知。度、度。清、清。盛、盛。七、七。子、子。也、也。與、與。五、五。十、十。餘、餘。騎、騎。大、大。呼、呼。冒、冒。敵、敵。陣、陣。馬、馬。仆、仆。而、而。徒、徒。敵、敵。有、有。岡、岡。田、田。親、親。義、義。來、來。擊、擊。知、知。度、度。舉、舉。刀、刀。斫、斫。其、其。胄、胄。胄

(通釋) 義仲は、わが軍が越前に向つたのを聞き、大將を遣はして、燈城を守らした。この城は山上に位して置かれ、谷川を廻らしてあつて、最も要害な地である。わが軍は、その谷川に隔てられて、近づくことが出来なうだが、城中の將に、齋明と申す坊主が居て、書面を作つて、それを矢に結び附け、以て我軍へ射てよこした。その手紙には「源氏は堤を築いて水を貯へてをりますれば、貴方に於て、東山の麓の處で、堤を切り落しなされますれば、立どころに水は乾上りまする。私は、城中から裏切りを致すで御座りませう」といつてあつた。我軍ではこれに従つて、すぐ其城を攻取り、それより、續けざまに戦つてみな勝ち、追つかけて三條野に至つた。敵將の齋藤光平が出て来て戦つたので、實盛は「此方と同姓ぢや。いつそ、此方の手に殺されよ」と曰つて、共に闘ひ合つてこれを斬つた。我軍は、どこまでもと、遠く追つかけて、越前をば平定し、

進んで加賀の國に入つた。源氏の兵は、退いて安宅渡で拒ぎ守つた。平盛俊が、子の盛綱をして水の深淺を瀬ぶみさせたら、還り知らせて「渡ることが出来ませぬ」といつたので、盛俊は、兵五千を引き連れて、まつ先きに渡り、大軍が之に従つた。とうとう、林、富樫の二城を攻め落して、これに立て籠つた。降参した大將の齋明が申し出して「義仲は越後に居りまするが、越後、越中の國境に、寒原と申す險阻が御座ります、貴方には、急いで、この處を御喰ひ止めなさるゝが宜しう御座ります、敵をして、そこを越えさせてはなりません」といつた。そこで、盛俊をやつて、其地に赴かしたのが、般若野まで行きつくと、敵はもはや寒原を踰えた。盛俊は、共に戦つたが勝利を得ずして退いた。維盛は、そこで、七萬騎を率ゐて、砥並山に陣取り、忠度は三萬騎を以て、志雄山に陣を張つた。義仲は、五萬騎を引き連れて出で來り、行家をして忠度を攻めしめ、そして、自分で維盛に當つた。維盛は、陣地の險阻のをあてにして、備をせなかつたが、義仲は、夜の黒闇につけこんで、來り襲つたので、維盛は、大まけをして逃げだし、義仲は、勝に乗じて之を追うた。參河守知度は、清盛の七男であるが、五十餘騎と共に、大に呼ばはつて敵陣を犯し、馬が倒れて徒歩した。すると、敵に岡田親義といふがあつて、來つに知度を撃つた。知度は刀を振り擧げてその兜に切りつけると、兜が落ちたから、その首を斬つた。親義の子の重義が、引き續いて來た。わが騎士は、知度に近寄せまいと、支へ止めて闘つたが、この間に、

知度は、自から腹を掻き切つて死んだ。敵は益ます進んで來る。右兵衛佐爲盛は、頼盛の第二子であるが、これまた。樋口兼光の爲めに殺された。維盛は、致方なく、退いて佐良岳に立て籠つた。

(文典) (五) 副詞

(四) 副詞は、事物の動作、性質、状態などに附いて、その性状等を表はす詞である。副詞にも、他の品詞と同じく、一字のもの、二字以上を連結して成るものがある。

- (イ) 最爲ニ要地ニ 遂拔ニ林富樫ニ 二城ニ 君宜ニ急扼ニ此(以上頁)
- (ロ) 居常憤憤(頁七〇) 進退失據(頁五七) 踴躍入京師(頁四八)

(イ)の「最」「遂」「急」は、單語副詞の例で、(ロ)の「居常」「進退」「踴躍」は、この場合、何れも二字連結して副詞の作用を爲して居る、三字以上、或は一句を成して居て、副詞の用を爲すものも、随分少なくない、元來、副詞は、動詞及形容詞と密接の關係があるから、その用例は甚だ多く、又その文字は、概して形容詞と同一で、動詞などより轉化するものもあるから、文字も多い。

當ニ此時ニ忠度與盛俊ノ擊ニ破行家ニ而聞維盛敗引兵與之合退據安宅渡忽有

鞍馬十匹。濟水而至。畠山重能在前軍。視之曰。敵近矣。乃與三百騎。登篠原岳。瞰之。馳使中軍告曰。源氏兵悉濟。臣將先進。請賜後繼。義仲召樋口兼光。指岳頂。問曰。汝知彼一隊將爲誰。曰。畠山重能也。臣數遊武藏。記其旗章矣。義仲曰。此可與鬪者。遣兼光與鬪。殺傷相當。維盛等乃進當義仲。成合。返擊大戦。大場景尙自呼而鬪。義仲曰。名士也。麾騎逆之。景尙車騎。被創自殺。衆悉退。實盛獨留戰。敵將手塚光盛。呼問其名。實盛曰。汝斬我首。獻木曾公。公知我也。進薄光盛。光盛從騎遮之。實盛擡騎將殺之。光盛救之。三人相搏。墜馬。光盛遂刺實盛。獻頭於義仲。告其狀。曰。單騎衣錦。其語東音。義仲曰。莫乃實盛乎。召兼光。視之。兼光曰。是也。義仲曰。吾知實盛。年高。今其髮黑者。何對曰。實盛嘗與臣言於東國。曰。白頭從軍。吾將涅我髮。否則難以伍壯者矣。蓋踐其言也。乃洗其頭。頭髮皆白。義仲泣曰。吾幼孤。爲此老所鞠育。使其來歸。將父事之。乃重恩就死。可不謂義乎。收尸葬之。義仲復追我軍。平盛綱。藤原景高等十餘人死之。

(訓釋) 鞍馬、鞍を置きし馬。中軍、本陣。後繼、後より續いて進むこと。後づめ、記、記憶する。旗章、旗じるし。殺傷相當、殺されたり傷きたる者が雙方同じ程であつた。勝負の互角なること。自呼、自分の姓名を呼ぶ。名のる、從騎、附

いて居る騎士。擡、つがむ。相搏、相打ちする。單騎、一騎だけ。東音、關東の方言。莫乃、ではあるまいか。年高、年がよつて居る。涅、黒く染むる。伍、仲間入りする。踐、言ふた通りに實行する。鞠育、養ひそだてる。父事、父として尊び事へる。

(通釋) 丁度この時分に、忠度は、盛俊と共に、行家を撃ち破つたが、維盛が負けたと聞いたので、軍勢を引き上げて、之れと一處になり、退いて安宅渡に陣取つた。すると、突然、鞍を置いた馬が十四川を渡つてきた。畠山重能が、前軍に居り、之を見て、敵が近づいて來たわい」といひ、そこで、三百騎を連れ、篠原岳に登つて之を見下し、使を本陣に走らせ、知らせ申すに、「源氏の兵は悉く川を渡りました。私はまづ先きに進まんと存じますれば、何卒、後詰を下されまする様に」と。敵の方では、義仲が、樋口兼光を召し、篠原岳の頂を指して、問うて曰ふに、「貴様、あの一隊の大將は誰だか知つてをらふ」と、兼光は答へて、「畠山重能で御座ります、私、度々武藏に遊びましたので、その旗印を覚えて居ります」と申したら、義仲は「それならば、共に闘つても善い者ぢや」といひ、兼光を遣はして、共に闘はしめた。勝負は互角で、死傷者の数は雙方同じ程であつた。維盛等は、そこで、進んで義仲に當り、戦ひつゝ、退いて、成合まで來てから、攻勢を取り、引つ返し撃つて大に戦つた。大場景尙は、自から名乗つて戦つたが、義仲が之を聞いて「名高い侍ぢや」といひ、騎士を指鬪して、これを迎へ撃たしめた。景尙は十三騎を斬り殺

したが、自分にも手創をうけたので自殺した。かくする内に、平氏の軍勢は、悉く退却して仕舞つたが、たい、齋藤實盛だけが、獨り留つて戦つて居た。すると、敵將の手塚光盛が、呼びかけてその名を問うたので、實盛は「貴様、此方の首を斬つて、木曾殿へ献上せよ。木曾殿は此方を御承知ぢや」と曰つて、進んで光盛に詰め寄つた。光盛の從騎が之を遮り止めたから、實盛はその騎をつかんで、之を殺さうとすると、光盛が之を救ひに来て、三人互ひに組撃ちを始め、馬から落ち、光盛は、とう／＼實盛を刺し殺した。そこで、光盛は、首を義仲に獻じ、その模様を告げていふには「一騎だちで、錦の鎧直垂を着て居りまして、その言は關東辯で御座りました」と。義仲は「それでは、實盛ぢやあるまいか」と曰つて、兼光を呼び寄せ、これを篤と見させると、兼光は「左様で御座ります」といつた。義仲が曰ふには「此方、實盛は年を取つてゐると承知してゐるが、今、その髪は黒いのはどうぢや」と。兼光はこれに答へて「實盛が、前年私と關東で話を致した時に、白髪頭で從軍致す場合には、拙者は、わが髪を黒く染め様と存する、左様でない、若い者の仲間入りが出来ぬ、と申しましたが御座りますれば、恐らく、その申した通りを行ひましたので御座りませう」と曰つたので、其頭を洗つてみると、頭髮は皆白かつた。義仲が泣いて曰ふには「われ、幼少にして孤兒となり、この老人に養ひ育てられた。もし、この老人が此方へ来て附いたならば、父として尊び事へたであらふのに、主家平氏の恩を重んじて、打ち

死を致したのは、節義あること、いはねばならぬわい」と、その死骸を取り收めて、之を葬つた。義仲は、また、我軍を攻め追ふたが、平盛嗣、藤原景高など、十人餘りがこれに死んだ。

(文典)

〔副詞〕は重に動詞又は形容詞に伴ひ、或は他の副詞に伴ふて其意味を修飾する。

前同に、副詞は、事物の動作、性質、状態などに附いて、その性状等を表はすといつたのは、この事で、例へば前同に擧げた

遂拔<sup>ス</sup>林富樫<sup>ス</sup>、二城<sup>ヲ</sup> 進退<sup>ス</sup>失<sup>レ</sup>據<sup>ヲ</sup>

の二文で云へば、「遂」の字は、下にある動詞「抜」の意味を修飾して、その動作の時期を表はし、「進退」の字は、動詞「失」の意味を修飾して、その動作の状態を示して居る、又

居常<sup>ニ</sup>憤憤<sup>ス</sup> 中微<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>顯<sup>ス</sup>(頁八七)

の二文で云へば「居常」の副詞は、下の悲れる状態を見はす形容詞「憤憤」を修飾して、その時期を表はし、「中」の副詞は、下にある他の副詞「微」(形容詞の副詞に轉せしもの)を修飾して、また、その微なりし時期を示して居る如きである。